

2007 年度
自 己 評 価 書

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

目 次

I	目的	3
II	自己評価・点検	
第1章	教育目的	4
第2章	教育内容	8
第3章	教育方法	27
第4章	成績評価及び修了認定	45
第5章	教育内容等の改善措置	63
第6章	入学者選抜等	76
第7章	学生の支援体制	92
第8章	教員組織	116
第9章	管理運営等	134
第10章	施設、設備及び図書館等	155

I 目的

1 教育上の理念・目的

本法科大学院は、司法が21世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすために、幅広い専門的知識と応用能力を備えているほか、豊かな人間性と高い倫理性を持つ法曹を養成することを目的とする。同時に、これに加えて国際関係法と環境法に特化した勉強を目指す者に対しては、それにふさわしい教育を行う。

2 具体的に養成されるべき法曹像

1に述べた教育上の理念・目的に照らして、具体的には以下の法曹の養成を目指す。

- ① 基本的法領域について、深い知識と応用能力を有し、人格的にも優れた法曹。
- ② 国際関係法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。国際機関職員や渉外弁護士など将来国際的に活躍できる人材。
- ③ 環境法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。21世紀に必要とされる環境法を駆使できる人材。

Ⅱ 自己評価・点検

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

① 教育内容 (基準 2-1 に係る記述参照)

本法科大学院では、法曹に共通して基本的に必要とされる知識を修得させるために「法律基本科目」を、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力、法曹としての責任感・倫理観、法曹実務に必要な能力を涵養するために「法律実務基礎科目」を、法曹としての幅広い基礎的、法学的知見を修得させるために「基礎法学・隣接科目」を、先端的な法的問題についての専門性を修得させるために「展開・先端科目」を設定するとともに、学年進行に応じた教育目標を定めて教育を行うこととしている。

② 教育方法 (基準 3-1、3-2 に係る記述参照)

本法科大学院では、上記の各科目に共通して、プロセスを重視し、少人数による双方向的な授業を実施するとともに、IT 技術を駆使した学修支援体制をとっている。また、特に理論教育と実務教育とを架橋するために、研究者教員と実務家教員との共同教育体制をとることとし、共同担当方式や分担開講方式で実施する授業を多く取り入れている。

③ 成績評価・修了認定 (基準 4-1、4-2 に係る記述参照)

成績評価は、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定し、これをあらかじめ明示して客観的かつ厳格な評価を行うこととしている。また、修了認定は、このような成績評価を前提として、厳格に行われている。

これらの評価・認定にあたっては、厳格な成績評価基準 (A~F) を設定し、その基準内容や成績分布について学生に公表している。さらに、進級制や前提科目制を採用することにより、段階的な学修が確実になされるための仕組みを構築している。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

① 教育理念・目的の明示

本法科大学院は、「Ⅱ目的」で記載した次のような設置の理念、目的及び養成する法曹像を有している。すなわち、本法科大学院は、司法が 21 世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすために、幅広い専門的知識と応用能力を備えているほか、豊かな人間性と高い倫理性を持つ法曹を養成することを目的とする。同時に、これに加えて国際関係法と環境法に特化した勉強を目指す者に対しては、それにふさわしい教育を行う。そして、このような教育上の理念・目的に照らして、具体的には以下の法曹の養成を目指す。

- ア. 基本的法領域について、深い知識と応用能力を有し、人格的にも優れた法曹。
- イ. 国際関係法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。国際機関職員や渉外弁護士など将来国際的に活躍できる人材。
- ウ. 環境法と呼ばれる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する法曹。21 世紀に必要とされる環境法を駆使できる人材。

これらの理念、目的、法曹像は、法科大学院の案内、履修要綱 59 頁、ホームページ等において明示して、学内外に配布・発信しているほか、説明会、相談会、入学時ガイダンス等の機会にこれらの資料を利用して説明・履修指導を行い、その周知徹底を図っている（別添資料 1-1 「2006 年度、2007 年度法科大学院案内」、別添資料 1-2 「2007 年度履修要綱」、別添資料 1-3 「法科大学院ホームページー抜粋ー」）。

これらの理念・目的にかなった法曹を養成するためには、当然、法曹として必要な能力、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育及びこれを担保するための厳格な成績評価が前提とされるのであり、本法科大学院の理念・目的は、基準 1-1-1 に適合したものである。

② 教育の実施（基準 2-1、3-1、3-2、4-1、4-2 に係る記述参照）

以上の理念・目的にかなった教育が、教育内容についても、教育方法についても、成績評価・修了認定の厳格性についても、実施されている。

③ 成果の実現

本法科大学院における学生の進級・修了状況は、表 1-1-2-1 のとおりであり、所定の課程に基づいて、教育目的を達成している。なお、2006 年 9 月 21 日に公表された短縮コースの修了者 52 名のうち 51 名の司法試験受験者（1 名は現行試験合格のため受験せず）のうち 17 名という合格者数は、必ずしも十分満足のいく結

果ではなかった。しかし、短期的に受験のみを念頭に置くのではない教育は、長い目では社会に貢献する優秀な法曹の養成に寄与するものと確信している。

表1-1-2-1 2004年度入学者の2006年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者52名）					
	進級者・修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2004年度末	43	7	50	2	52
2005年度末	37	7	44	6	50
2006年度末	34	9	43	1	44

短縮コース（入学者56名）					
	進級者・修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2004年度末	53	0	53	3	56
2005年度末	52	0	52	1	53
2006年度末	-	-	-	-	-

2005年度入学者の2006年度末までの在籍及び進級・修了の状況

標準コース（入学者51名）					
	進級者・修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2005年度末	49	2	51	0	51
2006年度末	46	4	50	1	51

短縮コース（入学者52名）					
	進級者・修了者	原級留置	小計	年度内の退学者	合計
2005年度末	50	0	50	2	52
2006年度末	44	6	50	0	50

（原級留置には、当該年度以前に原級留置となった者の人数を含む。）

2 優れた点及び改善を要する点等

養成する法曹像について明確なものを持ち、その養成に適合した教育を実施しており、成果を上げつつある点で優れている。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育課程は、「2007年度上智大学法科大学院履修要綱」(別添資料1-2 2007年度履修要綱)に記載したカリキュラムのとおりである。以下、その考え方と特色について述べる。

1 概要

本法科大学院の学生定員は、標準コース(3年制コース)50名、短縮コース(2年制コース)50名である。1年次は、標準コース生のみから構成され、2年次で、短縮コース生と合流する。短縮コースの1年次科目免除の認定は、基準4-3-1に係る状況で詳述するとおり、公法(憲法・行政法)、民事法(民法・民事訴訟法・商法)、刑事法(刑法・刑事訴訟法)の3科目、実質的には7科目について行われる入学試験による。これに対応して、標準コース生は、1年目に、上記7科目及び法学基礎的科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、短縮コース生にはほぼ匹敵する知識・能力を修得することを目指している。

本法科大学院の基礎となる学部としては、上智大学法学部がある。上智大学法学部は、法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科の3学科から成る(一学年定員は、法律学科150名、国際関係法学科75名、地球環境法学科60名)。国際関係法学科と地球環境法学科は、いずれも、国際関係法、環境法領域に多様な科目を展開しており、特色あるカリキュラムとなっているが、法体系を学ぶ前提として、法律基本科目を学ぶことは当然であるため、学部生は、法律学科以外であっても、法律基本科目を修得しながら特色ある科目の履修を行うのが大勢であって、法律基本科目については、3学科にそれほどの相違は存していない。

このような学部における国際関係法、環境法についての先進的・積極的取組みの実績をふまえ、本法科大学院では、環境、国際を特色に据え、キリスト教ヒューマニズムに根ざした真の正義を追求する法曹を養成するための教育内容を整備したものである。しかし、本法科大学院が、上智大学のみならず広く他大学の学生を受け入れていることは、入試結果からも周知の事実であり、他大学出身の学生で、本法科大学院の特色である環境、国際関係法の基礎が十分備わっていない学生のために、環境法基礎、国際法基礎の

科目を設け、先端的な環境、国際関係の各科目を履修する前の基礎を涵養することとしている（解釈指針2-1-1-1）。

2 理論と実務の架橋を意識した段階的教育

1年次は、標準コースの学生のみを対象として教育する。1年次は、法律基本科目9科目を必修として課し、真摯な勉学による十分な知識の修得と、法的素養の育成を図る。法律基本科目として、憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法の7領域を確実に修得させることを目指すが、同時に、比較法、法哲学などの基礎法学や法と経済学のような隣接科目を履修させることによって、幅広い視野を持ちつつ、法律科目を勉強することを可能にする。また、入学時に、法情報調査を受講させ、これからの法律の勉強に的確な筋道を与えるとともに、ガイダンスの際、実務家の話をきく機会でもある法学入門的な講座を設け、高いモチベーションを持って、勉学を開始できるような環境を整えている。

2年次では、標準コースからの学生と、短縮コースで入学した学生とが合流する。ここでも、法律基本科目が主軸となるが、基本的知識が修得されていることを前提に、実務を意識したケース中心のソクラティック・メソッドによる授業が中心となり、学生自身による問題解決能力を育成し、より高いレベルに到達することを目指す。短縮コースで入学した学生に対しても、広い視野での法的素養を育てる観点から、基礎法学・隣接科目の履修を求めている。また、前述の環境法基礎、国際関係法基礎は、標準コースの1年次及び2年次での履修、短縮コースの2年次(実質1年目)での履修が想定されている。

法律実務基礎科目としては、法曹倫理を2年次春学期に必修として配置し、早い段階で全員に、法曹実務に触れさせ、法曹としての倫理の重要性を認識させ、身につけさせることとした。2年次の夏期休暇中にエクスターンシップとして法律事務所に派遣される学生も20数名いるため、その準備の必要上も、法曹倫理の授業を受けておくことは必須であるが、それ以外の学生にとっても、本格的な実務科目が多数配当されている3年次に向けて、事前に法曹倫理を履修しておくことは有意義であり、学生たちの実務への関心を喚起し、理論教育においてもよりインセンティブの高い取組みを可能にするものである。

また、2年次に特有の必修の実務演習科目として、少人数のゼミ形式のクラスを置き、全員が必ずいずれかのクラスに所属することとしている。実務演習科目は、実務家教員と研究者教員が同時担当し、実務を素材として、学生たちが自主的な研究を行い自ら発表する形式で授業が進められる。学生相互あるいは、教員との間で、濃密な議論を戦わすことが可能となると同時に、学生が、自ら問題意識をもって自主的に研究することによって、通常の授業クラスでは得られない掘り下げた検討を行うことが期待できる。2007年度からは、「家庭の法務演習」を新設し、日常的に家庭でみられる法律問題に焦点を当て、実務的な視点から、自主的な研究を行うことを目指している。いずれも、2年次生にとっては、これまで学んできた理論を土台として、実務的素材を通して、実務との接点を探り、問題点を主体的に学ぶ機会が与えられることになる。

このように、2年次は、法律基本科目をより高い段階まで確実に履修することを中心

的な狙いとしているが、同時に、法曹倫理や実務演習によって、実務との架橋を学生たちに強く意識させる教育を目指している。また、本法科大学院の特色である環境法科目、国際関係法科目も、展開・先端科目として多数開講されており、それ以外の展開・先端科目である労働法、経済法、知的財産権法、倒産処理法、租税法等についても、学生が自らの関心で選択して履修することが可能となっている。また、より応用的な展開・先端科目として、「スポーツ・エンタテインメント法」や「医療と法」なども開講している。スポーツ・エンタテインメント法は、2004年度から3年間、本法科大学院単独で、文部科学省の法科大学院形成支援プログラムとして採択された「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」において、スポーツ仲裁を一つの柱としてプロジェクトを行ったことから、当該プログラム終了後も、得られた蓄積を生かした授業を企画したものである。

3年次は、2年次までの法律基本科目の確実な修得を前提として、理論的・体系的に法律知識を完成させ、法的思考方法を実務的問題解決に的確に用いる能力を涵養することを目的としている。2年次における法律基本科目の修得は、3年次春学期に開講される民事法(総合)、刑事法(総合)、公法(総合)によって、その総合的理解を促し、理論的応用力を身につけた形での完成を目指している。3年次の特徴としては、実務系科目について、春学期には、訴訟実務基礎(民事)・訴訟実務基礎(刑事)という実務基礎科目を必修として位置づけ、秋学期を中心に、その他の実務科目を、全員2科目以上履修するように義務づけている。実務科目は、模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、国際仲裁・ADR、刑事実務、リーガルクリニック、エクスターンシップの構成となっており、いずれも、少人数科目で、学生が主体的に取り組んではじめて単位が修得できる科目である。実務科目は、派遣検察官、派遣裁判官、弁護士教員、及び豊富な実務経験を有する本学専任教員によって行われている。例えば、模擬裁判は、3名の実務家教員が共同して綿密な打ち合わせの下に実施されており、学生もチームに分かれて、各人真剣に授業に取り組む必要がある。

以上の教育課程は、まずは、理論教育によって法的知識の基礎を十分に固めた上で、段階的に実務的視点を入れていくもので、前半に、法曹としての倫理教育、実務基礎教育を行い、次に、本格的な実務科目をおき、段階的に理論と実務の架橋を実現していくことを目指している。学生は、1年次から3年次春学期までの理論教育によって蓄積された法的知識を駆使して、実務科目に臨むことが厳しく要求され、いずれの科目においても、個々の実務課題に対して、自ら分析し、文書等を作成することが課せられる。学生一人ひとりが、理論と実務の架橋を自ら実感することによって、より高いインセンティブをもって、さらに法理論の勉学に精進することが要請される。また、3年次においては、展開・先端科目、応用的科目をより広く履修していくことが可能となり、展開・先端科目を受講することで、法律基本科目の重疊的な理解を新たにし、幅広い法的視野をもつことができる。

以上のように、1年次から、2年次、3年次へと、それぞれの段階で、必修、選択必修、選択科目について、きめ細かく科目を配当することによって、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることが可能となっている。また、法曹倫理等の実務科目によって法曹としての責任感、倫理観を涵養し、さら

に、幅広い多様な科目の履修によって、様々な分野に視野を拡げ、人間性豊かな法曹を育てることを目指している。このようなカリキュラムの組立て、教育内容によって、理論教育と実務教育との架橋を学生が実感しながら、積極的に授業に取り組むことが可能となるよう配慮している（解釈指針2-1-1-1）。

3 「環境」「国際」「幅の広い人間性豊かな法曹」

本法科大学院では、1でも述べたように、「環境」「国際」を特徴とした法曹養成を目指している。また、上智大学は、建学の精神から、キリスト教ヒューマニズムに則った人間性豊かな法曹を育てることを旨としているが、そのような観点からは、「環境」に配慮する豊かな人間性とグローバルな視点を身につけておくことは汎用的ともいえよう。本法科大学院としては、法曹となった後、環境法を専門とする優秀な法律家、国際法務公法系、私法系を専門として活躍する法律家を輩出できることを期待し、教育内容の特徴に据えているが、必ずしも、環境法専門、あるいは国際法務専門の法律家を目指さない場合にも、「環境」「国際」の視点を何らかの形で法的思考の基礎として持つことは、法曹としての将来のために有意義である。

なお、上智大学では、これまで長年にわたって、多数の優れた法学研究者を養成してきており、法科大学院設置後においても、その役割を果たしていきたいと考えている。法科大学院の科目においても、「自主研究・論文作成」の科目を置くことによって、研究者志望の学生に対しても、研究科後期課程への進学を可能とする機会を設けている。

本法科大学院は、一学年100名であって、決して規模の大きい法科大学院ではないが、学生の多様なニーズに沿うよう、数多くの展開・先端科目を開講している。また、早稲田大学法科大学院との単位互換制度により、より多彩な科目履修を可能としている。「環境」「国際」を特徴としながら、学生の幅広い興味、関心にできるだけ応えることができるような教育内容の組立てを行うよう配慮している。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

上記4分野について、法曹として求められる能力を養成するため、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学修の進展に応じて基本から応用・実践へと段階的に履修できるよう、以下のとおり、授業科目を配置した。

なお、当然のことながら、内容的に法律基本科目にあたる授業科目を、他の「授業科目一覧表」科目区分のもとに開設していることはない(解釈指針 2-1-2-5)。

1 法律基本科目 (解釈指針 2-1-2-1)

法律基本科目としては、1年次(未修者)に、憲法基礎4単位、行政法基礎2単位、民法基礎Ⅰ4単位、民法基礎Ⅱ4単位、民法基礎Ⅲ2単位、商法基礎4単位、民事訴訟法基礎4単位、刑法基礎4単位、刑事訴訟法基礎2単位(以上、必修)を、2年次に、憲法2単位、行政法2単位、民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、商法4単位、民事訴訟法Ⅰ2単位、民事訴訟法Ⅱ2単位、刑法2単位、刑事訴訟法4単位(以上必修)、3年次に、民事法(総合)2単位、刑事法(総合)2単位、公法(総合)2単位(以上必修)を配置した。法曹実務に共通して必要とされる基本法分野については、基本から着実に積み上げ、2年次からは、実務との架橋を意識しつつ、3年次には仕上げをして、実務での実践につなぐことができるように段階的教育を心がけている。

なお、設置当初は、公法については、3年次の必修は置いていなかったが、公法科目の修得のためには単位が不足していると考えられ、学生からの要望も強かったため、2007年度から、公法についても、2単位の3年次必修科目(公法(総合))を置くこととした。

また、選択科目として、企業取引法2単位をおき、学生のニーズがある場合に応えられるようにしている。

2 法律実務基礎科目 (解釈指針 2-1-2-2)

法律実務基礎科目としては、2年次に法曹倫理2単位を必修として置き、また、3年次には、春学期に、訴訟実務基礎(民事)2単位、訴訟実務基礎(刑事)2単位を必修として置

いている。また、2年次に、学生が自ら実践するゼミ方式で行う少人数の実務演習（A群実務演習科目）を選択必修として置いている。環境法実務演習、金融法実務演習、企業法務演習、公共法務演習、家庭の法務演習の5科目から1科目の履修を義務づけている。これらの科目は、実務家教員と研究者教員が同時担当しており（金融法実務演習については、若干の回は、実務家教員が中心となる場合もある）、実務を素材として、学生による積極的・主体的な研究を求めるもので、理論教育を中心とする2年次において、理論と実務の架橋を認識する機会を付与する意義を有するものとして有益である。

このように、2年次生全員に、法曹としての倫理・責任、実務の最も基礎となる部分の確実な履修を要求して、その上で、3年次秋学期を中心に、B群実務科目の履修を4単位以上義務づけている。B群実務科目としては、模擬裁判(民事)、模擬裁判(刑事)、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、刑事実務、国際仲裁・ADRが各2単位で、3年次秋学期におかれ、リーガルクリニック(2単位)は、3年次春学期・秋学期に各々置かれている。エクスターンシップについてのみ、例外的に、2年次・3年次ともに履修できるようになっている。以上のようなB群実務科目群から、2科目以上履修することとなっており、学生は、数多くのプログラムから、自分の興味に応じた科目を選択して履修することが可能となっている。

3 基礎法学・隣接科目（解釈指針2-1-2-3）

基礎法学・隣接科目としては、比較法、法哲学、法社会学、英米法、法と経済学(各2単位)を置き、4単位以上の履修を求めている。社会に生起する様々な問題に関心を持ち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることは、法曹にとって重要な資質となるところであるから、これら基礎法学・隣接科目を履修する意義は大きいと考えられる。2007年度からは、法哲学、法社会学の科目を新たに設けることによって、学生の選択の幅を広げ、より多様なニーズに応えることを可能とした。

4 展開・先端科目（解釈指針2-1-2-4）

展開・先端科目としては、まず、社会経済法系の科目として、労働法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、経済法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、倒産処理法(4単位)、知的財産権法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、租税法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、民事執行・保全法(2単位)、スポーツ・エンタテインメント法(1単位)、医療と法(1単位)があるほか、本法科大学院の特徴である「環境」「国際」に関して、豊富な展開・先端科目が置かれている。環境法系としては、環境法基礎(2単位)、環境法政策(2単位)、環境訴訟(2単位)、企業環境法(2単位)、比較環境法(2単位)、国際環境法(1単位)、環境刑法(1単位)、自然保護法(2単位)、産業廃棄物処理(2単位)、国際法系として、国際法基礎(2単位)、国際私法(2単位)、国際家族法(1単位)、国際取引法(2単位)、国際民事紛争処理(1単位)、国際人権法(1単位)、国際経済法(1単位)、国際取引法の現代的課題(2単位)を配置した。

本法科大学院は、環境・国際を特色として掲げているが、特に、国際法系、環境法系科目を中心として、応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を修得させるとともに、例えば、環境法についての科目を複数履修するならば、より専門的に高度なレベルに到達

することができるように、教育課程を工夫している。そして、履修要綱において、「国際法務中心の法律家を目指すタイプ」や「環境問題中心の法律家を目指すタイプ」などについて、未修・既修のコースごとに「モデル履修案」を提示し、学生の計画的・段階的な学修の便を図っている（別添資料1-2 2007年度履修要綱40頁以下）。社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について、基礎的な理解を促し、あるいは、場合によっては、高度の専門的教育を行うことは、これからの法曹を育てる法科大学院の使命と考えられるところであるが、本法科大学院においても、カリキュラムの構成について常に再検討しつつ、適切な取組みを目指している。

5 その他の科目

1年次の学生に対しては、入学時に、法情報調査のガイダンスを行うこととしているが、2007年度以降は修了に必要な単位とはしていない。

さらに、「自主研究・論文作成」は、学生が関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする授業科目であり、主として、博士後期課程法律学専攻に進学を希望する学生等を念頭に置いている。本法科大学院のカリキュラム編成としては、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目群と並ぶ研究・論文として位置づけているが、基準2-1-2との関係においては、内容的にみて、展開・先端科目に相当する授業科目として開設しているものである（別添資料1-2 2007年度履修要綱32頁・37頁、別添資料3-1 2007年度法科大学院シラバス140頁、資料2-1-2-1「自主研究・論文作成についての申合せ」）。2005年度、2006年度については、法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」のスポーツ仲裁についての学生の自主研究も当該科目において行われ、スポーツ仲裁に関する理論的蓄積に貢献した（資料2-1-2-2「法科大学院形成支援プログラム第2回ワークショップ実施のお知らせ」）。

資料2-1-2-1

自主研究・論文作成についての申合せ

- 1 自主研究・論文作成の単位を修得する学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。
 - (1) 論文の字数 2万字程度
 - (2) 提出期限 その年度において教授会が定める日時
 - (3) 提出先 法科大学院事務室
- 2 前項第1号の定めについては、時限的に設定される授業その他に参加する学生の研究を自主研究・論文作成の履修とみなす場合において、教授会が適当と認めるときは、別途の取扱いをすることができる。
- 3 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員1名による審査を受けなければならない。
- 4 この申合せは、2005年度後期から適用する。

平成17年12月21日

法科大学院等形成支援プログラム
第2回ワークショップ実施のお知らせ

法科大学院
法科大学院等形成支援プログラム

掲題プログラムの一環として、昨年同様、長島・大野・常松法律事務所、日本スポーツ仲裁機構のご協力を得て、3日間のワークショップを以下の内容で実施します（詳細については変更の可能性があります）。本年度は昨年度と異なり、調停手続と仲裁手続の二つの異なる手続のロール・プレイを実施する予定です。ワークショップの状況は撮影され、法科大学院教育の教材として利用される予定です。

○ 内容（予定：変更の可能性があります）

3月3日（金）

12:00～13:30 開会式
14:00～17:00 調停ロール・プレイ
17:00～18:00 講評
19:00～21:00 レセプション
調停人役は調停案の作成、当事者役は当事者への報告と助言

3月4日（土）

9:30～11:00 調停人による調停案の提示と各当事者による調停案の検討
11:00～13:00 調停案の諾否の発表と講評
14:00～17:00 仲裁ロール・プレイ
19:00～ 仲裁判断の作成

3月5日（日）

9:30～12:00 仲裁判断の公表と検討
13:00～16:00 参加者による自己分析と講評
16:00～17:00 閉会式

- * ロール・プレイの問題は2月3日の公表を予定しています。
- * 事前に仲裁準備書面の提出が求められます（申立人側については2月20日、被申立人側については2月27日を締め切りとすることを予定しています）。
- * 調停人・仲裁人役については事前に打合会が実施されます。
- * 夜間の作業もある予定です。

- 場所：上智大学、宿舎：ルポール麹町
- 参加費：無料
- 単位：本ワークショップに積極的に参加し、求められる準備書面、仲裁判断等を提出した学生については、模擬裁判（国際）として単位認定する予定です。なお、模擬裁判（国際）として単位を得る方については、3年次実務科目の選択・選考に際し、1科目を履修済みとして扱います（例えば、模擬裁判（国際）とは別に2科目履修を希望した場合、他に希望者が多い場合には1科目について選考にあたって劣後することがあります）。
- 募集人員：
 - ・ 当事者役（申立人、被申立人）：4名一組で8組程度
 - ・ 仲裁人・調停人役：8名程度応募者多数の場合には、法科大学院で抽選を実施して選出します。
- 応募方法：参加を希望される方は、1月16日（月）午後5時までに法科大学院事務室にその旨を申し込んでください（様式適宜）。その際、当事者役での参加を希望する人は4名のチーム単位で申し込んでください。
- 問い合わせ先：法科大学院等形成支援プログラム（pslaw2@sophia.ac.jp）、森下

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

1 法律基本科目 (解釈指針 2-1-3-1)

本法科大学院では、法律基本科目の必修科目は、標準コース 62 単位、短縮コース 32 単位で、内訳は以下のとおりである。

(1) 公法系科目 12 単位

- 1 年次 憲法基礎 4 単位、行政法基礎 2 単位
- 2 年次 憲法 2 単位、行政法 2 単位
- 3 年次 公法(総合) 2 単位

(2) 民事系科目 36 単位

- 1 年次 民法基礎Ⅰ 4 単位、民法基礎Ⅱ 4 単位、民法基礎Ⅲ 2 単位、商法基礎 4 単位、民事訴訟法基礎 4 単位
- 2 年次 民法Ⅰ 4 単位、民法Ⅱ 4 単位、商法 4 単位、民事訴訟法Ⅰ 2 単位、民事訴訟法Ⅱ 2 単位
- 3 年次 民事法(総合) 2 単位

(3) 刑事系科目 14 単位

- 1 年次 刑法基礎 4 単位、刑事訴訟法基礎 2 単位
- 2 年次 刑法 2 単位、刑事訴訟法 4 単位
- 3 年次 刑事法(総合) 2 単位

その他、選択科目として、企業取引法(2 単位)がある。この授業科目は、別添資料 3-1 2007年度法科大学院シラバス64頁に記載されているとおり、広義の商法の中から、必修科目の商法基礎及び商法では十分取り扱うことのできない分野について取り上げるものであって、商行為法を中心として取引の実態に即した内容を扱うものである。授業科目の内容に鑑みて、基準 2-1-2 の観点からは法律基本科目に当たるものとして科目展開しているが、必修科目の商法基礎及び商法によって、広義の商法に関する学識を修得することができることから、基準 2-1-3 に関しては、本法科大学院の目的に照らして、この授業科目については選択科目として位置づけている。なお、企業取引法の修得単位と修了要件との関係では、基準 4-2-1 に係る状況で記載するとおり、標準コースにおいては、選択科目の単位数は法律基本科目以外から充足することとされているので、修了要件単位数にこれを算入することはできないが、短縮コースにおいては、選択科目としての単位数に科目区分の指定がないので、修了要件単位数にこれを算入することができること

になる。

2 法律実務基礎科目（解釈指針2-1-3-2）

法律実務基礎科目の総単位数は、12単位である。そのうち、6単位が必修で、残りの6単位は、複数の科目から選択する選択必修科目である。内訳は以下のとおりである。

2年次 法曹倫理2単位（必修）

A群実務演習科目より1科目

A群実務演習科目は、以下のとおりである（いずれも2単位）。

環境法実務演習、金融法実務演習、企業法務演習、公共法務演習、家庭の法務演習

3年次 訴訟実務基礎（民事）2単位、訴訟実務基礎（刑事）2単位（いずれも必修）

B群実務科目より2科目

B群実務科目は、以下のとおりである（いずれも2単位）。

模擬裁判（民事）、模擬裁判（刑事）、法文書作成、リーガルライティング、ネゴシエーション・ロイヤリング、刑事実務、国際仲裁・ADR、リーガルクリニック、エクスターンシップ（エクスターンシップに限り、2年次で履修も可）

法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」（2単位）として独立の科目を開設し、2年次必修としている。また、他の実務科目の授業においても、実務家の担当者が法曹としての責任感・倫理観に留意した教育を行っている（解釈指針2-1-3-2（1）ア、（2））。

法情報調査に関しては、入学時のガイダンス期間に法令、判例及び学説等の検索方法等について、全学生を対象にガイダンスを行い、また、標準コースの学生に対しては、入学時のガイダンス期間に別途、判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させるための教育を実施している（2007年度以降の入学者については、修了に必要な単位とはしていない）。短縮コースの学生について言えば、法情報の調査・分析に関する技法は一定程度修得済みであると考えられるが、各法律基本科目の授業の中で、判例の意義・読み方の学習を意識的に行うこととしている（解釈指針2-1-3-2（3）ア）。

2年次に、学生の主体的参加をメインとした科目として、少人数のA群実務演習科目をおいている。これら演習科目では、実務の素材を用いて、実務家教員と研究者教員が同時担当し、実務の現場での法曹の役割を学びながら、実務の基礎を自ら学習する教育内容となっている。なお、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目は、3年次必修科目としてはおかれていないが、A群実務演習科目の公共法務演習の中で、一定の公法系訴訟実務基礎に該当する授業が行われている（解釈指針2-1-3-2（5））。

3年次の必修の実務科目として、訴訟実務基礎（民事）及び訴訟実務基礎（刑事）が置かれている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎としては、訴訟実務基礎（民事）（2単位）を置き、派遣裁判官が担当している。また、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として訴訟実務基礎（刑事）（2単位）を置き、派遣検察官を中心に、現職弁護士の実務家教員、裁判官出身の専任教員が共同で

担当している（解釈指針2-1-3-2(1)イ、ウ）。

3年次秋学期を中心に開講しているB群実務科目は、学生の多様なニーズに適合するため、多種多様な科目を展開するものである。裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的スキルを身に付けさせる模擬裁判は、民事・刑事を分けて、それぞれ2単位で展開している。いずれも、弁護士・裁判官・検察官・専任教員が同時に担当して、授業を行っている。契約書等の法的文書の作成の基本的スキルを修得させる教育としては、「法文書作成」の科目を置き、また、英文についての法文書作成については別に、「リーガルライティング」を置き、国際法務に興味をもつ学生の需要に答えている。これらの科目を選択しない学生に対しても、必修科目である民事法（総合）及び訴訟実務基礎（民事）の各授業科目において、法律意見書や調査報告書等の法的文書作成の基本的スキルをレポート課題により修得させている（別添資料3-1 2007年度法科大学院シラバス57頁・68頁）。また、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉技法を学ばせ、法律実務の基礎的スキルを修得させる教育として、「ネゴシエーション・ロイヤリング」をおいている。「国際仲裁・ADR」は、2006年度までの法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」によって培った資源を生かす形で、学生のロールプレイを中心に、休暇中に集中授業の形で行われる。2004年度からの3年間の実績は、DVDにおさめ、全国の法科大学院に対して発信する予定である（解釈指針2-1-3-2(3)イ、(4)ア、イ）。

「リーガルクリニック」は、隔週土曜の午後に、四谷キャンパス内の無料法律相談所において実施しており、講師の弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育を行っている。実際の相談案件については、法科大学院の学生の授業の一環であることを明示した上で、募集を行っているため、毎回、それほど多く案件があるわけではないが、学生にとって、生の事件の相談者に触れることは貴重な体験であり、その過程で、弁護士教員の直接的指導を受けることもできる（解釈指針2-1-3-2(4)ウ）。「エクスターンシップ」は、毎年、40程度の法律事務所に対して、学生を2～3週間派遣し、実地研修を行わせている。事前に2回の授業を義務付け、エクスターンシップに行くに当たっての心構え、倫理を学ばせている。学生は、研修後にレポートを提出し、また、研修先の担当弁護士からの報告書の提出を受けて、エクスターンシップ運営委員会で、慎重な合議の上、単位認定を行っている。派遣先の差異など、評価のランク付けになじまないことから、成績評価としては、合否のいずれかとしている（解釈指針2-1-3-2(4)エ）。また、2007年度から、実務科目について、刑事系の科目が少ないとの学生の要望にこたえ、科目間のバランスに配慮して、「刑事実務」を新設することとした。

A群実務演習科目、B群実務科目ともに、少人数の科目で、かつ選択必修科目であるため、毎年度4月までに希望調査を行い、できる限り、その希望にそのような形で調整している。

3 基礎法学・隣接科目（解釈指針2-1-3-3）

基礎法学・隣接科目については、選択必修科目として、4単位以上の履修を義務付けている。法の根底をなす理念に触れ、あるいは、法学以外の幅広い視野を養うことにより、

法の本質を理解した良き法曹を育てることを目指している。科目は以下のとおりである。

比較法、法哲学、法社会学、英米法、法と経済学(各2単位)

2007年度以降、学生の多様なニーズにこたえるため、法哲学、法社会学を新設した。従前、環境法基礎と国際法基礎をここに置いていたが、本来の基礎法学ではないため、展開・先端科目として科目区分を整理した。

4 展開・先端科目(解釈指針2-1-3-4)

展開・先端科目については、選択必修として、標準コース、短縮コース、それぞれ12単位以上取得することを義務づけている。

[社会経済法系科目]

労働法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、経済法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、倒産処理法(4単位)、知的財産権法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、租税法Ⅰ(2単位)Ⅱ(2単位)、民事執行・保全法(2単位)、スポーツ・エンタテインメント法(1単位)、医療と法(1単位)

そのほか、本法科大学院の特徴である「環境」「国際」に関して、豊富な展開・先端科目が置かれている。

[環境法系科目]

環境法基礎(2単位)、環境法政策(2単位)、環境訴訟(2単位)、企業環境法(2単位)、比較環境法(2単位)、国際環境法(1単位)、環境刑法(1単位)、自然保護法(2単位)、産業廃棄物処理(2単位)

[国際法系科目]

国際法基礎(2単位)、国際私法(2単位)、国際家族法(1単位)、国際取引法(2単位)、国際民事紛争処理(1単位)、国際人権法(1単位)、国際経済法(1単位)、国際取引法の現代的課題(2単位)

なお、従来は、展開・先端科目は、すべて2単位科目であったが、2007年度から、若干の科目について、1単位の構成とする変更を加えた。従来、国際法の現代的課題(2単位)として、国際環境法・国際人権法を内容として授業を行い、あるいは、環境法の現代的課題(2単位)として、環境刑法・国際環境法を内容として授業を行ってきたが、それらについて、科目名を明確に内容に合ったものとし、成績評価等も一つの単位ごとに明確に行うことができるように、1単位科目として分離することとした。また、履修単位数の上限が36単位であるため、その中で、学生の多様なニーズに応えるため、国際家族法、医療と法、スポーツ・エンタテインメント法などの新設科目については、1単位科目として、新設することとした。従来、法学部・法学系の大学院では、1単位科目の活用はあまり行われていなかったが、法科大学院では、きわめて濃縮した単位数で授業が行われるため、1単位科目も取り混ぜてカリキュラムを構築することは、学生が自らの関心に合わせてきめ細かく科目を選択することを可能とするものである。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

本法科大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に従い、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。また、本法科大学院では、大学設置基準第22条の規定に従い、1年間に授業を行う期間は、定期試験期間を含め35週にわたるものとされている。そして、本法科大学院では、2学期制（春学期及び秋学期。なお、2006年度以前は、前期及び後期）を採用しており、各期間の授業期間は15週であり、これは試験期間とは別に設定されている（別添資料1-2 2007年度履修要綱 表紙直後の無頁の2007年度法科大学院行事予定表、38頁以下の時間割表）。

休講がなされる場合には、担当教員は、あらかじめ学事センターにその旨の連絡をし、学生に周知することとされている。また、当該休講に対する補講についても、あらかじめ学事センターに連絡することとされている（資料2-1-4-1 2007年度学部・大学院教務事務の手引5頁）。2006年度における休講及び補講の状況は、資料2-1-4-2のとおりである。

資料 2-1-4-1

2007年度学部・大学院教務事務の手引

(4) 休講・補講

やむを得ず休講される場合は、所定用紙にて必ず事前に学事センターに届け出てください。所定用紙は学事センターまたは各学部・学科事務室に備え付けています。

休講日の前日までにご連絡いただいた休講情報は本学ホームページに掲載します。また、体調不良等、当日になって休講される場合は、お電話で学事センターまでご連絡ください。学事センターが代理で「休講届」を記入します。

補講については教室確保の関係上、あらかじめ学事センターにご相談ください。各学期3日間補講日を設けています。下記補講日以外に補講を実施したい場合は、学事センターにご相談ください。

※ 春学期補講日 7月7日(土)・7月14日(土)・7月21日(土)

秋学期補講日 1月12日(土)・1月19日(土)・1月26日(土)

資料2-1-4-2

2006年度休講状況

月日	曜日	時限	科目名	開講形態	教員名	休講理由
2006/04/05	水	4	経済法Ⅰ		江口 公典	その他
2006/04/07	金	1	刑事訴訟法基礎		長沼 範良	その他
2006/05/11	木	3	刑事法（総合）Aクラス	輪講	島田 聡一郎	その他
2006/05/11	木	2	刑事法（総合）Bクラス	輪講	島田 聡一郎	その他
2006/05/18	木	5	労働法Ⅰ		中嶋 士元也	病欠
2006/06/15	木	4	国際取引法		森下 哲朗	出張
2006/07/03	月	4	英米私法		和仁 亮裕	その他
2006/07/05	水	2	国際取引法の現代的課題		和仁 亮裕	出張
2006/09/25	月	4	環境法政策		北村 喜宣	出張
2006/10/05	木	2	商法基礎		吉川 榮一	病欠
2006/10/05	木	5	Law & Practice of Int'L Business Trans		森下・BRYAN	その他
2006/10/06	金	2	商法基礎		吉川 榮一	病欠
2006/10/06	金	3	企業環境法		吉川 榮一	病欠
2006/10/12	木	4	環境訴訟		越智 敏裕	病欠
2006/10/19	木	5	労働法Ⅱ		中嶋 士元也	病欠
2006/10/26	木	3	民法基礎Ⅱ		奥富 晃	その他
2006/10/31	火	4	民法基礎Ⅱ		奥富 晃	その他
2006/10/31	火	2	民法基礎Ⅲ		前田 陽一	その他
2006/11/08	水	2	刑法B		町野 朔	その他
2006/11/09	木	4	比較法		滝澤 正	出張
2006/11/13	月	1	国際民事紛争処理		道垣内 正人	出張
2006/11/16	木	2	刑法A		町野 朔	出張
2006/11/17	金	4	法文書作成	輪講	越智 敏裕	その他
2006/11/22	水	2	刑法B		町野 朔	出張
2006/11/22	水	4	経済法Ⅱ		江口 公典	その他
2006/12/08	金	2	商法基礎		吉川 榮一	その他
2006/12/08	金	3	企業環境法		吉川 榮一	その他
2006/12/11	月	1	国際民事紛争処理		道垣内 正人	その他
2006/12/15	金	2	公法ⅡA		小幡 純子	その他
2006/12/21	木	5	Law & Practice of Int'L Business Trans		森下・BRYAN	その他
2007/01/09	火	5	労働法Ⅱ		中嶋 士元也	その他
2007/01/09	火	4	環境訴訟		越智 敏裕	その他

2006年度補講状況

補講実施日	曜日	時間	科目名	教員名	教室
2006/04/15	土	11:00-12:30	倒産処理法	田頭 章一	2-210
2006/04/24	月	17:00-18:30	刑法基礎	町野 朔	2-208
2006/05/13	土	11:00-12:30	刑事訴訟法基礎	長沼 範良	2-208
2006/05/15	月	17:00-18:30	刑法基礎	町野 朔	2-208
2006/06/03	土	10:00-12:00	国際取引法	森下 哲朗	2-210
2006/07/01	土	13:30-15:00	刑事法（総合） Aクラス	島田 聡一郎	2-208
2006/07/01	土	11:00-12:30	刑事法（総合） Bクラス	島田 聡一郎	2-208
2006/07/01	土	15:30-17:00	経済法 I	江口 公典	2-210
2006/07/08	土	17:00-18:30	労働法 I	中嶋 士元也	2-208
2006/07/15	土	11:00-12:30	国際取引法の現代的課題	和仁 亮裕	2-207
2006/10/12	木	18:45-20:15	環境法政策	北村 喜宣	2-208
2006/10/25	水	15:15-16:45	民法基礎 II	奥富 晃	2-208
2006/10/31	火	09:15-15:00	民法 II A	辻 伸行	2-208
2006/11/01	水	09:15-15:00	民法 II B	辻 伸行	2-208
2006/11/02	木	11:00-15:00	商法基礎	吉川 榮一	2-210
2006/11/02	木	15:15-16:45	比較法	滝澤 正	2-210
2006/11/08	水	17:00-18:30	刑法 B	町野 朔	2-208
2006/11/14	火	15:15-16:45	刑法 B	町野 朔	2-208
2006/11/15	水	15:15-16:45	民法基礎 II	奥富 晃	2-208
2006/11/15	水	17:00-18:30	刑法 A	町野 朔	2-208
2006/11/16	木	11:00-12:30	商法 A	小塚 莊一郎	2-208
2006/11/16	木	14:15-15:15	環境訴訟	越智 敏裕	2-208
2006/11/22	水	15:15-16:45	民法基礎 II	奥富 晃	2-208
2006/11/22	水	11:00-12:30	商法 B	小塚 莊一郎	2-208
2006/11/23	木	15:15-16:45	法文書作成	越智 敏裕	2-210
2006/11/23	木	13:30-15:00	環境訴訟	越智 敏裕	2-208
2006/12/05	火	15:15-16:45	刑法 A	町野 朔	2-208
2006/12/05	火	17:00-18:30	刑法 B	町野 朔	2-208
2006/12/08	金	13:30-15:00	民法基礎 III	前田 陽一	2-203
2006/12/09	土	13:30-15:00	刑法 A	町野 朔	2-210
2006/12/09	土	11:00-12:30	刑法 B	町野 朔	2-210
2006/12/12	火	13:30-15:00	民法基礎 II	奥富 晃	2-210
2006/12/12	火	13:30-15:00	国際民事紛争処理	道垣内 正人	2-207
2006/12/15	金	15:15-16:45	公法 II A	小幡 純子	2-207
2006/12/15	金	11:00-12:30	商法 A	小塚 莊一郎	2-208
2006/12/19	火	13:30-15:00	商法 B	小塚 莊一郎	2-210
2006/12/23	土	11:00-12:30	商法基礎	吉川 榮一	2-210

補講実施日	曜日	時間	科目名	教員名	教室
2006/12/23	土	13:30-15:00	企業環境法	吉川 榮一	2-207
2007/01/06	土	11:00-12:30	商法 A	小塚 莊一郎	2-208
2007/01/06	土	13:30-15:00	商法 B	小塚 莊一郎	2-208
2007/01/13	土	09:15-12:30	国際私法	出口 耕自	2-208
2007/01/16	火	13:30-15:00	国際民事紛争処理	道垣内 正人	2-210
2007/01/16	火	15:15-16:45	国際民事紛争処理	道垣内 正人	2-208
2007/01/20	土	13:30-15:00	紛争解決技法 (ロイヤリング)	和仁 亮裕	2-207
2007/01/20	土	11:00-12:30	リーガルライティング	和仁 亮裕	2-207
2007/02/20	火	15:15-16:45	経済法 II	江口 公典	2-210

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院は、2004年度発足から3年を経て、2007年度以降のカリキュラムについて、所要の手直しを行った。そこで、発足当時には必ずしも明確でなかった必要なカリキュラム内容に対応するための改正も含まれているが、普段から学生の声を聴き、また、カリキュラムに対するアンケートも行った上で、可能な範囲で、学生の多様なニーズに応えることを目指した。例えば、A群実務演習科目やB群実務科目について、ビジネス関係に偏っており、刑事系、公法系、一般民事法（家族法含む）系が足りない等の要望が寄せられていたため、これらの科目を新設している。

2004年度～2006年度は、本学単独の法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」のプログラムにおいて、学生たちは、多数の弁護士の協力を得て、ロールプレイ等によって、実務を体験することができた。2007年度については、同プログラムは終了しているが、その成果が無になることのないよう、新たな授業科目（国際仲裁・ADRなど）を展開して、本法科大学院としての継続性をはかっている。

本法科大学院は、一学年定員100名であって、それほど大きな規模の法科大学院ではないが、実務系科目は充実しており、学生の多様なニーズに応えるよう努めている。学生は、このような実務系科目の履修によって、法曹になる意味を実感をもって認識し、日々の学修に臨むことが可能となる。

本法科大学院は、特に環境法系科目について、科目展開が充実しており、環境法に対して高度の専門性を有する法曹を輩出することを目指している。従前から、上智大学大学院法学研究科には、現職の弁護士が、環境法を研究するために入学する例がみられたが、法科大学院におけるこのような環境法科目の充実は、上智大学法学部における地球環境法学科、大学院法学研究科、地球環境大学院という並列する学科・大学院において培われた実績によって、可能になっている。本法科大学院では、環境法を専門にしている法律事務所を派遣先とするエクスターンシップも複数確保しているが、そのような事務所に派遣された学生は、全国の隅々の環境訴訟の現場への出張など、得がたい体験を通して、豊富な知的刺激を受けている。

また、本法科大学院は、一方の特色として「国際」を据え、国際法務に強い法律事務所との連携等により、多くの国際関係法科目、実務科目を展開している。本法科大学院では、入学試験に外国語特別枠を設けていることから、一定程度優れた外国語能力を有する学生が在籍しており、国際関係法公法系、私法系への関心も高いことから、それに対応したカリキュラムとなっている。本法科大学院は、設立当初から長島大野常松法律事務所と提携しており、実務家専任教員の派遣とともに、法科大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」において数多くの弁護士の協力を得ている。国際系の実務科目に関しては、同事務所をはじめ、リンクレーターズ、西村・ときわ法律事務所などに所属する多数の弁護士教員の協力を得ることができ、充実したプログラムの展開が可能となっている。エクスターンシップとして、国際法務を中心する法律事務所にも多数の学生を派遣しており、学生の優れた英語力を生かした研修経験も行われ、派遣先の法律事務所からも高い評価を受けている。

環境法系科目及び国際法系科目の多様な展開を踏まえて、学生にはいくつかの法曹像

に沿った「モデル履修案」を提示し、計画的・段階的な学修の便を図っている。
改善を要する点は、特にない。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

- (1) 本法科大学院においては、少人数教育を徹底するため、標準コース及び短縮コースの入学定員がそれぞれ50名であることに鑑み、すべての必修科目について、1クラス50人を標準とするクラス編成をしている。2年次以降に展開される必修科目については、未修者をAクラスに、既修者をBクラスに編成して、同時並行して授業を行っている。なお、このクラス編成に当たっては、再履修の学生は原則としてAクラスに組み入れる措置を取っているが、時間割の都合その他の事由があるときは、別途の指定をすることとしている(法科大学院履修規程第9条による。資料3-1-1-1「法科大学院履修規程」)。2006年度及び2007年度春学期における各クラスの履修人員数は、別添資料3-1(必修科目の各科目・各クラスの学生数)のとおりである(解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2)。
- (2) 選択必修科目である「A群実務演習科目」及び「B群実務科目」については、密度の高い教育を実施するため、学生に前年度末において「予備登録」の手続を経由させることにより、受講学生数を適正な規模に収める措置を取っている(資料3-1-1-2「2006年度末におけるガイダンス(抜粋)」)。その手続については、前年度末におけるガイダンスで、学生に周知徹底を図っている。予備登録により受け入れることとする学生数は、「A群実務演習科目」においては30名、「B群実務科目」においては15名ないし30名(一科目のみ例外的に40名)を予定しており、これまで、予備登録の段階における希望者数により若干の増減はあるものの、おおむねこの範囲の学生数に収まっている。
 なお、2007年度から実施されているカリキュラム改正により、従前の「A群実践演習科目」が「A群実務演習科目」に改められ、また、「A群実務演習科目」及び「B群実務科目」において展開する授業科目について追加や整理統合の措置が取られたものであるが、「予備登録」による学生数の調整は、これまでと基本的に同じ手続によっている。
- (3) 選択科目については、今のところ、クラス指定や受講者数調整の措置をとっていない。しかし、もともと少人数教育を徹底するために、入学者数を標準コース及

び短縮コースにつきそれぞれ50名に絞っているため、多様に展開されている授業科目のどれをみても、少人数による双方向的・他方向的な密度の高い教育を実施できている（解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2）。

なお、2007年度春学期における早稲田大学法科大学院開講授業科目（同大学院との相互科目履修によるもの）の履修人員数は、表3-1-1-1（早稲田大学法科大学院開講授業科目の学生数）のとおりである（解釈指針3-1-1-1、解釈指針3-1-1-2）。

（4）なお、本法科大学院においては、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修を認める制度は、存在しない（解釈指針3-1-1-3）。

表3-1-1-1

2007年度

<早稲田大学法科大学院開講授業科目の学生数>

科目名	開講期間	登録者数
信託法	春学期	2
経済刑法	春学期	1
企業税法	春学期	0
資本市場法	春学期	1
独占禁止法Ⅱ	春学期	0
国際経済法	春学期	0
ジェンダーと法Ⅰ	春学期	1

*開講科目10科目中残り3科目は、秋学期開講のため、予備登録は秋に行う予定。

資料3-1-1-1

法科大学院履修規程（抜粋）

（クラス指定）

第9条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

（予備登録）

第10条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。

2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。

3 予備登録の手続その他必要な事項は、必要な年度ごとに法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

資料3-1-1-2

2006年度末におけるガイダンス（抜粋）

（2007年2月2日実施）

3 A群実務演習科目の予備登録

- （1）「予備」であるのは、学事システム上の理由による。正規の履修登録者数を調整する必要があるため、新2年生は必ず予備登録票を提出すること。正規の履修登録は、予備登録の結果に従って行うこと。予備登録で履修許可がなかった科目の履修は認めない。予備登録で履修が許可された科目の履修の撤回は、原則として認めない。
- （2）選択必修科目であるので、必ず2単位以上を履修すること。
- （3）開講される科目は、「公共法務演習」「企業法務演習」「環境法実務演習」「金融法実務演習」「家庭の法務演習」（各2単位）である。
- （4）上記開講科目は、各クラスの定員をおおむね30名とする。希望者がこれを超える場合は、教育研究委員会において履修許可者を決定する。新2年生の履修許可クラスが決定した後、なお受講者数に余裕がある科目については、3年生からも履修希望を受け入れることがある（2月下旬以降）。この場合、新2年生で2科目以上の履修を希望する者、及び新3年生で履修を希望する者の希望状況を勘案して、教育研究委員会において履修許可者を決定する。

4 B群実務科目の予備登録

- （1）「予備」であるのは、学事システム上の理由による。正規の履修登録者数を調整する必要があるため、新3年生は必ず予備登録票を提出すること。正規の履修登録は、予備登録の結果に従って行うこと。予備登録で履修許可がなかった科目の履修は認めない。予備登録で履修が許可された科目の履修の撤回は、原則として認めない。
- （2）選択必修科目であるので、必ず4単位以上履修すること。
- （3）「模擬裁判(民事)」「模擬裁判(刑事)」「ネゴシエイション・ロイヤリング」「法文書作成」「リーガルライティング」「刑事実務」「国際仲裁・ADR」「リーガルクリニック（前期）」「リーガルクリニック（後期）」について、履修を希望する科目数、希望順位を記載すること。「リーガルクリニック（前期）」「リーガルクリニック（後期）」の両方を、順位を付して記載することはできるが、両方ともに履修することはできない。
- （4）各科目の定員及び最大受入人数は次のとおり。
「模擬裁判(民事)」（25、30）、「模擬裁判(刑事)」（25、30）、「ネゴシエイション・ロイヤリング」（24、30）、「法文書作成」（25、30）、「リーガルライティング」（10、15）、「刑事実務」（20、30）、「国際仲裁・ADR」（40、40）、「リーガルクリニック（前期）」（15、15）、「リーガルクリニック（後期）」（15、15）。希望者がこれを超える場合は、教育研究委員会において履修許可者を決定する。履修許可クラスが決定した後、なお受講者数に余裕がある科目については、履修希望を受け入れることがありうる（7月以降）。
- （5）なお、新2年生で「国際仲裁・ADR」の受講を希望する学生は、A群実務演習

科目の予備登録票の所定欄に、その旨記載すること。

5 「エクスターンシップ」の履修希望調査

(1) 所定の用紙で履修希望を提出すること。ただし、事後の履修登録を拘束するものではない。「エクスターンシップ」については、相手先との関係があるので、この履修希望による単位修得が保障されているわけではない。

(2) この春休み期間中にも2箇所においてエクスターンシップが履修できる見込み。この場合、修得する単位は、2007年度前期分として取り扱う。

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

法律基本科目に該当する授業科目は、すべて必修科目として開講されている(ただし、2007年度春学期以降における「企業取引法」は選択科目)。したがって、1クラス50人を標準とするクラスごとに授業を行っている(解釈指針 3-1-2-1)。

なお、選択科目として開講される企業取引法の受講学生数は、2007年度春学期では58名である。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

- (1) 本法科大学院は、その設置目的(第1章参照)に従い、法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的な対話能力を高めるため、教室における討論を重視した少人数教育を行っており、これによって、各授業科目において法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させ、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他法曹として必要な能力の育成を図っている。そのために、各授業科目の特質に応じて、双方向的・多方向的な授業、演習として実施する授業、実習を含む授業など、教育効果を高めるためのいくつかの授業形式がとられている(別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス)(解釈指針3-2-1-1、解釈指針3-2-1-2)。
- (2) 各授業科目の具体的な授業方法は、次のとおりである。
 - ① 法律基本科目として開講されている授業科目(企業取引法を除く)は、すべて50人を標準とするクラス編成により双方向的・多方向的授業を実施している。それらは、各授業科目のシラバスに記載されているとおり、学生に対して、1回の授業ごとに事前に指定された範囲につき綿密な予習を行い、討論等を中心とする各回の授業に積極的に参画し、さらに必要な復習をすることを求める方法をとるなどして、法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得できるように設計されている。授業で採り上げる題材は、各授業科目の特質に応じて、判例、事例、論文などの資料を各担当者の判断において適切に配列したものであり、これらを通じて、法的分析能力や法的議論の能力を育成することに務めている(別添資料3-2 民法基礎I、別添資料3-3 民事訴訟法I、別添資料3-4 刑事法(総合)授業科目における配布資料の例)(解釈指針3-2-1-1、解釈指針3-2-1-2、解釈指針3-2-1-3)。
 - ② 法律実務基礎科目として開講されている科目のうち、必修科目である「法曹倫理」、「訴訟実務基礎(民事)」及び「訴訟実務基礎(刑事)」の各科目は、必修科目であ

るため、法律基本科目と同様の発想によりクラス単位で綿密な授業を実施している。法律実務基礎科目として開講されている授業科目のうち、上記の授業科目以外のもものは、各授業科目の特質に応じて、15名ないし30名（「国際仲裁・ADR」は40名）の学生を対象として、法曹としての技能及び責任等を修得させるための適切な方法により教育を行っている（解釈指針3-2-1-3）。

その際、クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による法令の遵守のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督をとることとされており（法科大学院履修規程第11条による。資料3-2-1-1「法科大学院履修規程（抜粋）」）、これらの授業科目を履修する学生からその旨の誓約書を徴しているほか、受講学生には、事前学習により、守秘義務の遵守、人権への配慮、不正行為の禁止などについて周知徹底を図っている（資料3-2-1-2「誓約書の書式」、資料3-2-1-3「リーガルクリニックの実績一覧」）（解釈指針3-2-1-4）。

エクスターンシップにおいては、担当教員として本法科大学院の専任教員6名及び兼任教員2名を配置し（別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス91頁）、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価において、本法科大学院教員が責任をもつ体制をとっている。なお、当然ながら、エクスターンシップの受講学生は、研修先から一切報酬を受けていない（資料3-2-1-4「エクスターンシップの実施要領」）（解釈指針3-2-1-4）。

さらに、法律実務基礎科目として開講されているもののうち、「公共法務演習」以下5科目は、「実務演習科目」として位置づけ、すべてについて、実務家教員と研究者教員が協働して授業を担当し、特定のテーマごとに演習の形式で深く掘り下げた議論を展開する方法により、授業を実施している（別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス72頁から79頁まで）。

- ③基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開講されている科目は、多様な授業科目のそれぞれの特質に応じて、人間や社会の在り方に関する思索を深めさせ、あるいは応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、少人数教育の利点を生かしつつ、適切な教材により効果的な教育を行っている（別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス94頁から139頁まで）。さらに、これらとは別に、学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする「自主研究・論文作成」を3年次秋学期の授業科目として置いている（別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス140頁）。学問的な関心を喚起し、研究の水準を満たすために必要な技法を修得させるという狙いによるものであり、これまでの実績は資料3-2-1-5（自主研究・論文作成の履修実績）のとおりである（解釈指針3-2-1-3）。

- (3) 1年間の授業計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法は、すべて、各年度において学生に配布する履修要綱及びシラバスにおいて明示し、学生に周知されている（別添資料1-2 上智大学法科大学院履修要綱（特に、成績評価の基準と方法については、7頁）、別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院

シラバス)。また、履修要綱において「モデル履修案」を示すことにより、「標準コース及び短縮コースのそれぞれについて、法廷中心の法律家、国際法務中心の法律家、環境問題中心の法律家、行政法実務の法律家の目指す場合の具体的な履修計画に資するよう配慮して、学生に本法科大学院の目的とする多様な法律家像を提示している（別添資料1-2 上智大学法科大学院履修要綱40～43頁）。

- (4) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間割については、学生の年次ごとの履修の便宜と自習時間の確保を考慮に入れて編成を行っている（別添資料1-2 上智大学法科大学院履修要綱38～39頁）。予習のための関連資料は、事前に購入すべきテキスト又は講義前に配布される資料として前もって提供されているもののほか、各回の授業において特に用いる資料がある場合には、授業教材をPDFファイルでアップロードするシステムを通じて、事前に学生に配布されている（別添資料3-5「教材PDFファイルアップロードサーバーの運用開始について」）。予習及び復習については、シラバスでその内容を指示しているが（別添資料3-1 2007年度上智大学法科大学院シラバス）、さらに個別に詳細な指示を必要とする場合は、TKC法科大学院教育研究支援システムの利用、前記PDFファイルのアップロード・システムの利用、教員による関係資料の配布などによって必要な措置をとれる体制を整えている。また、学生が授業時間外に自習するために、十分なスペースの自習室、法科大学院図書室を備え（第10章参照）、各種の教材、データベースを整備するなどして、施設・設備の充実を図っており、入学時のガイダンスで設備の利用方法についても周知されている（解釈指針3-2-1-5）。
- (5) なお、2004年度の法科大学院開設以降現在に至るまで、科目の性質上毎週の曜日・時限に開講するのが本来であるにもかかわらず担当教員の充当その他の事情により一定期間に集中的に開講する形式の集中講義は実施していない。履修要綱において、「集中講義」の表示がある授業科目が散見されるが、これは各該当授業科目の特質により、毎週の曜日・時限に配置するのが適切でないものについて、特例的な措置を定めるものである。すなわち、2006年度に実施したものでは、「法情報調査」1単位（別添資料3-6 上智大学法科大学院履修要綱2006年度（抜粋）10頁）は標準コースの学生の入学直後の導入教育のためのもの、「ネゴシエーション」（同11頁）及び「模擬裁判（国際）」（同12頁）は法科大学院形成支援プログラムの一環として通常の授業期間外に行ったもの、「エクスターンシップ」（同12頁）は事前事後教育のほか研修先での実習によるもの、「行政法概説」（同12頁）は前期前半だけ週1回実施したものであり、いずれも事前事後の学習時間の確保についても十分配慮して授業を行っている（別添資料3-7 法情報調査の配布資料等、別添資料3-8 法科大学院形成支援プログラムの概要、別添資料1-2 2006年度上智大学法科大学院シラバス（抜粋）86頁）。2007年度に実施しているものでは、「ネゴシエーション・ロイヤリング」（別添資料1-2 上智大学法科大学院履修要綱2007年度31頁）及び「国際仲裁・ADR」（同31頁）は通常の授業期間外にワークショップの形式で実施するもの、「エクスターンシップ」

(同 31 頁)は事前事後教育のほか研修先での実習によるものであり、いずれも事前事後の学習時間の確保についても十分配慮して授業を行っている(別添資料 3-1 2007 年度上智大学法科大学院シラバス 84 頁、91 頁、93 頁)(解釈指針 3-2-1-6)。

資料 3-2-1-1

法科大学院履修規程(抜粋)

(リーガルクリニック、エクスターンシップ)

第 11 条 リーガルクリニック及びエクスターンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

資料 3-2-1-2

誓約書の書式

誓 約 書

上智大学法科大学院 御中
同院リーガルクリニック講師 各位

私は、上智大学法科大学院の授業科目「リーガルクリニックⅠ・Ⅱ」を受講するに際し、講義中に知り得た法律相談者の秘密を他に漏洩しないことを誓います。

年 月 日

住 所

所 属

氏 名

印

誓約書

私は、_____（以下、単に「法律事務所」という。）において 2006 年度の上智大学法科大学院エクスターンシップ・プログラムに参加するにあたり、下記の事項を守り、法律事務所及び上智大学法科大学院にご迷惑をかけることをここに誓約します。

記

第1条 私は、エクスターンシップ中に従事した業務において知りえた個人情報及び法律事務所所属の弁護士が依頼者との守秘義務に基づいて管理している情報について、法律事務所の事前の承諾なく、これを他に開示・漏洩したり、自ら使用しません。

第2条 私は、法律事務所の承諾のない限り、エクスターンシップ中に入手した文書、資料、図画、写真、電子ファイル等（写しを含む）をすべて返還し、一切保有しません。

第3条 私は、弁護士としての倫理を尊び、社会人として良識ある行動をとります。

第4条 私は、法律事務所あるいは上智大学法科大学院の都合によりエクスターンシップを途中で終了させる場合があることを承諾し、異議を述べません。

第5条 上記のほか、私は、エクスターンシップに関連して法律事務所あるいは上智大学法科大学院が行う指導・指示に従います。

平成 年 月 日

住所

電話番号

氏名

上智大学法科大学院

院長 滝澤 正 殿

資料3-2-1-3

リーガルクリニックの実績一覧

前期	1 限目	2 限目
4/22	4 件	なし
5/13	4 件	模擬相談
5/27	3 件	模擬相談
6/10	2 件 + 模擬相談	模擬相談
6/24	5 件	模擬相談

後期	1 限目	2 限目
10/14	4 件	模擬相談
10/28	3 件	模擬相談
11/11	3 件 (→キャンセルで2件に)	模擬相談
11/25	3 件	3 件
12/9	5 件	模擬相談

資料3-2-1-4

エクスターンシップの実施要領

エクスターンシップの実施について

法科大学院

エクスターンシップ運営委員会

1. 応募要領

- (1) 5月17日(水)から5月29日(月)の間、法科大学院自習室内に各事務所からの応募票を掲示する。応募票は適宜追加で張り出される場合がある。
- (2) エクスターンシップへの参加を希望する者は5月29日(月)午後3時までに法科大学院事務室に希望票を提出すること。
- (3) 派遣者・派遣先は掲示により公表する。公表日は未定である。

2. 注意事項

応募にあたっては以下の注意事項を熟読し、全てについて了承した場合のみ希望票を提出すること。

< 応募・選考についての注意事項 >

- ① 派遣者および派遣先の決定はエクスターンシップ運営委員会が行う。エクスターンシップ運営委員会は、提出された希望票、成績、年次、派遣先事務所の状況等を参考に、教育的な見地等から総合的に判断して派遣者・派遣先を決定する。

- ② 希望者は運営委員会の決定に従うこと。派遣先決定後の応募の辞退等は認めない。
- ③ 個々の選考過程は開示しない。
- ④ エクスターンシップに関して各事務所に接触してはならない。
- ⑤ エクスターンシップの派遣先について希望がある場合には、なるべく具体的に希望を書くこと。なお、特に一定の条件が満たされない場合には参加を希望しない（例えば、〇〇以外は派遣を希望しない、〇〇である場合のみ派遣を希望する）という事情がある場合には希望票に明記すること。
- ⑥ 希望する事務所によって条件が課されている場合には、当該条件を満たしていることについて希望票で説明すること。
- ⑦ 実際の研修内容は派遣時期における事務所の業務内容その他によって左右されるので、応募票に記載された内容あるいは希望する内容に沿わない場合がありうることを了承のうえ応募すること。
- ⑧ 本年度選考された2年次生は来年度はエクスターンシップを希望できない。エクスターンシップに参加できるのは一回限りである。

<派遣にあたっての注意事項>

- ⑨ 派遣に際しては、法科大学院の指示に従うこと。
- ⑩ エクスターンシップへの参加を許可された者は、法科大学院に対して法科大学院所定の誓約書を提出するものとする。加えて、派遣先の事務所との間で派遣先事務所所定の守秘義務契約書等の締結を求められる場合がある。
- ⑪ 2度開催されるエクスターンシップ派遣者に対する事前講義を受講すること。欠席した者については派遣を取りやめ、不合格とする場合がある。
- ⑫ エクスターンシップの参加にかかる実費（交通費等）は原則として自己負担である。但し、遠方への出張に同行する場合には法科大学院が交通費を補助する場合があるので相談のこと。
- ⑬ 法科大学院の許可を得ることなくエクスターンシップに関して事務所と接触してはならない。
- ⑭ 派遣終了後、所定の報告書・レポートを法科大学院に提出すること。
- ⑮ 成績評価はB（合格）あるいはF（不合格）で行う。但し、この評価は成績優秀者の決定に際しては考慮しない。

2006年度エクスターンシップの実績一覧

	事務所名	受入期間	人数
1	あさひ・狛法律事務所	8/28-9/8	1
2	石田義俊法律事務所	8/3-8/22	1
3	岩田合同法律事務所	9/19-9/29	1
4	緒方法律事務所	8/21-9/10	1
5	太田・石井法律事務所	8/22-9/5	1
6	菊地総合法律事務所	7/31-8/11	1
7	銀座新明和法律事務所	9/11-15, 19-22	1
8	九段法律事務所	8/21-9/1	1
9	クリフォードチャンス 法律事務所	9/19-9/29	2
		9/4-15	
10	光和総合法律事務所	9/11-22	1
11	小林・福井法律事務所	9/4-9/22	1
12	さくら共同法律事務所	8/24-9/6	1
13	札幌総合法律事務所	8/21-9/5	1
14	シティニューワ法律事務所	9/4 から 2 週間	1
15	新千代田総合法律事務所	8/28-9/15	1
16	新東京法律会計事務所	8/28-9/15	1
17	須藤・高井法律事務所	8/28- (9/8-9/15)	1
18	ソフィア法律事務所	8/29-9/11	1
19	竹内法律事務所	9/1-9/15	1
20	高木康彦法律事務所	8/21-9/5	1
21	田辺総合法律事務所	8/21-9/1	2
		9/4-9/15	
22	千代田の郷法律事務所	8/28-9/15	1
23	つばさ法律事務所	9/4-9/22	1
24	TMI 総合法律事務所	9/4 から 2 週間	1
25	東京ゆまにて法律事務所	8/28-9/15	1
26	虎ノ門総合法律事務所	8/21-9/1	1
27	中山・男澤法律事務所	8/28-9/8	1
28	長島・大野・常松法律事務所	8/21-9/1	4
		8/21-9/1	
		8/21-9/1	

		8/21-9/1	
29	西村ときわ法律事務所	8/21-25	1
30	星野綜合法律事務所	8/7-25	1
31	ポールヘイスティングス 法律事務所	8/21-9/1	2
		9/4-9/15	
32	みなと横浜法律事務所	9/4-9/17	1
33	みのり綜合法律事務所	8/18-31の指定された日	1
34	森・濱田松本法律事務所	8/28-9/8	1
35	リンクレーターズ法律事務所	8/14-25	1
36	ロア・ユナイテッド法律事務所	9/1-9/15	1
37	山崎綜合法律事務所	8/28-9/21 (延長)	1
38	代々木綜合法律事務所	9/4-9/15	1

以上 44 名

資料 3 - 2 - 1 - 5

自主研究・論文作成の履修実績

	登録者数	単位修得者数
2005	6	6
2006	2	1

法科大学院履修規程（抜粋）

（自主研究・論文作成）

第 12 条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。

2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

自主研究・論文作成についての申合せ

1 自主研究・論文作成の単位を修得する学生は、次の要領で論文を提出しなければならない。

（1）論文の字数 2 万字程度

（2）提出期限 その年度において教授会が定める日時

（3）提出先 法科大学院事務室

2 前項第 1 号の定めについては、時限的に設定される授業その他に参加する学生の研究を自主研究・論文作成の履修とみなす場合において、教授会が適当と認めるときは、別途の取扱いをすることができる。

3 提出された論文は、授業担当者及び法科大学院長が指名する教員 1 名による審査を

受けなければならない。

4 この申合せは、2005年度後期から適用する。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

- (1) 本法科大学院においては、履修登録することができる単位数の上限は、1年次生及び2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とされており、これには単位互換協定により履修が認められる早稲田大学大学院法務研究科の授業科目の単位数も含めることとされている(資料3-3-1-1「法科大学院履修規程(抜粋)」)(解釈指針3-3-1-1、解釈指針3-3-1-2、解釈指針3-3-1-3)。

なお、留年者に関しては、一定の授業科目について、配当年次にかかわらず、法科大学院長の許可を得て履修できる旨の規定があるが(資料3-3-1-1「法科大学院履修規程(抜粋)」)、履修上限単位数について特段の定めはない。すなわち、再履修科目の単位数については、上記の場合と全く同じ取扱いをする趣旨である(解釈指針3-3-1-3)。

これらの仕組み全体を通じて、例外的な定めや運用は一切存在しない。なお、念のため付言すると、資料2-1-2-1「自主研究・論文作成についての申合せ」第2項にいう「時限的に設定される授業その他に参加する学生の研究」との文言において念頭に置かれているのは、2006年度まで予算措置されていた法科大学院形成支援プログラムの実施において、同プログラムによるワークショップに参加する学生で所定の成績を修めた者について「模擬裁判(国際)」の授業科目の単位修得を認めるほか、さらに研究を深めて論文として成果を提出する学生には「自主研究・論文作成」としての単位修得も認める場合のことである。これらの授業科目について単位修得を希望する学生は、本学学事センター所定の履修登録を経由していることが必要であり、当然のことながら、それらの単位数も履修上限単位数に算入されることになる。

- (2) 本法科大学院には、3年を超える修業年限の課程はない(解釈指針3-3-1-4)。

資料 3-3-1-1

法科大学院履修規程(抜粋)

(履修登録の上限)

第8条 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1年次生及び2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とする。

2 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。

(進級要件)

第15条 大学院学則第28条の2後段の単位は、別表第Ⅲのとおりとする。

2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生(以下、本条において「留年者」という。)は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。

3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院においては、入学定員に連動させる形で1クラス50人を標準とするクラス編成により、法律基本科目に当たる授業科目及び法律実務基礎科目に当たる授業科目のうち必修であるものの履修をさせるとともに、法律実務基礎科目に当たる授業科目のうち選択必修であるものについては、あらかじめ学生からの履修希望を提出させて受講者数を調整する予備登録の手法を採用して、15名ないし30名（一科目のみ例外的に40名）の学生を対象として授業を行うなどして、少人数教育の徹底を図っている。また、履修要綱において「モデル履修案」を提示すること、配布資料等のPDFファイル・アップロード・システムを利用することなどを通じて、学生に対して学習方法についての情報をより多く提供するためのさまざまな工夫をこらしている。これらは、本法科大学院の教育方法として優れた点である。

一方、本法科大学院において、教育方法に関連して、制度的に改善を要する点は今のところ存在しないと考えている。もっとも、優れた教材の開発、法的思考能力の十分な育成、学生の効果的な学習への支援などの運用面については、FDや日々の教育実践を通じて、常に反省・検討を重ねていかなければならないものであり、現にそのような活動を実施しているところである。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 成績評価の基準設定・周知

(1) 成績評価の基準の統一

履修科目の成績の評価については、上智大学で統一的に定めている基準に則って、A（特に優れた成績）、B（優れた成績）、C（妥当と認められる成績）、D（合格と認められるための最低限度の成績）、F（不合格）のいずれかで判定される（資料4-1-1-1「学則」「法科大学院履修規程」「法科大学院履修要綱（P7）」）。科目の履修について、登録は行ったが、所定の期日までに履修中止の手続をした者は、W（履修中止）とされる。履修中止をしないで、試験を受けなかった場合には、Fの評価となる。なお、必修科目については、履修中止は認められていない。なお、本学では、GPAを算出しているところ、Fの評価については、単位未修得であるが、GPA算出の際、分母に含めることによって、GPAの計算に入れている。Fと評価された科目を再履修した場合にも、単位を修得した学生との公平性を期するため、成績表・成績証明書にFは残し、GPA算出の計算に算入することとしている。このような扱いは、他大学のGPA算出手法と比べても、GPAをより厳格に算出する手法となっていると考えている。

なお、このような成績評価基準及び考慮要素については、履修要綱に記載し、学生に周知している（解釈指針4-1-1-1）。

資料4-1-1-1

上智大学学則

第55条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100～90点)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(69～60点)、F(59点以下)、P、X、I、Kの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留、Kを履修認定不可とする。

- 2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。
- 3 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆる Grade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。
- 4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、F及びKにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

上智大学法科大学院履修規程

第14条 法科大学院教授会は、大学院学則第40条の規定により準用する上智大学学則第55条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。

上智大学法科大学院履修要綱（P7）

		評価	評点	QPI	内 容
判 合 格		A	100～90点	4.0	特に優れた成績を示したもの
		B	89～80点	3.0	優れた成績を示したもの
		C	79～70点	2.0	妥当と認められる成績を示したもの
		D	69～60点	1.0	合格と認められるための最低限度の成績を示した
		P	_____		合格と認められる成績を示したもの
定 不 合 格		F	59点以下	0	合格を「A, B, C, D」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
		X	_____		合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったもの
		I	_____		判定を一時的に保留としたもの
	履 修 中	W			所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの
	認 定 科 目	N			修得単位として認定されたもの

さらに、成績評価基準の適用に当たってのそれぞれの成績割合については、登録学生総数が20名以上の科目については、登録者総数に対する成績評価の割合を、概ね以下の通りとすることが定められている（資料4-1-1-2「法科大学院の成績評価等に関する申合せ」「履修要綱P7」）。

Aは、20%以下とする。

Bは、10%以上、30%以下とする。

上記の割合は、期末試験を課さないでレポート等により行う成績評価にも適用される。なお、登録者総数が20名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うことが努力義務とされている。

上位の成績A、Bについてのみ、割合の上限等を定めている趣旨は、成績のインフレーションを防止し、厳格な成績評価を実施するためであって、例えば、クラスの絶対的な出来が良くない場合には、Aがゼロ人という厳しい評価も想定されている。他方、C、D、

Fについては、割合を定めず、絶対評価として成績を付すことによって、クラスの実態を反映した厳格な成績評価が可能となる。絶対評価においても、あらかじめ、成績基準は示されているため、その基準に則って、成績を付すことは当然の前提である。

なお、成績評価割合の定めは、本来、教員が守るべき内部的指針としての性質を有するものとも考えられるが、学生への情報開示という観点から、履修要綱に記載して、学生に周知している。（解釈指針4-1-1-1）

資料4-1-1-2

法科大学院の成績評価等に関する申合せ

（趣旨）

第1条 この申合せは、上智大学法科大学院履修規則第15条第1項及び第2項の規定に基づき、試験の成績評価について一定の基準を示すこと及び教員間の成績評価の平準化を促進することを目的とする。

（成績評価の割合）

第2条 履修学生数が20名以上の科目については、履修学生数に対する成績評価の割合は、おおむね次のとおりとする。

（1）Aの割合は、20%以下とする。

（2）Bの割合は、10%以上30%以下とする。

2 履修学生数が20名に満たない科目についても、前項の基準を考慮して成績評価を行うように努めなければならない。

（成績評価の観点）

第3条 成績評価は、前条の規定の趣旨に則り、絶対評価のみによることなく相対評価の観点を加味して、厳正にこれを実施しなければならない。

（適用範囲）

第4条 第2条の割合は、レポートの提出その他の方法による期末試験の成績評価にも適用する。

（平常点）

第5条 成績評価は、おおむね平常点30%、期末試験70%の割合でこれを行う。

2 平常点の評価においては、授業への出席及び参加を重視するものとする。

（試験時間）

第6条 期末試験の試験時間は、原則として120分間とする。

（申合せの公表）

第7条 この申合せは、法科大学院履修要綱への掲載その他の法科大学院教授会が適当と認める方法により、学生に周知しなければならない。

（申合せの見直し）

第8条 この申合せは、2006年度末において見直しをするものとする。

附則

この申合せは、2006年度前期から適用する。

上智大学法科大学院履修要綱（P 7）

成績評価の
割合

受験学生総数が20名以上の科目について、合格者総数に対する成績評価の割合は、概ね以下の通りとします。

- ① Aは、20%以下とする。
- ② Bは、10%以上、30%以下とする。

上記の割合は、レポートの成績評価にも適用されます。

受験学生総数が20名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うように努めます。

(2) 成績評価基準の教員間の共有及び学生への周知

成績評価については、毎学期の成績評価の発表後、各科目の採点分布、成績評価割合は、一覧表にされ、教授会に、当該一覧表が資料として提示され、全員の教員間でデータが共有されている。また、教育研究委員会において、議題として審議し、問題があるかどうか検討を行っており、例えば、受講者数が20名に満たない科目、Fが際立って多い科目について、議論がなされる場合もあった。このように、各教員の成績評価について、ファカルティメンバー全員が共有することによって、各教員が説明責任を果たせるような形での成績評価を行うことが確保されている（解釈指針4-1-1-2(3)）。

また、学生に対しても、各科目の成績評価割合の状況は、公表されている（別添資料4-1「2006年度成績統計」）。個別の試験における評価基準については、期末試験終了後の解説を行う科目があるほか、法科大学院事務室において科目ごとの資料を収集・保管し、学生の閲覧に供している（解釈指針4-1-1-3）。

2 出席管理と平常点、期末試験

成績評価に当たっては、概ね平常点30%、期末試験70%の割合で行うことが、履修要綱で明記されている（解釈指針4-1-1-1）。平常点としては、授業時の受け答え、意見発表の状況、参加の積極性、課題への取組み状況などが含まれる。各科目について、シラバス上で、成績評価の割合は明記されているため、平常点が25%、35%などの具体的な記載がある場合には、それによるが、シラバスにおいて、平常点と期末試験を総合評価する旨のみの記載がある場合には、この基準によることとしている。この点も履修要綱に明示して、学生に周知している（資料4-1-1-3「上智大学法科大学院履修要綱（P 7）」）。

資料4-1-1-4

上智大学法科大学院履修要綱（P7）

評価基準

期末試験を課さない科目を除き、成績評価は、概ね平常点30%、期末試験70%の割合で行います。シラバスにおいて平常点と期末試験を総合評価する旨を記載している場合は、すべてこの基準に即しています。

平常点の評価においては、授業への出席を重視します。

各科目の修得のためには、学生が、授業に出席して、教員の講義、他の学生の質問・意見を聴き、自らの考えを固め、意見を述べる必要がある。このような観点から、期末試験を受けるための要件を定め、4分の1を超える欠席がある場合には、期末試験の受験を認めないこととした（資料4-1-1-4「法科大学院履修規程」）。

出席管理については、様々な方法があり得る。授業で座席指定をしている場合には、欠席者が誰であるかは自ずから明らかであるため、特段出席管理に時間を割く必要はないが、座席指定していない場合には、適宜、出席票を提出させたり、開始時に出席をとるなどの方法がとられている。

資料4-1-1-4

上智大学法科大学院履修規程

（受験資格）

第13条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の4分の1を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

期末試験は、出席要件を満たした学生のみが受験することができる。法科大学院発足当初は、上智大学全体の学事日程に従っていたため、各期の授業終了後、期末試験までの間に、十分な試験のための勉強期間を確保できなかったが、学生たちの要望が強かったため、2005年度から、授業終了から試験までの間に一定の試験勉強期間を確保するように変更した。

3 期末試験と成績評価の結果

本法科大学院では、期末試験を受験した結果不合格であった者に再試は認めていない。期末試験の結果は、平常点と合算して、単位修得の可否の判定材料となるものであり、その結果、単位修得が認められなかった者に対して、期末試験の部分のみ再チャンスを与えることは、1学期間の授業の過程の評価として、合格・不合格の判定をした趣旨に沿わないと考えられるためである。

一方、追試験は、病気、忌引、災害、交通機関の遅延等によって試験を欠席した場合に認められるものである。追試験用の問題は、本試験と別に作成され、同分野・同問題の試験問題を出題しないようにしている（資料4-1-1-5「法科大学院履修要綱（P10）」）（解釈指針4-1-1-4）。

なお、期末試験の採点に当たっては、試験終了時、解答用紙回収後、事務において、解答用紙の氏名欄を隠す措置を施した上で、各教員に解答用紙を手渡すこととしており、匿名性を確保する措置をとっている（解釈指針4-1-1-2(2)）。

資料4-1-1-5

上智大学法科大学院履修要綱（P10）

追試験

追試験は、原則として当該試験日において①病気、②忌引、③災害、④交通機関の遅延によって定期試験を欠席する場合に限り、定期試験に代えて受けることができる試験です。

したがって、一度入室し試験を受けた場合、理由の如何にかかわらず追試の対象とはなりません。

申請は、学事センター備付けの所定用紙に記入の上、診断書その他理由を証明する書類とともに提出してください。許可された場合は、追試験料（1科目あたり2,000円）を納めること。

4 異議申立制度（解釈指針4-1-1-2(1)）

学生が成績評価に不服がある場合の異議申立制度については、上智大学においては、かねてより、全学的な制度として、成績評価確認願の制度がある（資料4-1-1-6「法科大学院履修要綱（P8）」）。本法科大学院においても、第一次的には、全学的な制度である成績評価確認願を用いるが、さらに、法科大学院に固有の制度として、「成績評価再確認願」の手続を設け、法科大学院生に対して、より慎重な救済制度をおくこととした。再確認願が出された場合には、成績評価委員会が審議を行い、再確認願の条件を満たしている場合には、当該学生及び担当教員から事情を聴取し、必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断することになっている（資料4-1-1-6「法科大学院履修要綱（P8）」）。

このように全学の制度と比べ、より慎重な手続をおいたことにより、法科大学院の成績評価の公正・厳格化を担保することが可能となっている。

上智大学法科大学院履修要綱（P8）

成績確認願

成績評価について疑問のある場合は、「成績評価確認願」（所定用紙・学事センター（教務）備付け）を下記の提出締切日までに学事センター（教務）へ提出してください。その際、必ず成績表を持参すること。期日を過ぎた場合の願い出はいつさい受け付けません。

■ 「成績評価確認願」提出締切日

2007年度春学期科目 10月1日（月）まで

秋学期科目 2月下旬予定

なお、次の要件を充たす場合に限り、上記「成績評価確認願」の回答書の写しを学事センター（教務）にて受領後、7日以内に、「成績評価再確認願（理由書）」を回答書の写しと共に、成績評価委員会に提出することができます。

■ 「成績評価再確認願（理由書）」提出の要件

- ① 明らかに成績表への誤記があるとき
- ② 成績評価確認願の回答書に明らかに誤りがあるとき

成績評価委員会は、上記の条件を思料したときには、当該学生および担当教員から事情を聴取し、また必要があれば担当教員から答案の提出を求めて、再度、検証の必要の有無を判断します。

この結果については、措置決定通知書によって、受理後14日以内に当該学生に通知します。なお、「成績評価再確認願（理由書）」の交付、提出は法科大学院事務室にて行います。

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

上智大学大学院学則では、教育研究上有益と認めるときは、本法科大学院以外の機関における履修結果について、30 単位を超えない範囲で、本法科大学院において、これを修得したものとみなすことができる旨規定している(資料 4-1-2-1「大学院学則」)。

本法科大学院では、早稲田大学法科大学院との単位互換制度を設けており、早稲田大学法科大学院の科目を修得した場合には、本法科大学院の科目として単位認定を行うこととしている。早稲田大学との間では、協定を結んだ際に、成績評価のあり方などについて、綿密な打ち合わせを行っており、それぞれが提供する科目についても、一体性をもって学生の教育効果が上がるよう、毎年度見直すこととしている(別添資料 1-2「2007 年度履修要綱 P 28」、資料 4-1-2-2「法科大学院履修規程」)。

また、海外のロースクール等の大学院に留学して、単位を修得した場合にも、本法科大学院として単位認定を行うことは可能である。単位認定に関しては、外国の大学院における単位を修得した科目の概要を記載した当該大学院発行の書類(シラバス等)を提出させ、教育研究委員会で合議の上、法科大学院長が厳正に認定の可否を決することとしている(今までのところ例はない)。同様のことは、他の大学院に在籍していた学生についての単位認定の場合も同様である。他大学院で修得した単位について、本法科大学院でみなし認定をする場合、科目区分や分野に関する定めは特に存在しないが、本法科大学院の教育課程にそったものであるかについて実質的な審査を厳格に行っている。例えば、2006 年度、他の法科大学院において履修した科目について、単位認定希望が出された事例において、教育研究委員会の実質審査により、これを認めないとする厳格な判定を行ったところである。

標準コースの学生は、理論上 30 単位の単位認定が可能であるが、短縮コースの学生は、後掲のように 28 単位の単位認定がすでになされているため、2 単位のみについて単位認定が可能である。

資料 4-1-2-1

上智大学大学院学則

(単位認定)

第 18 条 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院等(国外の大学の大学院等を含む。)の授業科目を履修させ、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本大学院入学以前に本大学院を

含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

資料4-1-2-2

上智大学法科大学院履修規程

（他大学大学院で修得した単位）

第6条 法学未修者は、大学院学則第18条第4項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位について、法科大学院において修得したものとして認定することを所定の手続により申請することができる。ただし、早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により修得した単位については、別に定めるところによる。

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法科大学院では、進級するための条件が定められており、1年次から2年次に進級するためには、必修24単位を修得していることが必要とされ、2年次から3年次に進級するためには、必修20単位を含む24単位の修得が条件とされる。進級できず、同じ学年に留年することとなった学生は、すでに単位修得済みの科目については再度履修する必要はないが、次年度に上級年次で開講される法律基本科目及び法律実務基礎科目は、年次指定の科目であるため、履修することはできない。そのほかの選択科目については、年次指定がある場合でも、個別の許可を得ることにより、履修することが可能である（資料 4-1-3-1 「法科大学院履修規程」）。

また、このような進級要件のほかに、前提科目制度があり、例えば、1年次の憲法基礎の単位を修得していない学生は、2年次に進級したとしても憲法を履修することはできない。3年次の必修科目についても、それぞれ前提科目が定められているため、3年次に進級すること自体は可能であっても、3年次の必修科目が履修できないため、当該年度に修了できないことがあらかじめ明らかである場合も存する（資料 4-1-3-1 「法科大学院履修規程」）。

このように、前提科目制度は、進級制度と相まって、段階的な過程教育を実現するための制度として機能している。

学生には、進級制度及び前提科目制度について、履修要綱で公表するとともに、ガイダンスで周知を図っている（資料 4-1-3-2 「2007年度 履修要綱（P20、P22）」）（解釈指針 4-1-3-1）。

資料 4-1-3-1

上智大学法科大学院履修規程

（前提科目）

第5条 別表第Ⅱに掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

別表Ⅱ（第5条関係）

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ及び民法基礎Ⅲ
	商法	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎
3年次	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎並びに憲法及び行政法から1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、商法基礎及び民事訴訟法基礎並びに民法Ⅰ、民法Ⅱ、商法、民事訴訟法Ⅰ及び民事訴訟法Ⅱから2科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎並びに刑法及び刑事訴訟法から1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ、民法基礎Ⅱ、民法基礎Ⅲ、商法基礎及び民事訴訟法基礎並びに民法Ⅰ、民法Ⅱ、商法、民事訴訟法Ⅰ及び民事訴訟法Ⅱから2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎並びに刑法及び刑事訴訟法から1科目以上

（進級要件）

第15条 大学院学則第28条の2後段の単位は、別表Ⅲのとおりとする。

2 大学院学則第28条の2前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。

3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

別表Ⅲ

◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位 必修科目24単位

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む24単位

ただし、必修科目の修得単位は、当該年次に配当された授業科目の単位に限る。

◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位 必修科目20単位を含む24単位

資料4-1-3-2

上智大学法科大学院履修要綱 (P20)

配当年次	科目名	前提科目	配当年次	科目名	前提科目
2 年 次	憲法	憲法基礎	3 年 次	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎並びに憲法及び行政法から1科目以上
	行政法	行政法基礎		民法法（総合）	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 商法基礎及び民事訴訟法基礎並びに民法Ⅰ・Ⅱ、商法、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ		刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎並びに刑法及び刑事訴訟法から1科目以上
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ 民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅲ		訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 商法基礎及び民事訴訟法基礎並びに民法Ⅰ・Ⅱ、商法、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱから2科目以上
	商法	商法基礎		訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎並びに刑法及び刑事訴訟法から1科目以上
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎			
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎			
	刑法	刑法基礎			
刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎				

上智大学法科大学院履修要綱 (P20)

標準（3年制）

コース

●修了要件・進級要件・退学要件

修了要件：93単位〔必修68単位，選択必修22単位（法律実務基礎科目6単位，基礎法学・隣接科目4単位，展開・先端科目12単位），選択として法律基本科目以外の科目から3単位〕

進級要件：1年次は必修24単位，2年次は当該年次の必修20単位を含む24単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に2年を超えて留まることはできない。

上智大学法科大学院履修要綱 (P22)

短縮（2年制）

コース

●修了要件・進級要件・退学要件

修了要件：65単位〔必修38単位，選択必修22単位（法律実務基礎科目6単位，基礎法学・隣接科目4単位，展開・先端科目12単位），選択として5単位〕

進級要件：必修20単位を含む24単位を進級の要件とする。

退学要件：同一年次に2年を超えて留まることはできない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了要件は、標準コースが、総単位数 93 単位、短縮コースが、総単位数 65 単位である。その内訳は次のとおりになっている（資料 4 - 2 - 1 - 1 「大学院学則」）（解釈指針 4 - 2 - 1 - 1）。

標準コースは、	法律基本科目	
	公法系科目	12 単位（必修）
	民事系科目	36 単位（必修）
	刑事系科目	14 単位（必修）
	法律実務基礎科目	6 単位（必修）及び 6 単位（選択必修）
	基礎法学・隣接科目	4 単位
	展開・先端科目	12 単位
	法律基本科目以外のすべてから	3 単位
短縮コースは、	法律基本科目	
	公法系科目	6 単位（必修）
	民事系科目	18 単位（必修）
	刑事系科目	8 単位（必修）
	法律実務基礎科目	6 単位（必修）及び 6 単位（選択必修）
	基礎法学・隣接科目	4 単位
	展開・先端科目	12 単位
	選択として	5 単位

法律基本科目以外の科目の履修の関係では、標準コースにおいては、修了要件単位数 93 単位の 3 分の 1 以上である 31 単位については、法律基本科目以外からとるように義務づけられている。

また、短縮コースにおいては、必修ないし選択必修として、28 単位を、法律基本科目以外からとるカリキュラム内容となっており、修了要件単位数 65 単位の 3 分の 1 以上にあたる。

資料 4 - 2 - 1 - 1

上智大学大学院学則

（専門職学位課程の修了要件）

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、65単位以上を修得することとする。

上智大学法科大学院履修規程

（修了要件）

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得することにより充足しなければならない。

別表 I (第4条関係)

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位
基礎法学・隣接科目から	4単位
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位
基礎法学・隣接科目から	4単位
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位以上

なお、基準4-1-2に係る状況において記載するとおり、教育上有益であるとの観点から、他大学院で履修した授業科目について修得した単位、及び本法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得したものとみなすことができる。また、法学既修者については、前記の修了要件のとおり、93単位中28単位を修得したものとみなし、基準4-3-1に係る状況において記載するとおり、修業年限を1年短縮している。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本法科大学院の入学試験では、短縮コース入学希望者に対して、法律論文試験を課している（別添資料 4-2 「入試法律論文試験問題」）。法律論文試験の内容は、公法（憲法・行政法）、民事法（民法・民事訴訟法・商法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の試験であって、多くの場合に、事例問題が出されている。なお、別添資料 6-1 入試要綱 7 頁には、法律論文試験の出題範囲として、公法、民事法、刑事法の各科目において、例えば、憲法・行政法について「両分野にまたがる融合問題であるか、それぞれの分野からの小問の出題、またはどちらかの分野からの出題になることもある」旨の記載があるが、これは設置当初の事情から柔軟な出題方針の大綱を定めたものにすぎず、実際の出題においても、各科目の基本的な理解を問う事例問題を出題すること等により、みなし単位修得にかかる授業科目のすべてにわたって基礎的な学識を有することが十分判定できるように配慮していた。現在では、基本 7 法の全分野にわたって出題することが確認されており、実際の出題もそのように実施されている（解釈指針 4-3-1-3）。短縮コースについても、一般的な文章読解力・論理的思考力を見るために一般論文試験も課しているが、適性試験・一般論文試験・法律論文試験の割合は、1 対 1 対 4 となっており、法律論文試験の評価割合が高い。したがって、このように公平性・開放性・多様性の確保を念頭においた試験を経て、合格した者については、法学既修者としての資格があると認定して、短縮コース生として入学を許すこととしている（解釈指針 4-3-1-1）。

法律論文試験の出題内容については、一般的な問題にするよう留意しているが、ホームページ上で公表しているため、他大学からの受験者も、問題の傾向は、予測可能であって、上智大学法学部生に有利となることはない。また、採点にあたっては、完全な匿名性が確保されている（解釈指針 4-3-1-2）。

短縮コースの入学者には、入学試験の結果として、法学既修者としての資格を認定し、28 単位について、単位認定を行っており、その結果として、標準修業年限を 1 年短縮することとしている（解釈指針 4-3-1-5）。学則上は、30 単位までの単位認定が可能であるが、単位認定の趣旨を考え、入学試験において法律論文試験を課した 7 科目（憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法）について、全体で 28 単位の認定が適切であると判断したものである。2006 年度までのカリキュラムでは、29 単位について単位認定を行っていたが、2007 年度から、法情報調査 1 単位を修了要件単位数から外したこともあり、それに伴い、単位認定を 28 単位とした（資料 4-3-1-1 「大学院学則」）。

本法科大学院では、入学試験において、短縮コース入学希望者に対して、法律論文試験を7科目すべてについて課し、法科大学院・法学部の全教員が、答案の採点を行い、合格者の判定を真摯に行っており、厳格な方法での既修者認定を行っている。

資料4-3-1-1

上智大学大学院学則

(専門職学位課程の修了要件)

第21条の3 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の修了の要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者(法学既修者)については、2年以上在学し、65単位以上を修得することとする。

上智大学法科大学院履修規程

(修了要件)

第4条 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得することにより充足しなければならない。

別表I(第4条関係)

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位

2 優れた点及び改善を要する点等

成績評価基準を定めて、厳正な成績評価を実施し、かつ、これらの情報を教員間で共有して、教育方法の改善に努めている。また、GPA 制度を厳格に適用し、学生の勉学意欲の維持・向上を図っている。さらに、進級制及び前提科目制度により、系統的・段階的な履修ができるよう配慮している。

改善を要する点は、今のところ特にない。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1. 概要

本法科大学院では、継続的に教育内容の改善を行い、より質の高い教育を提供するため、法科大学院FD委員会を中心に、様々なファカルティ・デベロップメント活動（FD活動）を実施している。

また、組織的なFD活動以外においても、教育研究委員会や学生生活委員会に所属する教員を中心に学生からの要望を常時汲み上げ、教育研究委員会等の場で教育内容の改善のための具体的な措置を実施してきている。

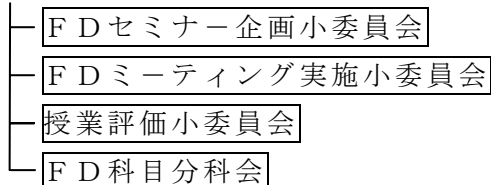
2. 教育内容等の改善のための組織（解釈指針5-1-1-2）

(1) FD委員会の組織

設立時には自己点検・評価とファカルティ・デベロップメント活動を合わせて行う「自己点検評価・FD委員会」を設置していたが、自己点検・評価活動とFD活動の重要性に鑑み、2006年度より自己点検・評価委員会とFD委員会に分けて設置することとし、法科大学院教授会の議決を経て「法科大学院FD委員会規程」（資料5-1-1-1「法科大学院FD委員会規程」）を定めている。

FD委員会は次のとおり、3小委員会及び分科会により構成される。

FD委員会



法科大学院 FD 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法科大学院 FD 委員会（以下では、委員会という）の組織および運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、法科大学院教授会（以下では、教授会という）によって選出された3名の委員をもって、これを組織する。

2 委員会の長は、法科大学院長が、教授会の議を経て、これを指名する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠員し、これを補充したときは、その任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会は、法科大学院における教育の充実および向上をはかるため、次に掲げる事項を審議し、実施する。

(1) 授業の内容および方法の質的向上をはかること

(2) 学内外の研究会、シンポジウムおよび研修会に参加し、報告および検討をおこなうこと

(3) 学生または教員相互による授業評価を実施するとともに、そのフォローアップをおこなうこと

(4) 教材の開発、選定および作成をおこなうこと

(5) 教員の指導力の向上に資すること

(6) その他委員会の活動において必要とされること

(審議)

第4条 委員会は、原則として、年4回、開催する。ただし、委員の要求に基づき、委員長が必要と認めたときは、いつでも開催することができる。

2 委員会は、審議の内容に応じて、第5条に定める小委員会の委員その他委員会が必要と認める者を出席させることができる。この場合、出席者には議決権が認められる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により、これを決する。ただし、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 委員会は、第3条に掲げる事項を行わせるため、次の小委員会を設置することができる。

- (1) FD セミナー企画小委員会
- (2) FD ミーティング実施小委員会
- (3) 授業評価小委員会

2 委員会は、第3条に掲げる事項のうち、特に授業の内容および方法を改善させるため、必要に応じて科目群単位で分科会を設置することができる。

(庶務)

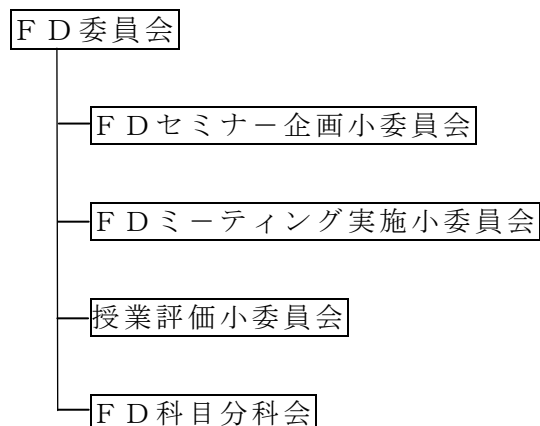
第6条 委員会に関する事務は、法科大学院事務局がこれを担当する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から、これを施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から、これを施行する。



(2) FD 委員会の活動内容

FD 委員会並びに3つの小委員会及び分科会の活動内容は、以下のとおりである。

- ① FD 委員会：各小委員会、分科会の活動を総括するとともに、教育研究委員会等の委員会との協力・調整を行う。原則として、年4回のFD委員会を実施する。
- ② FD セミナー企画小委員会：FDに関する各種セミナーを企画し、実施する。
- ③ FD ミーティング実施小委員会：FD ミーティングの企画・立案、及びその実施にあたる。
- ④ 授業評価小委員会：各セメスターに授業評価アンケートを実施し、その結果の教員へのフィードバックを行う。
- ⑤ FD 科目分科会：カリキュラムや教育内容の改善等、教育内容の改善について議論す

るための場であり、必要に応じて機動的に活動する。

3. FD委員会

2006年度はFD委員会を5回実施し、本法科大学院のFD活動の企画・方針決定等を行った。2007年度は2007年6月末までに2回実施している（別添資料5-1「FD委員会議事録」）。

<2006年度>

第1回：5月10日

- ①18年度のFD活動について
- ②前期の中間授業アンケートの実施について
- ③第1回FDミーティングの開催について

第2回：6月28日

- ①前期の最終アンケートの実施について
- ②TKC教育支援システムについて

第3回：10月4日

- ①TKC教育支援システムについて
- ②第2回FDミーティングの開催について
- ③第1回FDセミナーの開催について

第4回：10月23日

- ①TKC教育支援システムの導入について
- ②後期中間アンケートの実施について
- ③第3回FDミーティングの開催について
- ④オープン授業の実施について
- ⑤第2回FDセミナーの実施について

第5回：3月16日

- ①第4回FDミーティングの開催について
- ②今年度のFD活動の総括について

<2007年度>

第1回：5月7日

- ①オープン授業の実施について
- ②春学期中間アンケートの実施について
- ③第1回FDミーティングの実施について
- ④FDセミナーの実施について
- ⑤法科大学院FD委員会規程の改定について

第2回：6月6日

- ①オープン授業の実施結果について

- ②春学期中間アンケートの分析について
- ③実務家教育の目からみた法科大学院教育について

4. FD 活動

- (1) FD ミーティング (別添資料 5-2 「FD ミーティング議事録」) (解釈指針 5-1-1-1)

<2006 年度>

- ① 第1回：6月7日(水)
前期の中間授業評価アンケート結果に基づき授業方法の改善について審議した。
- ② 第2回：10月18日(水)
新司法試験結果の分析とTKC教育支援システムの導入について審議した。
- ③ 第3回：12月6日(水)
後期の中間授業評価アンケート結果に基づき授業方法の改善について審議した。
- ④ 第4回：3月22日(木)
TKC教育支援システム講習、2006年度実施のオープン授業結果の検討、平成18年度のFD活動を振り返っての意見交換を行った。

- (2) FD セミナー (解釈指針 5-1-1-3(2))

米国の法科大学院で教育経験豊富な教授によるセミナーを実施した。Pratt 教授(本学客員教授)によるセミナーは具体的な教育方法、クラスの運営方法に的を絞った非常に実務的なセミナーであり、2回にわたり継続した。

<2006 年度>

- ① 第1回：10月25日(水) 13:30-15:00
Prof. Edward L. Rubin (Dean, Vanderbilt Law School)
「アメリカの法曹教育における現状と課題」
～法科大学院講演会として学生にも開放した。
- ② 第2回：1月10日(水) 12:40-13:40
Prof. Richard Pratt (Hawaii University)
“Designing Classes for Active Learning”

<2007 年度>

- ① 第1回：4月11日(水) 12:40-13:30
Prof. Richard Pratt (Hawaii University)
“Tools for Getting Students More Engaged in Our Classes: Part 2”
- ② 第2回セミナーは実務家教員の目からみた法科大学院教育についての講演を行う予定であり、2007年6月現在準備中である。

(3) 授業評価 (解釈指針 5-1-1-1、5-1-1-3(1))

a. アンケート

以下のとおり、2006年度は前期に2回、後期に1回の授業評価アンケートを実施した。2007年度についても、春学期、秋学期に各1回の授業評価アンケートを実施する予定である(2007年度より、学期の呼称を変更)。

なお、継続的に充実したアンケートを実施するため、2006年度において、授業評価用アンケートの実施のためのソフトとマークシート処理機を購入して体制を整備した。

いずれのアンケートについても、個別の実施結果は各教員にフィードバックするとともに、教授会で結果概要を報告するとともに、FDミーティング等でその分析を行うことにより、教育内容(難易度、量など)、教育手法(分かりやすさ、Q&Aの活用など)の改善に活用している。

<2006年度>

① 前期中間アンケート

- ・ 実施期間：5月24日から6月2日
- ・ 実施内容：別添資料5-3(法科大学院アンケート)のとおり。質問項目については、授業評価小委員会が他大学での実施内容等を参考に作成した。
- ・ 分析：分析結果は別添資料5-4(2006年度前期中間アンケート結果)のとおりである。この分析結果について審議したセミナーの議事録は別添資料5-2(FDミーティング議事録)のとおりである。

② 前期最終アンケート

- ・ 実施期間：7月10日から7月14日
- ・ 実施内容：別添資料5-5(法科大学院アンケート)のとおり。

③ 後期中間アンケート

- ・ 実施期間：11月9日から11月15日
- ・ 実施内容：別添資料5-6(法科大学院アンケート)のとおり。
- ・ 分析：分析結果は別添資料のとおりである。この分析結果について審議したFDミーティングの議事録は別添資料5-7(法科大学院アンケート(2006年度後期中間分)について)のとおりである。

<2007年度>

① 春学期中間アンケート

- ・ 実施期間：5月24日から30日
- 春学期中間アンケートの結果は、6月6日のFDミーティングで分析した。

b. 評価結果を受けた具体的施策

アンケート結果から復習に十分な時間が割けていないという傾向が見られた。この点については、TKCの教育支援システムを導入し、そこでの問題演習等を活用することによって、学生が復習しやすい環境を提供していくこととした。他方、新司法試験の合格率が低く抑えられたという制度的要因から、簡潔な整理を中心とした知識提供型の受験対策の授業を希望する声も強く、法科大学院側が理想と考える授業との間のギャップが根強いことも確認された。このため、2006年12月20日にアンケート結果を踏まえた学

生指導の会合を実施した。

(4) オープン授業(資料5-1-1-2「2006年度オープン授業結果」)(解釈指針5-1-1-3(1))

<2006年度>

FD委員会が中心となって、前期・後期とも教員が他の教員の授業を参観するオープン授業を実施した。ほぼ全ての科目について、他の教員が授業を参観した。授業に参観した教員はコメントを書き込んだメモを作成することとしており、このメモは授業担当教員が授業の改善に活用できることとなっている。

また、2006年度の第4回FDミーティングでは、オープン授業の結果を総括し、参考になった点、改善されるべき点についての検討を行った。オープン授業の実施方法についても議論し、2007年度のオープン授業の実施に際しては、

- ・全ての教員が何れかの科目を参観することとすべきである、
- ・実務家教員が研究者教員の授業を参観したり研究者教員が実務家教員の授業を参観したりすべきである、
- ・授業の内容によっては参観している教員がクラスに参加することも学生にとって有用である、

といった意見が出された。

資料5-1-1-2

2006年度オープン授業結果

参考になった点

<授業運営方法について>

- ・ 授業冒頭に前回内容の確認がなされていたが、前後のつながりを認識させることや復習に有効だと感じた。
学生に前回授業の疑問点について質問メモを提出させておいて、必要に応じてこれをクラスに紹介・回答するという方式がとられていたが、学生の理解度を把握することもできて効果的。
- ・ 学生への質問が、質問のレベルや前提となる知識・考え方の提供の度合い等を意識することによって、授業全体の組み立ての中に効果的に位置づけられていた。(たとえば、基礎的クラスではすべてを考えさせるのではなく、基本事項や論点を説明したうえで考えさせていた、単純な当てはめ事例からよりひねった事例へと段階的に誘導されていた、など。)
- ・ 学生への質問に際して、クラス全体に対して問いかけつつランダムな指名をし、その後オープンにする等、対象の移行とその間合いを工夫することで、適度な緊張感を持続させ、また、クラス全体に考えさせることに成功していた。

- ・ 前回は設問を配布し、学生に考えさせたいうえで、検討がなされており、効果的であった。
- ・ レポートやメモに対するフィードバックが適切になされており、学習効果を高めていた。
- ・ 適切な関係資料が配布されていた。
- ・ 授業外での自習方法について提案がなされており、親切だった。
- ・ 具体的事例を素材とした分析では、関連他科目の知識のチェック等も行われ、総合的理解の促進に対して留意されていた。

<技術面について>

- ・ 資料、プロジェクター、ホワイトボード等を適宜利用することによって学生の注意を持続させることに成功していた。
- ・ 教員が教室を回りながら学生にマイクを渡して答えさせていたが、聞き取りやすく、適度な緊張感も保つことができると感じた。
- ・ 模擬裁判ではビデオ撮影をして後の分析に役立てていた。
- ・ 模擬裁判の公判を履修者以外の学生を見学させていたが、履修者の緊張感を高めるとともに、他の学生への勉強となる点でプラスだと感じた。

改善点・疑問点

<授業運営方法について>

- ・ 学生の基礎知識にばらつきが見受けられる。どのように対応すべきか考えさせられた。
- ・ 「～についてはわかりますか」と聞き、学生から「わからない」という反応がなかったとしても、誰かを指名して念のため確認したほうがよいと感じた。
- ・ 中心的論点から外れる質問等に対して、どのように対処すべきかを考えさせられた。
- ・ 演習のクラスにおいて、報告グループが調査・討議を経てまとめた結果発表がなされていたが、他の参加者の中にはその内容を直ちに消化し議論に参加することに困難を覚えている者もあった。報告者以外の予習方法やフォローに工夫の余地があると感じた。

- ・ ロールプレイの実施に際しては、可能な限り事前準備をさせる方法と、白紙のままロールプレイに臨ませ問題点を指摘する方法との間で、教育効果を吟味する必要があると感じた。

<技術面について>

- ・ 教室の温度管理には注意が必要と感じた。(教員と学生の体感温度には差があるため。)
- ・ 学生の発言が聞き取りにくいことがあるので、工夫が必要。
- ・ 演習においては、報告者、学生相互、教員との間の物理的距離が広すぎると議論が活発化しにくい面があるように感じた。

<2007年度>

5月中旬以降春学期授業終了まで、各教員は何時でも授業を参観できるかたちでオープン授業を実施している。授業を参観した教員はコメントを書き込んだメモを作成してFD委員会に提出する。なお、2006年度第4回FDミーティングで示されたオープン授業の実施方法についての意見を踏まえ、春学期のオープン授業については、原則として、

- ・ 全ての教員が何れかの科目を参観すること
- ・ 実務家教員は研究者教員の授業を参観すること
- ・ 研究者教員は実務家教員による授業(あるいは実務家教員と研究者教員の共同担当による授業)を参観すること

を方針とし、5月9日の教授会で周知した。

(5) FD分科会

<2006年度>

幾つかの科目群でFD分科会を実施した(当初の規程作成時にはより大きな単位での分科会を想定していたが、その後、より小さな単位での分科会のほうがきめ細かく具体的な議論ができることから、類似した科目内容の科目を複数の教員で担当する科目群を中心に、小規模なFD分科会で活動している)。

分科会会合として、環境法科目群、刑事法科目群、商法科目群、民法科目群、公法科目群が実施され、カリキュラム編成や教育内容について意見交換を行った。

<2007年度>

FD委員会規程を改定して分科会を教育内容の実態や必要に応じて適切な規模で開催することとした。

(6) その他の施策

2006年度第4回FDミーティングの意見交換において、標準コースのうち初めて法律を学ぶ学生については、正規の授業とは別に、予習・復習の仕方、本の読み方、授業への参加の仕方、文章の書き方などの指導が必要であるとの意見が出されたことを受けて、2007年度春学期においては、「初めて法律を学ぶ方へ」と題する任意のセミナーを実施し（資料5-1-1-3「法律を初めて学ぶ方へ」）、初めて法律を学ぶ者が法科大学院の授業に取り組みやすい環境を整えた。

また、学生数が100名程度であり、教員と学生の距離感が比較的近いという利点を活かし、組織的なFD活動以外においても、教育研究委員会や学生生活委員会に所属する教員を中心に学生からの要望を常時汲み上げ、教育研究委員会等の場で教育内容の改善のための具体的な措置を実施してきている。たとえば、学生から展開・先端科目の履修選択の参考にするため、各科目の概要や法曹実務との関わりについて直接担当教員から話を聞いて理解を深めたいとの要望があったため、2007年度初めに説明会を実施した。

なお、外部者による評価を実施し、教育内容及び教育方法の改善に役立っていることについては、基準9-2-4に係る状況参照（解釈指針5-1-1-3(1)）。

資料5-1-1-3

法律を初めて学ぶ方へ

法科大学院では、まったく初めて法律を勉強する方を対象に、

- ・ 予習・復習はどうしたらよいのか？
- ・ 教科書、ケース・ブック、判例はどう読んだらよいのか？
- ・ 授業はどう受けたらよいのか？

といったことを話し合ったり、

- ・ 判例を読んでみる、
- ・ 簡単な問題について議論してみる、
- ・ 簡単な問題について答案を書いてみる、

といったことを実践したりしながら、法律の勉強の仕方、法というものの付き合い方などを考え、基礎的な練習を行う連続セミナーを実施します。

初回は4月18日15時30分から17時まで（場所は2-207です）で、その後の予定は初回に参加者とも相談して決めたいと思います（1か月に1回程度を予定しています）。参加は任意です。奮ってご参加ください。

19年度前期の担当は、以下の4名の教員です。

- ・ 駒田泰土
- ・ 島田聡一郎
- ・ 西村弓

・ 森下哲朗

初回は、私たちがどのようなことを大切に考えているか、どのようなことを伝えたいか、どのようなことをやりたいか等をお話ししたうえで、皆さんから法科大学院の授業を受けてみて感じていること、困っていること等を伺いながら、予習や復習、教科書等の読み方、授業への参加の仕方などについて考えたいと思います。また、最近の有名な判例を題材に議論してみることもしたいと思います。特に準備は不要ですので、気負うことなく参加してください。

質問がある場合には、上記の担当教員にお問い合わせください。

基準 5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5 - 1 - 2 に係る状況)

(1) 共同担当科目 (解釈指針 5 - 1 - 2 - 1)

本学では実務家教員と研究者教員が共同で担当する科目を複数設けており、実務家教員が教育上の経験を確保するとともに研究者教員が実務上の知見を確保するための格好の場となっている。

(2) オープン授業 (解釈指針 5 - 1 - 2 - 1)

2007 年度春学期のオープン授業の実施に際しては、研究者教員が実務家教員の授業を参観し、実務家教員が研究者教員の授業を参観のうえ、コメントを作成することとしている。結果については、2007 年度第 2 回 FD ミーティングで検討した。

(3) FD セミナー (解釈指針 5 - 1 - 2 - 1)

実務家教員の問題意識を研究者教員が共有するため、2007 年度の第 2 回 FD セミナーにおいて実務家教員の目から見た法科大学院教育についての講演を実施し、議論する予定である。

(4) 研究者教員の実務研修への出席等、及び実務家教員の講演・研修等 (解釈指針 5 - 1 - 2 - 1)

研究者教員が実務上の知見を補完し、実務家教員が教育経験を蓄積するために、本法科大学院として、各種の研修等への参加を奨励しており、その実績は、別添資料 8 - 1 「自己点検・評価報告書」において公表している (別添資料 8 - 1、23 頁、27 頁、41 頁、81 頁、92 頁、101 頁、116 頁)。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点

2006年度にFDについて体制を一層整備し、FDミーティング、FDセミナー、授業評価アンケート、オープン授業等、必要十分な活動を行ってきた。授業評価やオープン授業は単にこれらを実施しただけではなく、その結果を分析のうえ、FDミーティングや教授会でそれらの情報を教員が共有し、授業の改善に役立てている。また、FDミーティングで出された問題点については、放置せずに具体的な対応を迅速に実施している。例えば、復習に活用できるシステムの導入や学生指導会合の実施（上記4（3）b）、オープン授業の実施方法の改良（上記4（4））、初学者向けセミナーの実施（上記4（6））などである。

(2) 改善を要する点

制度的に改善を要する点はない。ただし、FD活動では一定の成果を上げているものの、2007年度以降におけるFDミーティングやFDセミナー、オープン授業等への参加について、全教員が積極的に取り組むことができるよう一層の周知徹底を図る必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院には「入試委員会」が設置され、作題1次試験、作題2次試験、実施の各小グループによる総合的な体制をとり、入学者の適性及び能力等の評価について遺漏なきことを期している（資料6-1-1-1 各種委員会）（解釈指針6-1-1-1）。

本法科大学院は、司法が21世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすために、幅広い専門的知識と応用能力を備えているほか、豊かな人間性と高い倫理性を持つ法曹を養成することを目的としている。これを踏まえて、次のアドミッション・ポリシーを設定し、本法科大学院の基本情報（すなわち、本法科大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2の事項）とともにこれを大学院案内や説明会等において公表している（別添資料1-1：2007年度法科大学院案内）（解釈指針6-1-1-2）。

- ① 公平性、開放性、多様性を確保する。
- ② 大学での学業成績、社会経験、外国語能力を正当に評価し、人間性を十分に考慮して選考する。
- ③ 他学部卒・社会人については、②の方針に従い、入学定員100名中3割を下回らないよう選考する。
- ④ 特に優れた外国語能力を有する者を選抜するため外国語特別枠を設け、適性試験、論文試験、面接の結果が一定の水準に達している者のなかから、TOEFL、TOEIC、英検その他で一定の点数ないし資格を取得した者を若干名選考する。標準（3年制）コースは50名中3割程度、短縮（2年制）コースは50名中1割程度を選考する。

2007年4月1日

各種委員会

委員会	委員長	委員
法曹養成専攻教授会 人事委員会 予算委員会	滝澤 正 滝澤 正 滝澤 正	全教員 町野 朔, 辻 伸行 町野 朔, 辻 伸行
教育研究委員会 (学務委員会)	長沼 範良	(公法) 小幡 純子 (民事法) 小塚 莊一郎 (刑事法) 長沼 範良 (実務) 岩瀬 徹 (基礎・先端・国際・環境) 出口 耕自, 越智 敏裕 (学生生活) 森下 哲朗
カリキュラム検討小委員会 認証評価小委員会	小幡 純子 長沼 範良	小塚 莊一郎 岩瀬 徹 佐藤 岩昭 越智 敏裕(実務) 高見・猪俣, (カリキュラム)小幡, (管理運営)小塚, (入試)江藤[前]/原[後]
学生生活委員会	加藤 雅信	(学習指導)出口・岩田・野田(在校生)原・小塚・島田(修了者) (生活全般) 森下 哲朗, 西村 弓 (国際交流) 伊集院 功, 森下 哲朗 (司法試験) 加藤 雅信, 小塚 莊一郎, 島田 聡一郎 (職業指導) 更田 義彦, 和仁 亮裕, 猪俣 尚人, 平川 雄士, 森下 哲朗 (広報) 野田 耕志
入試委員会	原 強	(作題1次試験)三浦・岩田(一般論文)/小幡・吉川・長沼(責任者) (作題2次試験) 奥富・福田・西村・森下・西 (実施) 小幡・森下・矢島・奥富・越智
成績評価委員会	高見 勝利	加藤 雅信, 和仁 亮裕
エクスターンシップ運営委員会	町野 朔	伊集院・辻・和仁・平川・小幡・石井・権田・小塚・森下
リーガルクリニック運営委員会	岩瀬 徹	町野 朔, 原 強, 小幡 純子
FD委員会	佐藤 岩昭	矢島 基美, 出口 耕自 (授業評価) 矢島 基美, 森下 哲朗 (ミーティング) 高見 勝利, 西村 弓 (セミナー企画) 出口 耕自, 駒田 泰士
自己点検評価委員会	吉川 栄一	原 強, 岩田 太
図書館委員会	田頭[前] /福田[後]	(発注) 福田 誠治 (運用) 森下 哲朗 (情報) 野田 耕志

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6-1-2 に係る状況)

2007 年度の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、大学での学業成績、社会経験、外国語能力、論理的思考力、人間性等を的確に評価するために、次の方法により、入学者の選抜を行った。

1. 標準（3年制）コース

(1) 第1次選抜

本法科大学院が実施する「一般論文試験」の成績、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績、及び必須提出書類（身上記録、大学の成績証明書、外国語能力を示す書類（TOEFL、TOEIC、英検、国連英検、独検、仏検等）（外国語特別枠のみ））の審査により選抜を行う。

なお、審査における「一般論文試験」の成績（100点満点）、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績の評価割合は1：1である。

(2) 第2次試験

面接試験を実施し、面接試験結果と次の任意提出書類による評価を行い、第1次試験の成績とを合わせて総合審査し選抜する。

- ①外国語能力を示す書類（TOEFL、TOEIC、英検、国連英検、独検、仏検等）
- ②受験者の能力に関する意見書
- ③学位論文の概要（修士以上の学位を有する者）
- ④その他の証明書（大学院修了証明書、各種資格証明書）

2. 短縮（2年制）コース

(1) 第1次選抜

本法科大学院が実施する「一般論文試験」、「法律論文試験」の成績、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績、及び必須提出書類（身上記録、大学の成績証明書、外国語能力を示す書類（TOEFL、TOEIC、英検、国連英検、独検、仏検等）（外国語特別枠のみ））の審査により選抜を行う。

なお、審査における「一般論文試験」の成績、「法律論文試験」の成績及び大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績の評価割合は1：4：1である。

(2) 第2次試験

面接試験を実施し、面接試験結果と次の任意提出書類による評価を行い、第1次試験の成績とを合わせて総合審査し選抜する。

- ①外国語能力を示す書類（TOEFL、TOEIC、英検、国連英検、独検、仏検等）
- ②受験者の能力に関する意見書
- ③日弁連法務研究財団の「法学既修者試験」の成績
- ④学位論文の概要（修士以上の学位を有する者）
- ⑤その他の証明書（大学院修了証明書、各種資格証明書）

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院案内やホームページにおいて入学者選抜方法等を公表している。また、本学において数回の入試説明会を開催しており、その日時等もホームページで公表している。さらに、新聞社等が主催する進学ガイダンスに参加するなどして、入学資格・入学者選抜方法を説明し、周知に努めている。その結果、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

2006年度の説明会は次のとおりであった。

- 6月21日(水) 入試説明会(本学主催)
- 7月1日(土) 入試説明会(朝日新聞社主催)
- 7月8日(土) 入試説明会(読売新聞社主催)
- 7月15日(土) 入試説明会(早稲田セミナー主催)

(2) 2004年度以降各年度入学者における本学法学部出身者の占める割合は、表6-1-3-1のとおりである。本法科大学院においては、本学法学部出身者について優先枠などの優遇措置を一切講じていない(解釈指針6-1-3-1)。

表 6-1-3-1

入学者中に占める本学法学部出身者の割合

2004年入学者	標準コース	25%
	短縮コース	34%
2005年入学者	標準コース	18%
	短縮コース	15%
2006年入学者	標準コース	4%
	短縮コース	22%
2007年入学者	標準コース	25%
	短縮コース	20%

(3) 本法科大学院においては、寄附の募集は、修了生及び入学後の在学生父母を対象とし、「上智大学創立100周年記念事業募金」として、財務局募金室から行っている(別添資料6-1 ご父母ならびに保証人の皆様)(解釈指針6-1-3-2)。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

1. 標準 (3年制) コース

第1次試験においては、大学入試センター「法科大学院適性試験」又は日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績、本法科大学院が実施する「一般論文試験」の成績、及び大学での学業成績に基づき客観的な方法で選抜を実施している (解釈指針 6-1-4-1)。

第2次試験においては、口頭試問を中心にした面接により受験者の論理的思考力を適確に評価するとともに人間性についても十分に考慮し、また、任意提出書類に基づき外国語能力や多種多様な経験等を審査し、選抜を行っている (解釈指針 6-1-4-1)。

2. 短縮 (2年制) コース

第1次試験においては、標準コースにおける評価の方法に加えて、本法科大学院が実施する「法律論文試験」(公法、民事法、刑事法)の成績により、法律学の専門知識を前提とする基礎学力(判断力・分析力・思考力・論述力)を備えているかを客観的に評価し選抜を行っている (解釈指針 6-1-4-1)。

第2次試験においては、標準コースと同様の方法で選抜を行っている (ただし、任意提出書類のうち、日弁連法務研究財団の「法学既修者試験」の成績は、短縮コース志願者に限って同成績の一定割合(非公表)の上位者に一定の点数(非公表)を加算している)。

以上の方法により、法科大学院での教育を受けるために必要な適性及び能力を適確に評価することとしている。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院においては、他学部卒業者、社会人（過去において2年以上にわたり定職に就いた経験のある者。別添資料 6-1 2007 年度入試要綱 1 頁）について、入学定員 100 名中 3 割を下回らないよう選考しており、また、大学での学業成績、外国語能力、社会経験等を審査して、多様な知識又は経験を有する者を入学させるように努めている。さらに、特に優れた外国語能力を有する者について、標準（3 年制）コースは 50 名中 3 割程度、短縮（2 年制）コースは 50 名中 1 割程度を選考することとしている。

この結果、各年度入試による入学者の属性は、次のとおりとなっており、多様な知識又は経験を有する者の入学を確保することができた（資料 6-1-5-1 入試結果）。

(解釈指針 6-1-5-1、6-1-5-2、6-1-5-3)

2004 年度入試

(1) 標準コース（3 年制コース）

入学者数は 52 名で、男性 26 名（50%）、女性 26 名（50%）であった。また、社会人は 27 名（52%）、他学部（法学部以外）出身者は 26 名（50%）、社会人又は他学部出身者は 35 名（67%）となり、外国語枠受験者の入学者は 17 名（33%）となった。

(2) 短縮コース（2 年制コース）

入学者数は 56 名で、男性 35 名（63%）、女性 21 名（37%）であった。また、社会人は 15 名（27%）、他学部出身者は 11 名（20%）、社会人又は他学部出身者は 18 名（32%）となり、外国語枠受験者の入学者は 9 名（16%）となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数 108 名であり、そのうち社会人又は他学部出身は 53 名（49%）を占め、目標の 3 割を大きく上回り、ほぼ半数に達した。外国語枠受験者の入学者は、標準コースで 17 名（31%）となり、目標の 3 割を上回った。短縮コースは 9 名（16%）で、これも目標の 1 割程度を上回った。

年齢構成をみると、両コースあわせて 20 代 69 名（64%）、30 代 33 名（30%）、40 代 6 名（5%）、50 代 1 名（1%）であった。全体の平均年齢は 28.2 歳。

2005 年度入試

(1) 標準コース（3 年制コース）

入学者数は 51 名で、男性 40 名（78%）、女性 11 名（22%）であった。また、社会

人は15名(29%)、他学部出身者は18名(35%)、社会人又は他学部出身者は23名(45%)となり、外国語枠受験者の入学者は7名(14%)となった。

(2) 短縮コース(2年制コース)

入学者数は52名で、男性44名(84%)、女性8名(16%)であった。また、社会人は14名(26%)、他学部出身者は10名(19%)、社会人又は他学部出身者は17名(32%)となり、外国語枠受験者の入学者は5名(10%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数101名であり、そのうち社会人又は他学部出身は40名(40%)を占め、目標の3割を大きく上回った。外国語枠受験者の入学者は、標準コースで7名(14%)となり、目標の半数程度にとどまったが、短縮コースは5名(10%)で、目標の1割程度をみたした。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代84名(81%)、30代14名(13%)、40代5名(5%)、50代1名(1%)であった。全体の平均年齢は27歳。

2006年度入試

(1) 標準コース(3年制コース)

入学者数は54名で、男性36名(67%)、女性18名(33%)であった。また、社会人は25名(46%)、他学部(法学部以外)出身者は25名(46%)、社会人又は他学部出身者は28名(52%)となり、外国語枠受験者の入学者は8名(15%)となった。

(2) 短縮コース(2年制コース)

入学者数は54名で、男性34名(63%)、女性20名(37%)であった。また、社会人は9名(17%)、他学部出身者は5名(9%)、社会人又は他学部出身者は13名(24%)となり、外国語枠受験者の入学者は6名(11%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数108名であり、そのうち社会人又は他学部出身は41名(37%)を占め、目標の3割を上回った。外国語枠受験者の入学者は、標準コースで8名(15%)となり、目標の半数程度にとどまったが、短縮コースは6名(11%)で、ほぼ目標の1割程度となった。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代84名(78%)、30代15名(14%)、40代9名(8%)、50代0名(0%)であった。全体の平均年齢は27歳。

2007年度入試

(1) 標準コース(3年制コース)

入学者数は52名で、男性35名(67%)、女性17名(33%)であった。また、社会人は13名(25%)、他学部(法学部以外)出身者は21名(40%)、社会人又は他学部出身者は26名(50%)となり、外国語枠受験者の入学者は8名(15%)となった。

(2) 短縮コース(2年制コース)

入学者数は50名で、男性42名(84%)、女性8名(16%)であった。また、社会人

は10名(20%)、他学部出身者は3名(6%)、社会人又は他学部出身者は11名(22%)となり、外国語枠受験者の入学者は2名(4%)となった。

(3) 総合的評価

両コースあわせて入学者数102名であり、そのうち社会人又は他学部出身は37名(36%)を占め、目標の3割を上回った。外国語枠受験者の入学者は、標準コースで8名(15%)となり、短縮コースは2名(4%)であった。

年齢構成をみると、両コースあわせて、20代83名(81%)、30代15名(15%)、40代3名(3%)、50代1名(1%)であった。全体の平均年齢は26歳。

資料6-1-5-1

平成16年度入試結果

入学者出身大学別

出身大学	法曹養成専攻 (2年制)	法曹養成専攻 (3年制)	総計
青山学院大学	1	2	3
愛媛大学	1		1
学習院大学	1		1
九州大学		1	1
慶應義塾大学	5	6	11
神戸大学		1	1
国際基督教大学		3	3
上智大学	22	22	44
信州大学		1	1
聖心女子大学		1	1
中央大学	2	2	4
東京学芸大学	1		1
東京大学	6	4	10
同志社大学	1		1
東北大学	1	1	2
日本大学	1		1
一橋大学	2		2
明治大学	1		1
横浜市立大学		1	1
立教大学	2	1	3
麗澤大学	1		1
早稲田大学	7	6	13
その他(外国)	1		1
	56	52	108

合格者 内訳数

	定員数	合格者数	(内 他学部卒+ 社会人)	(内 外国語 特別枠)
3年制コース	50名	81名	(92)	(9)
2年制コース	50名	68名		(3)

全受験者：1,300名(内、公法・刑事法・民事法の受験者数は、438名) 得点状況

	大学入試セン ター	一般論文試験 (100点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)	民事法 (90点満点)
	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点
全受験者	93・70・21	90・66・0	52・30・0	56・35・4	75・41・0

合格者(3年制81名、2年制68名) 得点状況

受験区分	大学入試セン ター	一般論文試験 (100点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)	民事法 (90点満点)
	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点	最高点・平均点・最低点
3年制	92・79・65	86・73・54	—・—・—	—・—・—	—・—・—
2年制	92・75・54	83・70・57	50・36・21	55・46・29	75・56・33

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
短縮(2年制)	41	15	56
標準(3年制)	25	27	52
総計	66	42	108

平成17年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者数	受験者数	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数	(内併願者数)	補欠者数
3年制 コース	50	男	691	621	231	193	65	(18)	70
		女	362	308	117	76	31	(8)	18
		計	1053	929	348	269	96	(26)	88
2年制 コース	50	男	664	585	218	188	62	(16)	56
		女	226	190	73	54	18	(7)	14
		計	890	775	291	242	80	(23)	70
合計	100	男	1355	1206	449	381	127	(34)	126
		女	588	498	190	130	49	(15)	32
総計			1943	1704	639	511	176	(49)	158

入学者出身大学別

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
一橋大学	2		2
横浜国立大学		1	1
学習院大学	2		2
京都大学	1	1	2
慶應義塾大学	3	9	12
上智大学	10	9	19
成城大学		1	1
成蹊大学	2		2
青山学院大学	1	1	2
千葉大学	1	1	2
早稲田大学	10	12	22
筑波大学		1	1
中央大学	2	3	5
東海大学	1		1
東京医科歯科大学	1		1
東京大学	4	6	10
東北大学	1	1	2
同志社大学		1	1
法政大学	1		1
名古屋大学	1		1
明治学院大学	1		1
明治大学	1	1	2
立教大学	5	3	8
琉球大学	1		1
獨協大学		1	1
	51	52	103

合格者 内訳数

	定員数	合格者数	(内 他学部 卒+社会人)	(内 外国語 特別枠)
3年制コース	50名	96名	(89)	(25)
2年制コース	50名	80		(14)

試験科目別平均点

	大学入試セン ター適性試験	一般論文試験 (100点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)	民事法 (90点満 点)
全受験者	60	60	34	29	46
合格者(2年制)	62	63	37	48	63
合格者(3年制)	70	66	—	—	—

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
標準(3年制)	34	17	51
短縮(2年制)	38	14	52
総計	72	31	103

平成18年度入試結果

入学者出身大学別

出身大学	法曹養成専攻 (3年制)	法曹養成専攻 (2年制)	総計
早稲田大学	10	10	20
上智大学	7	12	19
慶應義塾大学	10	9	19
中央大学	1	6	7
東京大学	3	2	5
一橋大学	2	2	4
国際基督教大学	2	1	3
明治大学		3	3
立教大学	2	1	3
立命館大学	1	2	3
横浜国立大学	2		2
学習院大学	2		2
九州大学	1	1	2
青山学院大学	2		2
千葉大学	2		2
Washington University	1		1
国土館大学	1		1
埼玉大学	1		1
神戸大学		1	1
神奈川大学	1		1
大阪大学		1	1
筑波大学		1	1
東京学芸大学	1		1
東京芸術大学	1		1
同志社大学		1	1
日本文化大学		1	1
明治学院大学	1		1
	54	54	108

合格者 内訳数

	定員数	合格者数	(内 他学部 卒+社会人)	(内 外国語 特別枠)
3年制コース	50名	98名	(112)	(28)
2年制コース	50名	95名		(12)

試験科目別平均点

	大学入試セン ター適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満 点)
全受験者	62	53	51	35	31
合格者(2年制)	66	60	65	40	39
合格者(3年制)	73	67	—	—	—

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
標準(3年制)	38	16	54
短縮(2年制)	45	9	54
総計	83	25	108

平成19年度入試結果

志願者・受験者・合格者・補欠者・内訳数

受験区分	定員	性別	志願者数	受験者数	第一次試験合格者数	第二次試験受験者数	最終合格者数	内併願者数	補欠者数
3年制コース	50	男	696	615	211	166	69	21	48
		女	341	293	107	77	39	11	15
		計	1037	908	318	243	108	32	63
2年制コース	50	男	709	583	184	159	74	25	43
		女	243	193	70	60	25	8	16
		計	952	776	254	219	99	33	59
合計	100	男	1405	1198	395	325	143	46	91
		女	584	486	177	137	64	19	31
		計	1989	1684	572	462	207	65	122

入学者出身大学別

大学名	3年制(未修)	2年制(既修)	総計
上智大	14	10	24
早稲田大	8	12	20
中央大	3	9	12
慶應義塾大	6	5	11
東京大	3	3	6
京都大	3	1	4
明治大	2	2	4
二橋大	1	2	3
学習院大	2	1	3
立教大	1	2	3
津田塾大	1	1	2
University of Michigan (USA)	1		1
九州大	1		1
広島大	1	1	2
国際基督教大	1		1
成城大	1		1
千葉大	1		1
多摩大		1	1
筑波大	1		1
東京外国語大	1		1
麗澤学院大	1		1
総計	52	50	102

合格者 内訳数

	定員数	合格者数	(内 他学部卒+社会人)	(内 外国語特別枠)
3年制コース	50名	108名	(79)	(20)
2年制コース	50名	99名		(5)

試験科目別平均点

	大学入試センター 適性試験	一般論文試験 (100点満点)	民事法 (90点満点)	公法 (60点満点)	刑事法 (60点満点)
全受験者	73	49	39	29	29
合格者(2年制)	75	51	62	34	39
合格者(3年制)	82	59	—	—	—

入学者一般・社会人数

コース	一般	社会人	総計
標準(3年制)	39	13	52
短縮(2年制)	40	10	50
総計	79	23	102

入学者選抜等

入学者数と内訳

		入学者数(男/女)	社会人	他学部	社会人 または 外国語枠	
					社会人	外国語枠
平成19年度	標準(3年制コース)	52(35/17)	13	20	26	20
	短縮(2年生コース)	50(42/8)	10	3	11	5
平成18年度	標準(3年制コース)	54(36/18)	25	25	28	8
	短縮(2年生コース)	54(34/20)	9	5	13	6
平成17年度	標準(3年制コース)	51(40/11)	15	18	23	7
	短縮(2年生コース)	52(44/8)	14	10	17	5
平成16年度	標準(3年制コース)	52(26/26)	27	26	35	17
	短縮(2年生コース)	56(35/21)	15	11	18	9

出身大学・学部	
本学 (法学部/他学部)	他大学 (法学部/他学部)
14(13/1)	38(18/20)
10(10/0)	40(37/3)
7(2/5)	47(27/20)
12(12/0)	42(37/5)
10(9/1)	41(24/17)
9(8/1)	43(35/9)
22(13/9)	30(13/17)
21(19/2)	35(26/9)

年齢構成			
20代	30代	40代	50代
46	6	0	0
37	9	3	1
41	7	6	0
43	8	3	0
44	5	2	0
40	9	3	1
29	19	4	0
40	14	2	1

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院は、収容定員（300人）を踏まえ、適切な入学辞退者数を見込んだ合格者数を発表することとしており、また、必要な場合には適宜補欠合格者を発表することにより収容定員を上回る状態とならないように努めている。

2004年度は、標準コースは定員数50名のところ81名の合格者を発表し、その後、37名の補欠合格者を発表し、最終的には52名が入学した。短縮コースは定員数50名のところ62名の合格者を発表し、最終的には56名が入学した。両コースあわせて100名のところ、入学者は108名であった。2006年度末までに、両コースあわせて13名が退学している。

2005年度は、標準コースは定員数50名のところ96名の合格者を発表し、その後、18名の補欠合格者を発表し、最終的には51名が入学した。短縮コースは定員数50名のところ80名の合格者を発表し、その後、26名の補欠合格者を発表し、最終的には52名が入学した。両コースあわせて100名のところ、入学者は103名であった。2006年度末までに、両コースあわせて3名が退学している。

2006年度は、標準コースは定員数50名のところ98名の合格者を発表し、その後、17名の補欠合格者を発表し、最終的には51名が入学した。短縮コースは定員数50名のところ95名の合格者を発表し、その後、18名の補欠合格者を発表し、最終的には53名が入学した。両コースあわせて100名のところ、入学者は108名であった。2006年度末までに、両コースあわせて1名が退学している。

2007年度は、標準コースは定員数50名のところ108名の合格者を発表し、その後、21名の補欠合格者を発表し、最終的には52名が入学した。短縮コースは定員数50名のところ99名の合格者を発表し、その後、41名の補欠合格者を発表し、最終的には50名が入学した。両コースあわせて100名のところ、入学者は102名であった。

いずれの年度も、ほぼ募集どおりの入学者数であった。

したがって、各年度当初（5月1日現在）における在籍者数の状況は、表6-2-1-1のとおりであって、在籍者数が収容定員を上回る状態は生じていない。

表6-2-1-1

各年度当初における在籍者数

2004年度	108名
2005年度	207名
2006年度	256名
2007年度	272名

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

所定の入学定員（標準コース 50 人、短縮コース 50 人、合計 100 人）を踏まえ、適切な入学辞退者数を見込んだ合格者数を発表することとしており、また、必要な場合には適宜補欠合格者を発表することにより、入学者数が所定の入学定員と乖離しないように努めている。

所定の入学定員 100 名のところ、2004 年度は 108 名が入学、2005 年度は 103 名が入学、2006 年度は 108 名が入学、2007 年度は 102 名が入学した。いずれもほぼ所定の入学定員どおりの入学者数であった。

このため、在籍者数を考慮しても、現時点での入学定員の変更を必要とする事態は生じていない（解釈指針 6 - 2 - 2 - 1）。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院では、第一次試験について、適性試験と論文試験の配点比率の公表を行い、透明性のある入学者選抜を実現しており、また、全受験者に一般論文試験を課し、適性試験等での切り捨てをせずにすべて採点を行い、法曹としての適格性をみきわめるよう努めている。

第二次試験では、面接試験を実施し、口頭試問により受験者の論理的思考能力や理解力を審査し、また、社会経験を加味した選抜を行い、入学者の多様性を十分に確保している。

改善を要する点は今のところ存在しないが、入試制度の課題や現状については、実施のたびに検討を重ねている。これにより、加点に必要な学部成績の計算方法について一層の合理化を図る等の技術的な事項にかかる改良や工夫を講じてきている。現在、入学後の学生成績の追跡調査を継続的に実施するなどして、制度的な変更の必要性の有無を検討すべく努めている。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1. 入学前

入学手続をとった合格者(入学予定者)に対して、12月ないし1月頃に「入学予定者説明会」を実施している(資料7-1-1-1 2007年度入学予定者説明会)。その目的は、第一に、本学のカリキュラム等の特色を理解してもらうこと、第二に、入学後の学生生活についてイメージを持ってもらい、心構えを作らせること、第三に、入学前に準備を行おうとする意欲を持たせ、そのための文献等を案内することである。

資料7-1-1-1

2007年度入学予定者説明会

2007年度入学予定者説明会

2007年1月20日

法科大学院教室 203・208号室

13:00	挨拶	滝澤法科大学院長
	カリキュラムの特色について	長沼教授
	各分野担当者挨拶	高見教授(公法)、辻教授(民事法)、 長沼教授(刑事法)、岩瀬教授(実務家教員)、 北村教授(環境法)、森下助教授(国際関係法) 出口教授(法学入門)
13:45	～	
	休憩	この間に既修者コースの人は208号室に移動
14:00		

14:00 LSでの勉強と生活について(コース別)

短縮コース (2-208) 進行:小塚教授
院生:平野晶規・今井裕子・
大熊幸基・杉本万里子

標準コース (2-208) 進行:長沼教授
院生:河瀬健人・長野由布
中澤祐一・金沢理映子

16:00 終了予定

第二の目的のため、在学中の法科大学院生数名に協力を依頼し、大学への要望や不満を含めた「学生の本音」を話してもらっている。また、第三の目的のためには、各科目の担当者から提出された文献のリストを配布している（資料7-1-1-2 法科大学院入学までの研究案内）。

資料7-1-1-2

法科大学院入学までの研究案内

2007年1月20日
上智大学法科大学院

法科大学院入学までの研究案内

1. 法学への入門書

法律の勉強を始めると、誰しも、それが特殊な分野であることに気づくであろう。その違和感を乗り越えて、法律家的な考え方を身につけることこそが、法科大学院で学ぶ目的である。今まで法律や法学とは無縁に生きてきた諸君、逆に法律を学び始めた頃の違和感をすでに忘れつつある諸君のための「入門」としては、たとえば次の中の一冊を薦める。

- a) 福永有利＝井上治典『アクチュアル民事の訴訟』〔有斐閣、2005年〕。
- b) ダグラス・K・フリーマン『リーガル・エリートたちの挑戦——コロンビア・ロースクールに学んで——』〔商事法務、2003年〕。
- c) 大村敦志『フランスの社交と法——〈つきあい〉と〈いきがい〉——』〔有斐閣、2002年〕。
- d) 村上淳一『〈法〉の歴史』〔東京大学出版会、1997年〕。
- e) 武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』〔2002年、信山社〕。
- f) ローレンス・レッシング（山形浩生訳）『コモンズ——ネット上の所有権強化は技術革新を殺す——』〔翔泳社、2002年〕。
- g) 三宅伸吾『乗っ取り屋と用心棒』〔日本経済新聞社、2005年〕

また、法律学習の準備として、次の文献を薦める。なお、未修者コースの諸君に対しては、4月の授業開始直後に、法律関係の情報の収集と分析の技法について説明する機会を設けるが、その際には①の文献をテキストとして使用する。②は、学部向けの入門書であるが、少なくとも第Ⅱ部以降は、法科大学院の未修者諸君にも十分に有用なものである。

- ① 弥永真生『法律学習マニュアル』〔第2版〕〔有斐閣、2005年〕
- ② 米倉明『民法の聴きどころ』〔成文堂、2003年〕

2. 未修者（1年次）基礎科目の準備

1年次生向けに開講される科目のうち主要なものについて、参考文献として、以下のものを掲げておく。基本書・参考書等の詳細は、開講後に担当の教員から説明があるが、新たな世界に不安を持っている諸君や、4月までの時間を活用したい諸君が入学前から準備をするときには、これらの文献を読んでみることを薦めたい。

なお、すでに法学を学んだ経験があり、その際の基本書を持っている諸君は、それを再読することでもよい。ただし、最近は重要な法改正が各分野で相次いでいるので、注意してほしい。

前期開講科目

憲法基礎	芦部信喜『憲法判例を読む』（岩波書店）、横田耕一・高見勝利編『ブリッジブック憲法』（信山社）、高見勝利『芦部憲法学を読む』（有斐閣）。棟居快行『憲法フィールドノート〔第3版〕』（日本評論社）
民法基礎Ⅰ	『新民法大系Ⅰ 民法総則 第二版』の以下のページ。3頁～108頁、173頁～240頁（ただし、民法をこれまで学んだことがない者は、29頁～35頁、77頁～93頁は読む必要がない。なお、本に条文が引用されているときは、必ず、その箇所を読むさいに、六法全書にあたること）。
刑法基礎	西田典之ほか編『刑法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版）』（有斐閣）
民事訴訟法基礎	中野貞一郎『民事裁判入門〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2005年）を通読することを勧める。読みやすく、民事執行や倒産手続を含む民事手続の基本的な理解のためにも有益。
国際法基礎	杉原高嶺 他 編『現代国際法講義（第3版）』（有斐閣、2003年）
環境法基礎	北村喜宣『プレップ環境法』（2006年、弘文堂）

後期開講科目

行政法基礎	藤田宙靖『行政法入門（第4版）』（有斐閣、2005年）。
刑事訴訟法基礎	長沼範良＝田中開＝寺崎嘉博『刑事訴訟法（第2版）』（有斐閣）。
民法基礎Ⅱ	米倉明『プレップ民法（第4版）』（弘文堂）、池田真朗『スタートライン債権法（第4版）』（日本評論社）
民法基礎Ⅲ	シラバス掲載のテキスト（細部にこだわらず一通り読んでおいてほしい）。
商法基礎	神田秀樹『会社法（第8版）』（弘文堂）。

3. 既修者（2年次）科目の準備

すでに法学を学んでいる既修者の諸君は、各分野に使い慣れた基本書を持っているであろうから、それを再度精読しておくことを薦める。万一、いままでに基本書を通読していないという諸君のためには、以下の文献を推薦しておく。

前期開講科目

憲法	芦部信喜『憲法学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〔増補版〕』（有斐閣）、高見勝利『芦部憲法学を斐閣）、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣）。
民法Ⅰ	シラバスに掲げられている基本書
民法Ⅱ	平井宜雄「債権総論（第二版）」（弘文堂）、同「債権各論Ⅱ不法行為」（弘文堂） 池田眞朗編著「新しい民法」（有斐閣）
刑法	山口厚『刑法総論』『刑法各論』（有斐閣）
民事訴訟法Ⅰ	高橋宏志『重点講義民事訴訟法上・下』（有斐閣・平17／平16）、『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』、『民事訴訟法の争点〔第3版〕』など。
法曹倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・大野正男「社会のなかの裁判」（1998年、有斐閣） ・「弁護士職務基本規程」（下記日本弁護士連合会<日弁連>のホームページからアクセスできる。） http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/rules/data/rinzisoukai_syokumu.pdf ・司法改革推進本部「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—（平成13年6月12日）」ジュリスト1208号（2001年9月15日号）所収 ・【法曹倫理 資料集】（開講前に別途配布）

後期開講科目

行政法	塩野宏『行政法ⅠⅡ』（有斐閣）、『行政判例百選ⅠⅡ』、『行政法の争点』。
商法	神田秀樹『会社法（第8版）』（弘文堂、2006年）

2. 入学時（解釈方針7-1-1-1）

入学時に、数日間を費やして入学者向けのガイダンスを実施している（資料7-1-1-3 2007年度4月法科大学院新入生行事日程）。ここでは、学事センター、学生センター等の事務部門からの伝達・連絡と、法科大学院の教員による履修や学生生活に関するガイダンスとが併せ行われている。このガイダンスの一環として、Welcome Partyも開催され、学生と教員とがコミュニケーションを持つ最初の機会となっており、新入学生全員に参加を義務づけている。

資料7-1-1-3

2007年度4月法科大学院新入生行事日程					
日程	対象者	時間	場所	内容	担当者・講演者
4月3日(火)	新入生全員	9:00~10:00	体育館第1体育場	履修要綱等、学生証配布 *1	学事センター
		10:00~11:00	10号館講堂	入学式	上智大学大学院
		11:10~11:25		オリエンテーション	カウンセリング・センター
		11:25~11:35		ガイダンス	学生センター
		11:35~11:45		ガイダンス	カトリックセンター
		12:00~12:45	法科大学院法廷教室	法科大学院入学式	法科大学院
		13:30~14:15	4-195教室	日本学生支援機構奨学金ガイダンス	学生センター
		14:30~16:00	法科大学院法廷教室	履修ガイダンス(教材配布)	長沼教授、学事センター
		16:00~17:45	法科大学院法廷教室	法科大学院学生生活等ガイダンス	加藤教授、森下教授、西村教授、在校生
18:00~20:00	教職員食堂(2号館5階)	Welcome Party	法科大学院		
4月4日(水)	新入生全員	12:30~13:30	法科大学院法廷教室	司法試験選択科目について	法科大学院
		13:30~14:00	法科大学院法廷教室	法曹への道①-裁判官	足立教授
		14:00~14:30	法科大学院法廷教室	法曹への道②-検察官	猪俣教授
		14:30~15:00	法科大学院法廷教室	法曹への道③-弁護士	越智助教授
		15:15~16:15	法科大学院210教室	セミナー「法律関係資料の利用」	図書館職員
		16:30~17:00	法科大学院210教室	環境法ガイダンス	北村教授、越智助教授
4月5日(木)	全学生			授業開始	
4月9日(月)	女子対象	9:30~10:10 *2	中央図書館9階	健康診断	保健センター
4月11日(水)	男子対象	14:40~15:30 *2	中央図書館9階	健康診断	保健センター

*1 履修要綱等はガイダンスで使用しますので、入学式前に必ず受け取ってください。やむを得ず受け取れなかった場合は、14時以降、学事センターにて配布します。
*2 この時間に授業がある者は、9:30~11:20もしくは13:20~15:30に受診してください。

3. 法学未修者への履修指導（解釈方針7-1-1-2）

法律学を全く学んだ経験のない学生のために、導入教育として、入門的な授業を行っている。これは、1. 記載の入学予定者説明会において教材（別添資料7-1 裁判法）を配布した上で、2. 記載のガイダンスの期間を利用して行っている（2007年度においては、資料7-1-1-4のうち「法曹へのスタートダッシュ」として、4月7日（土）13:30~15:00に実施した）。内容は、「日本における西洋法の継受」「大陸法と英米法」といった基本的な知識の説明から、憲法の基礎、民事・刑事の裁判手続の略説に及ぶものである。

また、4月の土曜日2回にわたり、「法情報調査」を内容とするガイダンスを実施し、法令、判例、雑誌論文等の検索の仕方、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法律学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させている。ただし、単位としては認定しない（資料7-1-1-4 法情報調査の講義について）。さらに、入学した年度の春学期試験終了後に在学ガイダンスを実施して、秋学期の授業科目について説明し、さらに同年度の秋学期試験終了後にもガイダンスを実施して、1年次で学修した法律基本科目と2年次以降の授業科目との関連を説明し、段階的な履修が確実にできるよう指導している。

なお、2007年春学期には、「法律を初めて学ぶ方へ」と題する任意のセミナーを実施

した（基準5-1-1に係る71頁参照）。

資料7-1-1-4

法情報調査の講義について

法情報調査の講義について

標準コースに入学する、法律学未修者の諸君のために、本格的な授業の開始に先立って、法律関係の資料・文献等をリサーチし、法律学を学習する基礎的能力を身につけるための講義を行います。これ自体は、単位認定の対象となる授業科目ではありませんが、その受講が1年次の必修科目の単位取得の前提条件となりますので、標準コース在籍者は、全員必ず出席して下さい。なお、短縮コース在籍者の中で受講を希望する諸君の受講も歓迎します。

日程は、以下のとおりです。

4月7日（土）

11：00～12：30

13：30～15：00

15：15～16：45

4月14日（土）

11：00～12：30

13：30～15：00

15：15～16：45

内容と担当教員は、以下のとおり予定しています（詳細は入学時にお知らせします）。

法律関係資料概説	小塚 荘一郎
民事法の法情報	福田 誠治
刑事法の法情報	長沼 範良
公法の法情報	小幡 純子
実務家の法情報調査	伊集院 功
法曹へのスタートダッシュ	出口 耕自

4 法学既修者への履修指導（解釈指針7-1-1-3）

法学既修者として入学を希望する者に対しては、入学試験において公法系、民事系、刑事系の各専門科目の受験が課されているため、これに合格して法学既修者として入学した学生は、1年次に配当されている基礎的な法律基本科目すべてを修得済みであるとして扱われることになる。そこで、法学既修者に対しては、入学時のガイダンスにおいて、2年次以降に配当されているさらに高度の法律基本科目、法律実務基礎科目のほか、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の位置づけについて説明し、理論教育と実務教育との適切なバランスが確保できるよう配慮している。また、法学既修者は、2年次において選択必修としてA群実務演習科目2単位以上の修得が必要であるため、入学時ガイダンスにおいて、その旨説明するとともに、履修希望の調査を実施して各自の履修計画に従った学修できるよう配慮している。また、入学した年度の春学期試験終了後、在学生ガイダンスを実施して、秋学期の授業科目について説明し、さらに同年度の秋学期試験終了後にもガイダンスを実施して、2年次で学修した授業科目と3年次の授業科目との関連を説明し、理論的な教育と実務的な教育とが適切に架橋されるよう配慮している。

5 履修指導（解釈指針7-1-1-4）

前記のとおり、法科大学院の教育目標に従って展開されているカリキュラム等を中心にして、入学時にガイダンスを実施しているほか、各年度の春学期終了後、秋学期終了後にそれぞれ在学生ガイダンスを実施している（資料7-1-1-5 ガイダンス日程）。

資料7-1-1-5

ガイダンス日程

学生全員へ

後期開始にあたって、下記の日程でガイダンスを行いますので、出席すること。

日時：2006年9月27日（水）

17:00 ～

場所：203

2006/09/21 法科大学院事務室

2007年1月19日
法科大学院事務室

「ガイダンス」および「意見交換会」について

標記のことについて、以下のとおり開催いたしますので、ご予定ください。

履修ガイダンス

対象： 1年次、2年次、修了延期予定者

日時： 2月2日(金) 15:00～

場所： 2-203

内容： 2007年度履修ガイダンス

「時間割」「シラバス」「予備登録用紙」など配付

※ 「予備登録用紙」提出〆切： 2月14日(水)予定

修了予定者ガイダンス

対象： 3年次 修了予定者

日時： 2月2日(金) 16:00～

場所： 2-208

内容： 修了者の研修生身分について

意見交換会

日時： 2月2日(金) 17:00～

場所： 教職員食堂(2号館5階)

会費： 2,000円

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7-1-2 に係る状況)

1. オフィス・アワー (解釈指針 7-1-2-1)

全教員 (法科大学院所属教員及び当該年度に授業を担当するすべての本学教員) が、毎週オフィス・アワーを設定し、その内容は、履修要綱に掲載されている (別添資料 1-2 2007 年度履修要綱 70 項)。事前のアポイントメントを前提として随時面会に応ずるといふ教員も少なくない。

2. TKC「法科大学院教育研究支援システム」(解釈指針 7-1-2-2)

このシステムは、「教育支援システム」及び「ロー・ライブラリー」から構成される。

前者では、教員が学生に対し、授業の詳細を事前に明示し、予習内容を指示するなどするとともに、学生が電子教材や判例情報などを参照することができ、また、質問やディスカッション等のツールによる対話を通じて、双方向的な授業の支援体制をとっている。

後者では、学生や教員が必要な法律情報をいつでもパソコン上で得られるような情報提供のシステム体制を整えている。(別添資料 7-2 法科大学院教育研究支援システム利用マニュアル)

3. 学生との意見交換会

各学期の終了時に、学生との意見交換の機会を設け、法科大学院の運営に関する忌憚のない要望や意見を汲み取るように努めている(資料 7-1-1-5 ガイダンス日程)。

4. 学習相談会

法科大学院における学習が仕上げに入る 3 年次の夏休みに、10 数名ずつのグループ形式による学習相談会を毎年実施している (資料 7-1-2-1 小塚教授の学習相談)。法科大学院の制度趣旨や司法試験との関係を確認し、この時点以降の学習方法についての確かな助言を与えることが目的である。任意参加であるが、学習方法に迷いを抱いている学生に対する助言の機会として有益である。

資料7-1-2-1

小塚教授の学習相談

3年次生を対象に下記の日程で行います。希望者は、下記に書いてください。

期間：8/2-8/5 14:00~16:00

各自4日間のうち一回の参加になります。

日程は、こちらで調整して掲示します。

場所：207

2006/07/05 法科大学院事務室

学番

氏名

学番

氏名

5 施設・環境の整備（解釈指針7-1-2-2）

オフィス・アワーの実施場所は、教員の各個人研究室であるが、十分なスペースが確保され、有効な学習相談に応じられる体制を整えている。また、法科大学院の教室や自習室が集中的に配置されている2号館2階には、学生ラウンジが設置され、多人数の学生と面談するときにも利用されている。

基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況)

1. 助手

法科大学院担当の助手(2007年以降はRA(リサーチ・アシスタント))を毎年度1名期限付きで採用し、リーガル・クリニックの補佐、教材準備の補助等の職務に従事させ、教育の補助に当たらせている。

2. 学習相談補助者

2006年度には、前記7-1-2.5.の学習相談会に修了生若干名の参加を依頼し、学生の視点から見た学習方法について意見を述べてもらった。教員とは違った視点からの意見も出され、貴重な機会となった。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

1. 経済的支援 (解釈指針 7-2-1-1)

本学独自の奨学金としては、授業料の一部又は全額を給付する①「上智大学大学院新入生奨学金」(別添資料 7-2 2007 年度奨学金案内 P 33)と、②「上智大学第2種奨学金」(別添資料 7-2 2007 年度奨学金案内 P 4)があり、2006 年度については、法科大学院生のうち①1名(授業料1/3相当額給付1名)、②15名(授業料半額相当額給付3名、1/3相当額給付12名)が受給している(資料 7-2-1-1)。

①については入学試験と同時期に出願を受け付け、②については入学後の定められた期間に出願を受け付ける。また、②については、家計支持者が亡くなる、失職する等の状況に陥った学生に対しては、定期募集期間以外でも学生センターで相談を受け付け、出願を認めている。

また、①又は②に採用されていない大学院生に対して、③「上智大学大学院研究補助奨学金」(別添資料 7-2 2007 年度奨学金案内 P 8)がある。2006 年度の給付額は年額 50,000 円で、法科大学院の受給者は 202 名である。

本法科大学院特有の奨学金としては、入学年次の授業料全額相当額を給付する④「上智大学第3種(フランシスコ・スアレス)奨学金」があり、例年3名に給付している。

2006 年度については、全法科大学院生のうち 86.3%の学生が、①～④の奨学金のいずれかを受給している(資料 7-2-1-1)。

学外からの奨学金としては、⑤「日本学生支援機構奨学金」(貸与)の他、⑥地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金(給付又は貸与)がある(資料 7-2-1-1)。⑤は、無利子の第一種と有利子の第二種があるが、第二種まで含めれば、希望者のほとんどが貸与を受けることができている状況にある。2006 年度については、全法科大学院生のうち 88.7%の学生が、①～⑤の奨学金のいずれかを受給(貸与)している(資料 7-2-1-1)。

資料7-2-1-1

法科大学院の学生が利用できる奨学金とその利用実績

法科大学院の学生が利用できる奨学金とその利用実績

2006年度実績

	金額	受給 人数	受給率※
大学院新入生奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額 のいずれか	1名	0.4%
第2種奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額 のいずれか	15名	5.9%
大学院研究補助奨学金	一律 50,000 円	202名	78.9%
第3種（フランス・スアレス）奨学金	入学年次の授業料全額相当額	3名	1.2%
日本学生支援機構奨学金（無 利子）	条件により異なる（貸与）	91名	35.5%
日本学生支援機構奨学金（有 利子）	選択式（貸与）	70名	27.3%
地方公共団体・民間団体・企 業からの奨学金	それぞれ異なる（給付・貸与）	0名	0%

※法科大学院生 256 名（2006 年 5 月 1 日時点）の受給率

また、休学の場合や修了延期の者で一定の要件を満たす場合については、それぞれ学費の減免措置がある（資料7-2-1-2）。

資料7-2-1-2

上智大学学則（抜粋）

上智大学大学院学則

第9章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学手続)

第38条 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第4で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

(授業料等納付金)

第39条 本大学院在学学生は、別表第4の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第4のとおりとする。

(2) 2007年度 法学研究科法曹養成専攻学費一覧表

(単位：円)

費目 \ 入学年度		2007	2006	2005	2004	摘要
3 年 制 コ ー ス	入学金	270,000	—	—	—	入学の際のみ
	授業料	847,000	847,000	847,000	847,000	年額
	施設設備費	220,000	220,000	220,000	220,000	年額
	実験実習研究費	51,000	51,000	51,000	51,000	年額
	連絡通信費（消費税等込）	5,300	5,300	5,300	5,300	年額
	同窓会積立金	20,000	—	—	—	入学の際のみ
	学生健康保険互助組合費	2,500	2,000	2,000	2,000	年額
	学生教育研究災害傷害保険料	11,000	—	—	3,750	注2
合計	1,426,800	1,125,300	1,125,300	1,129,050		
2 年 制 コ ー ス	入学金	270,000	—	—	—	入学の際のみ
	授業料	847,000	847,000	847,000	847,000	年額
	施設設備費	220,000	220,000	220,000	220,000	年額
	実験実習研究費	51,000	51,000	51,000	51,000	年額
	連絡通信費（消費税等込）	5,300	5,300	5,300	5,300	年額
	同窓会積立金	20,000	—	—	—	入学の際のみ
	学生健康保険互助組合費	2,500	2,000	2,000	2,000	年額
	学生教育研究災害傷害保険料	7,350	—	3,750	3,750	注2
合計	1,423,150	1,125,300	1,129,050	1,129,050		

1 休学の場合の納付金額

イ 一学年休学 授業料×1/3+連絡通信費+学生健康保険互助組合費

ロ 一学期休学 授業料×2/3+施設設備費×1/2+実験実習研究費×1/2+連絡通信費+学生健康保険互助組合費

注1. 入学の際のみ必要として徴収した費目は、減額の対象とはならない。

注2. 学生教育研究災害傷害保険料(法科大学院生教育研究賠償責任保険含む)は、当初納入した金額に対応する保険期間を過ぎて在学する場合、1年分を徴収する。

2 留学の場合の納付金額

留学期間が1年以内の場合は規定額、1年を超える場合はその期間に応じて「休学の場合の納付金額に準じる。

その他、本学は四つの銀行と提携しており、法科大学院生は「法科大学院学生専用奨

学ローン」を利用することができる（別添資料7-2 2007年度奨学金案内P34）。

2. 修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制（解釈指針7-2-1-2）

学生相談については相談内容によっていくつかの部局が対応している。消費生活や住居、アルバイトなど、学生生活全般にわたるトラブルや悩みの相談窓口としては「学生センター」がある。健康に関する相談については「保健センター」で医師が内科相談・精神保健相談などを受け付けているほか、看護師も常駐し、栄養相談や専門医療機関の紹介をしている。学生の内面的な相談には「カウンセリングセンター」が対応し、学業から心身の健康にいたるまで、生活全般にわたる相談を専門のカウンセラーが受け付けている。また、宗教関係の悩みや相談に関しては「カトリックセンター」が窓口となっている。これらの組織は必要に応じて他部局と連携をとりながら学生問題の解決に努めている（資料7-2-1-3 各種相談）。

各種相談

不安・悩みの相談について

本学では、学生の皆さんの様々な問題や悩みを相談できるよう下記のような制度や場所を設けています。各センターは、相談の内容により柔軟に連携し、協力して対応します。

どんな小さな悩みでもけっこうですので、相談しやすい窓口を利用してください。

また、相談内容の秘密は固く守られますので、遠慮せず、安心して声をかけてください。

学生センター

学生センターでは、大学生活におけるあらゆる悩みや様々な問題について相談を受付けています。どんな問題でもかまいません。何か困ったことがあったら、まずは学生センター窓口に来てください。

「どこで相談したらいいのかわからない」という時も、まずは学生センター窓口へ。

たとえばこんな相談も受付けています。

- *対人関係（家族、友人、恋愛など）について
- *経済上の問題について
- *サークルや課外活動について
- *学業について（授業についていけないなど）
- *進路や将来について
- *心身の健康について

受付場所・受付時間

2号館1階 学生センター窓口(どの担当窓口でも受付けます)
月曜日～金曜日 9:30～11:30 12:30～17:00

★相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します。

★ホームページからも相談の申込みができます。

上智大学公式ホームページ→「本学学生の方へ」→「学生センターからのお知らせ」から「学生相談窓口」へ。

カウンセリングセンター

カウンセリングセンターは、学生生活において出会う様々な問題や課題を専門のカウンセラーと話し合い、具体的な対処・解決方法を見出していくところです。大学生活のサポートを主たる目的にして、心理学をベースに教育的観点から、自分の課題・問題に取り組みたいという各人のニーズに合わせ、その人なりのペースを尊重するオーダーメイドな対応を目指しています。一人一人の学生が様々な問題・課題について考え、試行錯誤し、人や体験から学んでいくことによって成長し、社会に出ていくことを応援したいと考えています。また、自己理解を深めるためのワークショップもおこなっています。相談内容の秘密は固く守られます。

また、カウンセリングセンターでは日々の生活に役立つ様々なリーフレットを作成し、受付で配布しています。

- * カウンセリングセンター 場所：10号館3階
受付時間：月～金 9：30～11：30, 13：00～16：30
- * ホームページ：<http://www.info.cc.sophia.ac.jp/counsel>
- * カウンセリングセンター・リーフレット
1. ストレスについて
 2. 「うつ」について
 3. 喪失体験について
 4. 怒り
 5. 完璧主義について
 6. 孤独を感じたら
 7. 好奇心
 8. 不安・緊張

保健センター

保健センターは、身体と心についての悩みの相談に応じています。入学後の健康診断時には、アセスメントカードでメンタルヘルス・チェックをしていただき、それを参考に、必要な場合は順次、精神科医と面談する機会を積極的に設けています。また、家族や友人に相談しても不安や悩みが解消しないような場合は、いつでも相談に訪れてください。

相談の内容によってはカウンセリングセンターや学生センターと協力して対応することができます。内科・精神科医師の他に看護婦も随時相談に応じています。詳しくは、P.46を参照してください。

カトリックセンター

カトリックセンターでは、キャンパス内で行われるカトリック活動、キリスト教入門講座を紹介しています。じっくり聖書を読みたい、または「神とは?」「宗教とは?」と思ったら、気軽にカトリックセンターを訪れてみてください。希望にかなったグループや指導者を紹介します。

また、スタッフが個人的な相談にも応じます。宗教のことで問題を抱えてしまったり、あるいは友達がそういった問題で困っていたり、キリスト教についての疑問・質問を持っている学生の皆さんは気軽に相談に来てください。相談内容の秘密は固く守られます。

なお、上智大学では、クリスマスやイースターなど季節ごとの典礼（ミサ）があります。ご家族、友人をお誘いあわせの上、ふるってご参加ください。

- * カトリックセンター 場所：2号館1階
受付時間：月～金 10：00～17：00
- * ホームページ：<http://www.sophia.ac.jp/J/first.nsf/Content/cathocen>
上智大学公式ホームページの「本学学生の方」のページから入れます。

* カトリック学生の会

上智大学が年間を通して行うカトリック行事（入学感謝ミサ、クリスマスミサなど）では、さまざまな場面でカトリック学生の会が参加協力をしています。

この会はカトリックの信者、非信者を問わず、多様な学部で構成され、ボランティア活動、キリスト教に興味のある学生の窓口、ザビエル・ウィークの主催、重症筋無力症支援バザー（ソフィア祭）やクルトゥルハイムのミサの企画・運営を行っています。

（ホームページ：<http://members.tripod.co.jp/katogakusophia/>）

学生相談（カウンセリングセンター利用状況）

（単位：延べ回数）

2006年（平成18年）4月1日～2007年（平成19年）3月31日

月 利用者	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
法科大学院	11	5	7	4	1	10	7	0	1	0	1	10	57

セクシュアル・ハラスメントについては「セクシャル・ハラスメント防止委員会」を設置し防止に努めるとともに、教職員や医師を含めた相談員が対応する体制を整えている。必要に応じて対策委員会を開き、被害者の救済と加害者への措置をとっている（別添資料7-4 セクシュアルハラスメントのないキャンパスをめざして）。

なお、以上は全て法科大学院のみではなく、全学的な組織であるが、その他に法科大学院には学生生活担当の教員が9名おり、修学や進路の相談から経済的な相談まで、学生生活上の様々な問題について指導・助言を行っている。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

1. 受験の際の措置について (解釈指針 7-3-1-1)

本学では、基本的には大学入試センターの定めている「大学入試センター試験実施要項」に沿って配慮を行っている。内容は以下のとおりである。「身体に障害のある入学志願者に対し、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行う。具体的には、点字による出題、試験時間の延長、特定試験場の設定などの措置をとることとする。」

実際の入試実施に際しては、身体に著しい障害のある者は出願に先立ち本学学事センター法科大学院入試係に申し出られたい旨を入試要綱(別添資料 6-1 2007年度入試要綱 3頁)に記載することにより、対象者の把握に努めるとともに、学内に「身体障害者受験部門」を設け、個別に特別措置を希望する受験生の対応を行っている。当該受験生から障害状況及び希望措置について聴取し、必要に応じて診断書を提出させ、それを基に本学の主任医師が検討し、受験生が希望する措置の可否及び内容について提案する。法科大学院ではまだ例がないが、学部における過去の具体的な対応としては、座席の位置に関する配慮や特別室の設置、担当部門による特別介護などを行ったケースがある。

2. 施設及び設備の充実について (解釈指針 7-3-1-2)

学内の全てのエレベーターには点字案内板が、メインストリートには誘導用点字ブロックが設置されている。車椅子の学生のためのスロープは8つの施設の入口に付設され、車椅子対応可能エレベーターは学内の5つの教育研究施設に、車椅子専用トイレは4つの施設に設置されている。

中でも、法科大学院生が主に利用している2号館は、上記の車椅子用スロープ、車椅子及び視覚障害者対応エレベーターが設置されているほか、車椅子専用トイレが各階で利用できるようになっている。また、演習室においては、車椅子用の座席を設けている。この2号館は東京都「福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準の適合証を受けており、バリアフリーを実現した施設である。

3. 修学上の特別措置などの配慮について (解釈指針 7-3-1-3)

必要となる特別な措置は、個々にニーズが異なるため、ケースによりその都度適切な対応をとることができる体制を整えている。

過去の例(いずれも学部生の事例)では、聴覚に障害をもつ学生が入学した際に、ノートテイクによって講義通訳をする学生ボランティアを募集したケースがある。当該学生の履修している授業にノートテイカーが同席できるよう、学生センターがボランティ

ア学生のスケジュールを調整し各授業に割り当てるなどの支援を行った。また、視覚障害の学生に対しては、外部に業務委託をして教科書や試験問題、答案用紙等の教材の点訳を行ったほか、教材の内容をテープに吹き込む学生ボランティアや学外実習の付添いボランティアの募集、謝礼の支払などを行った。

総合図書館には視覚障害者用の電動タイプライターが備え付けてある「対面朗読室」があり、学生が友人に読み聞かせをしてもらいながら学習できる。図書館には他に HP 上の文字を音声にして読むソフトの入った視覚障害学生専用パソコン（専用のキーボード・ヘッドフォン付き）も設置されている。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

1. エクスターンシップ

法科大学院における実務科目の一つとして、「エクスターンシップ」を開設し、弁護士事務所において法律実務を体験する機会を設けている。その期間は、原則として3週間となっており（受入事務所の都合によりこれより短いケースもある）、学生が表面的な「見学」にとどまらず法律事務所の真実の姿を見聞できるよう配慮している。

エクスターンシップ先において学生が万一にも迷惑を及ぼすことがないように、開始に先立ってガイダンスのほか2回の事前講義を行っている。この事前講義は、非常勤講師を委嘱している権田光洋弁護士および石井禎弁護士によるものであり、法律事務所の業務の説明から弁護士の行為規範、現場で遭遇し得る事態の説明と対処法など、多岐にわたるものである（別添資料7-4 エクスターンシップ直前講義1・2）。

なお、このようなプログラムを運営するためには、受入事務所との信頼関係を醸成・維持していくことが不可欠であると考えられるため、各事務所について2名以上の教員（専任教員又は上記の権田弁護士・石井弁護士）が連絡窓口となり、また、実施期間中は法科大学院事務室のほかいずれかの教員が緊急連絡先として対処できる体制を整えている。さらに、全事務所におけるエクスターンシップが終了する10月ごろに、「御礼の会」を催して、受入先からの意見聴取と次年度のための課題の確認を行っている。

2. リーガル・クリニック

上記1. と類似の狙いから、「リーガル・クリニック」の授業を開設し、現実の法律相談業務を観察する機会を提供している（別添資料7-5 上智大学法科大学院の無料法律相談）。法科大学院生は弁護士ではないため、直接相談を行うわけにはいかないが、相談者である弁護士（非常勤講師として処遇している）の対応振りをじかに見聞し、また事前・事後にその説明を受けることによって、法律実務について学生が認識を持ち、進路選択の判断材料を得る機会としている。

3. 検察庁見学会

検察実務について知る機会を提供するため、2005年度に、派遣検察官である猪俣教授が検察庁の見学を企画し、実施した（参加学生数40名程度）。見学自体は一般にも公開されたコースであったが、事後に懇談会なども設営し、学生の好評を得た。

4. 相談窓口（解釈指針7-4-1-1）

一般的な進路相談の窓口として、学生局に、キャリアセンター、カウンセリングセンターがある。キャリアセンターの資料室、事務室は2号館（法科大学院のある建物）の1階にあり、7名の専任職員が随時相談にあっている。相談内容によっては、カウンセリングセンターと連携して対応する。

キャリアセンター資料室は、平日の9時30分から17時まで開室しており、自由に資料が閲覧できる。また、キャリアに関する書籍は窓口で貸出しをしている。

また、全学の委員会として、各学部選出委員からなる職業指導委員会があり、キャリアセンターの行うプログラムについて検討、審議している。

以上の体制・組織は全学のものであり、法科大学院のみを対象としているわけではない。法科大学院の修了者は、専ら司法試験の受験を目的とし、実務法曹となることを目指しているはずであるから、これらの組織・施設を利用することは多くないであろう。しかし、学習の途中で法曹に対する自らの適性に疑問を持った学生や、司法試験を経験した結果、他の進路を希望するに至った学生のためには、これらの体制が有用である。

これとは別に、実務家教員7名が各自設定しているオフィスアワーにおいて、法曹三者の業務内容の紹介、求められる能力・適性に関する助言等を行い、学生が主体的に進路を選択できるよう指導・助言をするよう努めている。とりわけ、3名の教員には、司法研修所教官の経歴があり、法曹三者の研修課程についての実際的経験に基づき、学生に対して有益な情報を与える機会となっている。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点の第1は、教員と学生の密接なコミュニケーションをとる体制が実現されていることである。これは、少人数教育の伝統を生かした本学の大きな特色であるが、学生から見ると、要望が確実に伝わり、検討される（実現されるか否かはもとよりケース・バイ・ケースである）ことを意味し、その点での学生の満足度は高い。

第2に、奨学金制度や障害者支援において、全学の仕組みが適切に生かされていることである。これも、大学全体の規模が大きくなく、学内組織の連絡が密であるという本学の特色が生かされている側面である。

改善を要する点は今のところ存在しないが、課題としては、第1に、教育補助者の一層の充実が挙げられる。とりわけ、学生の日常の学習においてきめ細かく対応できるような補助者に対する要望は大きく、今後どのようにしてそうしたニーズに応えていくか、十分に検討したい。

第2に、職業支援のあり方が現状のままでよいか、検討を要すると思われる。法科大学院は実務法曹という限られたキャリアを目指す学生の集まりであるため、その支援体制には、自ずから従来の大学とは異なる要請がある。それにもかかわらず、すべての卒業生が実務法曹となることを保障されているわけではないという現実の中で、どのような対応をとっていくべきか今後の検討課題であると考えられる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院は、大学院法学研究科内に法曹養成専攻として設置されている。その規模は入学定員100名、修業年限3年、収容定員が300名である。必要とされる専任教員数は20名であるところ、24名の専任教員を置いている。専任教員の名簿は、専攻分野、担当科目、略歴、主要著作、法科大学院での教育の抱負等を付して、ホームページ上で公開している。(<http://lawschool.cc.sophia.ac.jp/kyouin/index.html>)

以上のとおり、本法科大学院においては、教育上必要な教員が十分に配置され、またその教育・研究上の業績については、従前より「自己点検・評価報告書」により学内及び学外に対して公表している(学外に対しては、本法科大学院の外部評価委員に提示済みであり、さらに今後、その内容を法科大学院のホームページ上に公開して閲覧に供することに向けて、所要の作業を行っているところである)(別添資料8-1「自己点検・評価報告書」)(解釈指針8-1-1-1)。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧(別紙様式3)

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院においては、所属する専任教員 17 名が、基準 (1) の「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当する。また、所属する専任教員でかつ実務家教員に該当する者 6 名、実務家・みなし専任の教員 1 名が、基準 (3) の「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」に該当する。その法科大学院開設後における研究上の業績及び公的活動については、本法科大学院の「自己点検・評価報告書」(2006 年 10 月) に収録してこれを公表している(別添資料 8-1 自己点検・評価報告書)(解釈指針 8-1-2-1、8-1-2-2)。

以上のとおり、基準 8-1-2 の (1) 又は (3) の区分にしたがい、高度の教育上の指導能力があり、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する教員が配置されている。

専任教員は本法科大学院のみに所属するものであり、他専攻の専任教員ではない。ただし、専門職大学院設置基準附則に定める本法科大学院に必要な専任教員数 20 人の 3 分の 1 を超えない 6 人を、いわゆる専・他教員としている(解釈指針 8-1-2-3、8-1-2-4)。

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧(別紙様式 3)

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院の教員の採用及び昇任については、法科大学院教授会で選考することとなっている(資料 9-1-1-1 法科大学院教授会内規第3条第6号)。本法科大学院は、法学研究科内部の一専攻という位置づけであるため、教員の採用及び昇任に関しては、法学研究科全体に適用される規則を用いている。すなわち、「大学院担当教員選考基準及び審査手続」及び「大学院法学研究科担当教員資格審査に関する内規」に即して実施されている(資料 8-1-3-1 「大学院担当教員選考基準及び審査手続」、資料 8-1-3-2 「大学院法学研究科担当教員資格審査に関する内規」)。ただし、本法科大学院の教員の採用及び昇任の場合におけるこれらの規定の適用にあたっては、専門職学位課程の特質に鑑み、専門職大学院設置基準第5条の規定による修正が施されているものとして取り扱っており、その結果、基準 8-1-2 に係る状況に記載したとおり、そのような修正後の取扱いに合致した能力のある教員を採用している。このような実態にあるため、明文の規定を追加して、より実態に即した内規となるように、全学の機関に所要の改正に向けた働きかけをしているところである。

実際の教員採用審査においては、必要となる案件ごとに、教授会決議により、個別の選考委員会が設置され、同委員会の審査・決議を経由して教授会に人事案件が付議され、教授会においてその採用・昇任の可否を決している。

このように、人事案件の判断に当たっては、採用基準に則り、採用予定候補者の実績等と担当科目との科目適合性を厳格に審査している。このことは、本法科大学院専任教員の採用・昇任の案件の場合だけに当てはまるものではなく、兼任教員、兼任教員の採用にあたっては、同じく採用予定候補者の実績等と担当科目との科目適合性を厳格に審査している。

なお、これとは別に、本法科大学院の中長期的な人事計画を策定する(例えば、将来的な教育の拡充・強化のために必要とされる専門領域について選定・調整する)ために、人事委員会を設置し、必要な審議を行っている(資料 6-1-1-1 「各種委員会」)。

以上のとおり、教員の採用及び昇任に関しては、研究上の能力とともに教育上の指導能力を適切に評価するための体制が整備されている。

資料8-1-3-1

大学院担当教員選考基準及び審査手続

大学院担当教員選考基準及び審査手続

(総則)

第1条 この規程は、上智大学の大学院（博士前期・後期課程及び修士課程）の研究・教育を担当する教員の選考基準及び審査手続を定める。

第2条 大学院の研究・教育を担当する専任教員は、必ずいずれかの学部・学科等に所属していなければならない。ただし、非常勤教員はこの限りではない。

(教員の区分)

第3条 大学院担当教員は、その担当する専門分野に関し、高度の研究・教育上の指導能力があると認められる者で、その区分は次のとおりとする。

ア 課程の研究指導及び講義を担当する者（指導教員）

イ 課程の研究指導の補助、講義及び実験を担当する者（指導補助教員）

ウ 講義及び実験を担当する者（授業担当教員）

第4条 前条の区分において、アは教授・助教授がこれに当たり、イ、ウは教授・助教授・専任講師・非常勤講師を問わずこれに当たることができる。

(担当教員の資格)

第5条 大学院担当教員の資格は、第3条の定める区分にしたがって、次のとおりとする。

ア 指導教員 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者又は研究上の業績がこれに準ずると認められる者

イ 指導補助教員 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者又は研究上の業績がこれに準ずると認められる者

ウ 授業担当教員 研究上の業績がア、イに準じ、当該科目の講義及び実験の担当が適当であると認められる者

2 前項の資格の他、当該専門分野に関する高度の技術・技能及び実務経験等を資格として考慮することができる。

3 非常勤講師は、研究上の業績がア、イ、ウに準じ、講義及び実験の担当が適当であると認められる者

(資格審査)

第6条 大学院担当教員を新規に採用するときは、本学在職者と学外者とを問わず、当該研究科及び専攻において資格の審査を行わなければならない。

2 大学院担当教員を学外から選考するときは、各専攻の発議により、あらかじめ関連の学部及び学科等においてその可否を審議するものとする。

第7条 各研究科及び専攻は、資格審査に関する基準内規を定めなければならない。

第8条 資格審査の判定結果は、研究科委員長が副学長を経て学長に稟議するものとする。

(辞令の交付)

第9条 学長の決裁により、大学院担当教員として承認された者には資格認定の辞令を交付するものとする。

附 則

本規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2002年(平成14年)4月1日から改正、施行する。

資料8-1-3-2

大学院法学研究科担当教員資格審査に関する内規

大学院法学研究科担当教員資格審査に関する内規

平成 3 年 10 月 9 日制定

平成 14 年 10 月 9 日改正

(目的)

第1条 本内規は、大学院担当教員選考基準及び審査手続（以下では本学審査手続という）第7条に基づき、本研究科担当教員の資格審査に関する基準及び審査手続を定めるものとする。

(担当教員資格)

第2条 本学審査手続第3条乃至第5条に基づき、本研究科の担当教員資格は次のとおりとする。

- (1) 教授および助教授は指導教員とし、博士前後期課程の研究指導及び講義を担当することができる。
- (2) 専任講師は授業担当教員とし、指導教員たる教授または助教授とともに博士前後期課程の講義を担当することができる。
- (3) 非常勤講師は、授業担当教員とし前(1)乃至(2)号に準じて博士前後期課程の講義を担当することができる。

(資格審査)

第3条 本学審査手続第6条第1項にもとづき、法学研究科委員会において資格審査を行い、前条に定める担当教員資格を判定する。

附 則

1. 本内規は平成3年10月9日から施行する。
2. 本内規改正は平成14年10月9日から施行する。

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本法科大学院の専任教員は他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない（解釈指針8-2-1-1）。

法学研究科法曹養成専攻は1学年の学生定員が100名であるため、上記基準により必要とされる専任教員数は20名であるが、十分な法曹養成教育を行うために24名の専任教員を法曹養成専攻に限るものとして配置している（解釈指針8-2-1-5）。

また、本法科大学院においては、専任教員24名中に教授が22名を占めており、教授の比率が9割をこえており、法科大学院に対し求められる教員像（教育上の経験が豊かであって、かつ理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する者であること）に適合的である（解釈指針8-2-1-2）。

法律基本科目についてみると、専任教員24名中、法律基本科目担当の専任教員は14名であり、その比率は5割強である。また、全員が教授である。その内訳は、憲法2名、行政法1名、民法5名、商法2名、民事訴訟法2名、刑法1名、刑事訴訟法1名である。これらの教員の業績等はすでに述べたように「自己点検・評価報告書」等を通じて定期的かつ継続的に公表されており、そこに示された内容に照らして、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員である（解釈指針8-2-1-3）。

また、本法科大学院の入学定員は100名であり、解釈指針8-2-1-4は問題にならない。

これらの結果を総合すると、本法科大学院における専任教員の配置は、適切である。

<根拠となる資料・データ>

- ・ 教員一覧（別紙様式3）
- ・ 科目別専任教員数一覧（別紙様式4）

基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8-2-2 に係る状況)

解釈指針 8-2-2-1 については、専任教員 24 名の系別、科目別の内訳は以下のとおりであり、適正なバランスがとれている。

公法系	3	(憲法 2、行政法 1)
民事法系	9	(民法 5、商法 2、民事訴訟法 2)
刑事法系	2	(刑法 1、刑事訴訟法 1)
展開・先端科目	2	(国際取引法 1、環境法 1)
基礎法学	1	(比較法 1)
実務系	7	(公法 2、民事 2、刑事 3)

専任教員の年齢構成は、60 歳代が 8 名、50 歳代が 6 名、40 歳代が 7 名、30 代が 3 名である。年齢構成に著しい偏りはない(解釈指針 8-2-2-2)。

以上のとおり、専任教員については科目分野についても年齢についてもバランスが適正である。

<根拠となる資料・データ>

- ・ 教員一覧(別紙様式 3)
- ・ 科目別専任教員数一覧(別紙様式 4)

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

基準 8-2-1 により必要とされる専任教員の数は、専任教員一人当たりの学生の収容定員 15 名を基礎に算定すると、本法科大学院の場合は収容定員が 300 名であるから、20 名となる。

したがって、本法科大学院においては、20 名のおおむね 2 割に当たる 4 名以上の教員がいわゆる実務家教員であることが必要となるが、本法科大学院において、実務家・専任の教員が 6 名、及び実務家・みなし専任の教員が 1 名の、合計 7 名の実務家教員が専任教員として配置されている。これらの教員は、その経歴から明らかなように、全員が専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これらの実務家教員は、いずれもその実務経験との関連が認められる授業科目を担当している（別添資料 8-2 「上智大学法科大学院ホームページ－抜粋－」、別添資料 8-1 「上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価報告書」23 頁・25 頁・29 頁・40 頁・91 頁・94 頁・115 頁）（解釈指針 8-3-1-1）。

本法科大学院においては、実務家教員 7 名中法務省派遣検察官 1 名が専任教員ではない、いわゆるみなし専任教員である。この点については、基準 8-3-1 に規定するおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数の範囲内については、実務家教員が専任教員でないことが許容されている。その場合には、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について、責任を担う者であることが必要とされるが、本法科大学院の場合は、 $4 \text{ 名} \times 2 / 3 = 3$ 名まで実務家教員に専任教員以外の者を充てることができる。本法科大学院においては、1 名であるので数値上まったく問題ない。またこの実務家教員は、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、「法科大学院教授会内規」により、教授会構成員として教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者に該当する（資料 8-3-1-1 「法科大学院教授会内規」）（解釈指針 8-3-1-2）。

以上のとおり、本法科大学院の実務家教員は、7 名全員が 5 年を超える豊富な実務の経験を有し、高度の実務能力を有する者である。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧、教員分類別内訳（別紙様式 3）

資料8-3-1-1

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規

第1条（目的）

この内規は、上智大学学則に基づいて教授会の組織及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（組織）

- (1) 教授会は、法科大学院所属の教授、助教授および専任講師をもって組織する。
- (2) 前項の所属教員には、法学部との兼任専任教員を含むものとする。

第3条（審議事項）

教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- 1 教育、研究及び授業に関する事項
- 2 法科大学院の教育課程に関する事項
- 3 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- 4 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
- 5 学生の指導、賞罰に関する事項
- 6 教員の採用、昇任等人事に関する事項
- 7 各種委員の選出に関する事項
- 8 学長の諮問事項
- 9 院長が必要と認めた事項
- 10 その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

第4条（定足数）

教授会の定足数は、海外出張、特別研修及び休職中の者を除く構成員の過半数とする。

第5条（表決）

- (1) 教授会の議事は、出席者の過半数で決する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、人事に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。昇任については、教授のみをもって決する。

第6条（院長代理）

院長に事故のある場合には、院長があらかじめ指定する者が院長の職務を代理する。

第7条（教授会の開催）

教授会は、原則として毎月第2水曜日に開催する。ただし8月および9月は開かないことができる。

第8条（内規の変更）

この内規の変更については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この内規は2004年7月14日から施行する。

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

実務家教員 7 名のうち、1 名は裁判官、1 名は検察官、5 名は弁護士として全員が法曹の実務経験を有する者である。

したがって、本法科大学院においては、基準 8-3-1 に規定する者の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者であるという条件は当然に満たしている。

<根拠となる資料・データ>

・教員一覧、教員分類別内訳 (別紙様式 3)

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

法律基本科目(企業取引法を除く)、並びに法律実務基礎科目のうち法曹倫理、訴訟実務基礎(民事)及び訴訟実務基礎(刑事)が教育上主要な科目であり、すべて必修で履修すべきとされているが、その9割以上が専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任・兼担教員と共同して担当している。各科目群ごとの状況は以下のとおりである。

法律基本科目

- 1年次基礎科目 9科目9クラスのうち専任教員が8科目8クラス担当、1科目1クラスを兼担教員が担当
- 2年次科目 9科目18クラスのすべてを専任教員が担当
- 3年次科目 3科目6クラスのうち専任教員が2科目4クラスを、残り1科目2クラスを専任教員が兼担教員と共同担当

法律実務基礎科目

- 2年次法曹倫理 1科目2クラスのすべてを専任教員が担当
- 3年次訴訟実務基礎 2科目4クラスのうち専任教員が1科目2クラスを、残り1科目2クラスを兼任教員である派遣裁判官が担当

以上のとおり、本法科大学院における教育上主要と認められる科目については、専任教員のみによるものが39クラス中34クラスで87%、専任教員が兼任・兼任教員と共同で担当しているものが39クラス中2クラスで5%、兼任・兼任教員のみによるものが39クラス中3クラスで8%を占めている。

<根拠となる資料・データ>

- ・開講授業科目一覧(別紙様式1)

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

2007 年度において専任教員で 20 単位を超えるものは 7 名で、各 24 (2 名)、23、28、23.5、22.1、22.3 単位であり、30 単位を超えておらず、本学の教員で専任ではなく本法学科大学院の授業を担当する者も 30 単位を超えていない (解釈指針 8-5-1-1)。

このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている。

<根拠となる資料・データ>

- ・教員一覧、教員分類別内訳 (別紙様式 3)

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-5-2 に係る状況)

上智大学においては、かねてより教員研修（いわゆるサバティカル）の制度があり、この制度は法科大学院に所属する教員にも当然に適用されるため、7年に一度1年間の研究休暇を取ることができる。さらに、教員海外研修の制度もあって、旅費・滞在費の補助を得て海外において研修することも可能となっている（別添資料 8-3 「教員特別研修制度に関する規程」、「上智大学教員在外研究規程」、「教員海外旅費支給細則」）。また、その実績は、資料 8-5-2-1 のとおりである。

以上のとおり、研究専念期間が与えられている。

資料 8-5-2-1

研究専念期間実績一覧

研究専念期間の取得状況

区分	職名	氏名	研究専念期間
専・他	教授	矢島基美	期間外-2004/09/30
専・他	教授	北村喜宣	2007/04/01-2008/03/31
専・他	教授	田頭章一	2007/10/01-2008/09/30

基準 8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

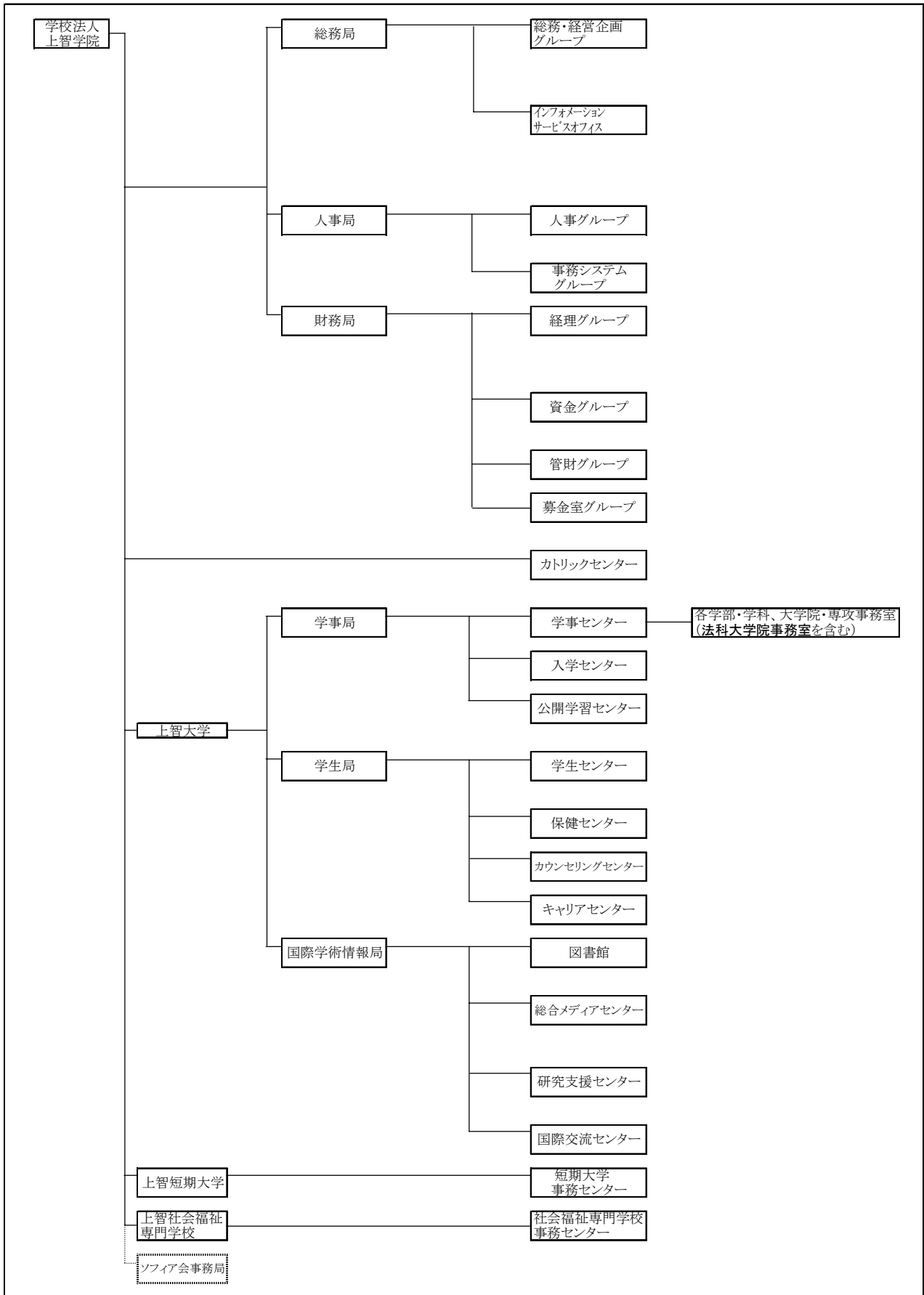
(基準 8 - 5 - 3 に係る状況)

基準 9 - 1 - 2 に係る状況で述べるように、全学的な事務部署と法科大学院に固有な事務部署とが協力して、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助している。教務関係は学事センター、学生関係は学生センター、法科大学院図書室は図書館などである。法科大学院に固有な事務部署には、専任職員 1 名、特別嘱託職員 1 名、非常勤嘱託職員 1 名が配置されており、通常の教務・学生関係の事務を分担するほか、教材準備室で教材作成にあたっている。さらに、同一の事務室内部に法学部及び大学院法律学専攻（いわゆる研究大学院）担当の職員（専任職員 1 名、特別嘱託職員 3 名）が 4 名おり、繁忙に応じて連携して事務にあたる体制をとっている。

このほか、法科大学院所属の助手（2007 年度より教員職制改正により RA（リサーチ・アシスタント）と呼ぶ）が 1 名配置されており、リーガル・クリニックの補佐など教育補助の仕事を担当している。

以上のとおり、本法科大学院においては専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質と能力を備えた職員が適切に配置されている（資料 8 - 5 - 3 - 1 上智学院事務組織図）。

資料8-5-3-1 上智学院事務組織図



2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院の優れた点としては、学生数との関係で十分な数の実務家教員を含めた専任教員を科目別でも年齢別でもバランスよく配置している。また法科大学院において教育上主要と認められる必修科目については、原則として専任教員が配置されており、専任教員の占める割合は極めて高い。さらに非常勤教員に依頼している科目のうち、学外からは実務科目を担当する弁護士が中心であって、それ以外のほとんどすべては学内の兼任教員によって授業が行われている。本法科大学院の教育の理念や目的に沿った法曹養成に万全を期していることの表れである。

法科大学院の教員の授業負担は適正な範囲内にとどめられており、研究休暇制度や補助職員の配置により、授業の質の向上に常に努める態勢を整えている。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院（法曹養成専攻）は、法学研究科の中の一専攻として設置されている。本法科大学院はその独自性を確保するために組織内に法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として「法曹養成専攻教授会」を設置し、月例の定例会議を開催している（資料9-1-1-1「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規」、資料9-1-1-2「上智学院職制」）（解釈指針9-1-1-1）。

法曹養成専攻教授会は、法科大学院に所属する全専任教員（教授、准教授。専任教員である派遣検察官を含む）をもって構成し、次に掲げる事項に関し審議検討し、決定事項について法学研究科委員会へ報告する（解釈指針9-1-1-1、9-1-1-3、9-1-1-4）。

- 1 教育、研究及び授業に関する事項
- 2 法科大学院の教育課程に関する事項
- 3 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- 4 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
- 5 学生の指導、賞罰に関する事項
- 6 教員の採用、昇任等人事に関する事項
- 7 各種委員の選出に関する事項
- 8 学長の諮問事項
- 9 院長が必要と認めた事項
- 10 その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

法曹養成専攻教授会の扱う審議事項のうち、教員人事とカリキュラム編成に関しては、その運用如何によっては、法科大学院の特色に影響を及ぼすため、法曹養成専攻教授会のもとに、「法科大学院人事委員会」及び「法科大学院教育研究委員会」を設け、各委員会において審議検討した事項が法曹養成専攻教授会に付議され決議される。

法科大学院（法曹養成専攻）には、教授会により選出された専攻主任（院長）を置き、院長が教授会を掌理している（資料9-1-1-3「上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領」）（解釈指針9-1-1-2）。

資料9-1-1-1

法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規

第1条（目的）

この内規は、上智大学学則に基づいて教授会の組織及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（組織）

（1）教授会は、法科大学院所属の教授、助教授および専任講師をもって組織する。

（2）前項の所属教員には、法学部との兼任専任教員を含むものとする。

第3条（審議事項）

教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- 1 教育、研究及び授業に関する事項
- 2 法科大学院の教育課程に関する事項
- 3 授業科目の種別、編成及び担当に関する事項
- 4 学生の入学、退学、卒業その他の学生の身分に関する事項
- 5 学生の指導、賞罰に関する事項
- 6 教員の採用、昇任等人事に関する事項
- 7 各種委員の選出に関する事項
- 8 学長の諮問事項
- 9 院長が必要と認めた事項
- 10 その他教授会の構成員5名以上の賛成による提案に係る事項

第4条（定足数）

教授会の定足数は、海外出張、特別研修及び休職中の者を除く構成員の過半数とする。

第5条（表決）

（1）教授会の議事は、出席者の過半数で決する。

（2）前項の規定にかかわらず、人事に関する議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。昇任については、教授のみをもって決する。

第6条（院長代理）

院長に事故のある場合には、院長があらかじめ指定する者が院長の職務を代理する。

第7条（教授会の開催）

教授会は、原則として毎月第2水曜日に開催する。ただし8月および9月は開かないことができる。

第8条（内規の変更）

この内規の変更については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この内規は2004年7月14日から施行する。

資料9-1-1-2

上智学院職制

(専攻主任)

第17条 専攻主任は、教授のうちから研究科委員会の承認を経て、学長が任命する。

2 専攻主任は、研究科委員長を補佐し、その専攻の学事に関する運営を掌る。

3 専攻主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

資料9-1-1-3

上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領

(趣旨)

1 この要領は、上智大学大学院学則第3条第4項及び上智学院職制第19条に基づき、上智大学法学研究科法曹養成専攻及び法曹養成専攻主任の呼称についての必要な事項を定める。

(法曹養成専攻)

2 上智大学法学研究科法曹養成専攻については、その呼称を「上智大学法科大学院」とする。

(法曹養成専攻主任)

3 上智大学法学研究科法曹養成専攻主任については、その呼称を「上智大学法科大学院長」とする。

附 則

この要領は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

また、法科大学院内には、予算委員会、学生生活委員会、入試委員会、成績評価委員会、エクスターンシップ運営委員会、リーガルクリニック運営委員会、自己点検評価委員会、FD委員会、図書委員会が、次の委員構成により設置されている（資料6-1-1-1「各種委員会」）（別添資料9-1「入試委員会、教育研究委員会、カリキュラム検討小委員会」）。

法科大学院の予算については、その独立性を確保するために法科大学院個別の予算単位が設けられ、その予算単位において教員の研究費、事務経費等の予算を執行可能とする。さらに、資料6-1-1-1で示したとおり法科大学院に予算委員会が設けられ、同委員会が各年度の予算申請計画及び予算執行計画を検討している。

なお、派遣される検察官は、「みなし専任教員」として雇用されており、教育課程、入試、修了判定、学生指導を含む教育計画と教育運営方法について審議・決定する「法曹

養成専攻教授会」に出席し、法科大学院のカリキュラム編成や管理・運営について携わっている。みなし専任教員には、専用研究室が確保されオフィスアワーが設けられ、必要に応じ学生に対するアドバイスが行われている。このことにより、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任が担われている（資料9-1-1-4「上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）実務家教員就業規則」）（解釈指針9-1-1-4）。

資料9-1-1-4

上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）実務家教員就業規則

（目的）

第1条 この規則は、上智大学（以下「本学」という。）法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）における教育・研究その他の関連する分野において、上智学院（以下「学院」という。）が実務経験を有する実務家教員を任期を定めて雇用するために必要な事項を定める。

（資格）

第2条 前条に定める実務家教員とは、実務において特に優れた知識及び法曹経験を有する者とする。

（職名）

第3条 実務家教員の職名は、教授、助教授又は講師のいずれかとする。

（職務）

第4条 実務家教員は、本学における教育・研究並びに法曹養成専攻（法科大学院）教授会等に出席する等の職務を行う。

2 弁護士の実務経験を有する実務家教員は、原則として週2日以上出校し、年間を通じて1週当たり平均5時間以上の授業を担当しなければならない。

3 検察官の実務経験を有する実務家教員は、原則として週3日以上出校し、年間を通じて1週当たり平均6時間以上の授業を担当しなければならない。

4 実務家教員は、本学の教育研究組織に係る役職に就くことはできない。

（雇用期間）

第5条 実務家教員の雇用期間は、3年を超えないものとする。ただし、本学が審査の上適当と認めた場合は、期間を更新することができる。

（雇用契約）

第6条 学院は、実務家教員と雇用契約書を取り交わし、雇用契約を締結する。

2 実務家教員の契約期間は、満年齢が65歳に達した日の属する年度末を超えないものとする。

3 前項にかかわらず学院は、特段の事情がある場合には、個別に対応するものとする。

（研究費等）

第13条 実務家教員に対して、別表第2のとおり個人研究費及び学会旅費を支給する。

附 則

この規則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2004年（平成16年）5月1日から改正、施行する。

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

本法科大学院の管理運営は、法科大学院事務室が担っている。法科大学院事務室には、専任職員 1 人、特別嘱託職員 1 人の 2 人の職員が配置されており、法科大学院の会議資料の作成、教材の作成、エクスターンシップ派遣先との連絡、リーガルクリニックの運営準備、学生のレポート受領等の事務を担当している（解釈指針 9-1-2-1）。法科大学院事務室は、専任教員の多くの研究室が置かれている 2 号館 12 階にある。事務室内には、法科大学院長室も設置されており、院長及び専任教員との連絡調整が容易に取れるように工夫されている。なお、法科大学院事務室は、法学部事務室と併設されているために、繁忙期には法学部事務室の専任職員 1 人と特別嘱託職員 3 人の応援を得ることができる。

法科大学院に関する入試、学事、修了判定などに関する事務事項については、全学的に分掌する学事局が局長以下約 30 人の専任職員により、ルーチンワークとして担当している（資料 8-5-3-1 「上智学院事務組織図」、資料 9-1-2-1 「学校法人上智学院事務局組織規程」、資料 9-1-2-2 「事務分掌」）（解釈指針 9-1-2-1）。

資料 9-1-2-1

学校法人上智学院事務局組織規程

(事務局の設置)

第 3 条 事務運営組織として、総務局、人事局、財務局、学事局、学生局及び国際学術情報局の 6 局を設置する。また、上智短期大学及び上智社会福祉専門学校に、事務センターを置く。

2 総務局、人事局、財務局に、その所管事項を遂行するため、グループを置く。

3 学事局、学生局及び国際学術情報局に、その所管事項を遂行するため、センターを置く。

(学事局)

第 7 条 学事局は、学部・大学院における教務及び入試、生涯学習等に係る事務を行う。

附則

この規程は、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から施行する。

資料9-1-2-2

事務分掌

学事局 学事センター

- 1 教育制度、授業運営の改善企画提案に関する事
- 2 学則改正案のとりまとめに関する事
- 3 学年暦、学事日程、教務日程の立案に関する事
- 4 カリキュラム（教育課程）の管理に関する事
- 5 授業時間割編成及び授業教室の使用統制に関する事
- 6 教務（履修登録・授業・試験・成績評価・単位等）に関する事
- 7 学籍生成、変動の記録、及び保管に関する事
- 8 非正規生（科目等履修生・聴講生・研究生等）の受入及び教務に関する事
- 9 学生証の交付及び学籍・成績関係の証明書発行に関する事
- 10 学位記の作成、授与記録に関する事
- 11 離籍学生に関する学籍情報の一括管理に関する事
- 12 学事システムの開発、運用、保守に関する事
- 13 学生納付金額の算出及び請求に関する事
- 14 教職課程、学芸員課程等、免許取得課程の認定（変更）申請に関する事
- 18 大学院研究科、専攻等運営事務に関する事

職員の能力の向上については、「職員教育研修規程」に基づき、部署別教育研修、全学共通教育研修が実施され、職員の能力の向上に努めている（資料9-1-2-3「職員教育研修規程」）（解釈指針9-1-2-2）。

資料9-1-2-3

職員教育研修規程

（基本方針）

第2条 教育研修は、長期経営計画の一環として、職員の積極的な自己啓発及び研究活動を尊重し、援助するとともに、この規定に定める教育研修体系にしたがって、計画的、効果的、かつ、継続的に行う。

（教育を受ける義務）

第3条 職員は、自己の職務遂行能力の向上のために、この規程に定める教育研修に参加しなければならない。

（研修の種類）

第4条 教育研修は部署別教育研修、全学共通教育研修及び特別研修とに分け、それぞれを補完的に実施するものとする。

（部署別教育研修）

第5条 部署別教育研修は、個々の職場の教育必要点に基づき行う教育及び研修をいう。

2 部署内における教育は、就業中のあらゆる機会をとらえて、部署長及び管理監督にある者が部下に対して行わなければならない。

3 部署内における研修は、別に定める部署別研修実施要領にしたがって、計画的に行わなければならない。

(全学共通教育研修)

第6条 全学共通教育研修は、学院全般に共通する教育研修必要点に基づき、部署別教育研修によつて実施困難なもの及び人事局が実施する方が効果的なものについて、人事局が行う教育研修をいう。

2 全学共通教育研修は、次の区分によつて行う。

(1) 資格階層別基本教育研修(事務職員)

職員の各職能資格段階に基づく能力を育成するため、資格階層ごとに期待される基本的な管理運営に係わる知識を教育研究課程(別表)に基づいて修得、向上させるとともに、本学の経営方針及び教育理念の浸透を図ることを目的に行う研修。

なお、別表中、主事、主事補、副主事、副主事補を対象とする教育研究課程項目中、技能掌握または労務掌握にある者に必典な項目については、これら掌握の資格にある者に対して行うことができる。

(2) 上智ゼミナール(事務職員)

学院の管理運営に係わる諸問題及び一般的な大学問題及び教育問題に対する職員の認識と理解を深めさせるとともに、教育研究課程にしたがって学院の運営の中核若しくは運営方針の立案に参画し得る人材の養成を図ることを目的に行う研修

(3) 目的別研修

それぞれの職務において要求される様々な知識、技能及び能力を個別的に取り上げ、集中的に研修を施すことによつて、目的にかなう人材の育成を図るために行う研修

3 前項各号に掲げる各教育研修の種類、対象及び内容等については、全学共通教育研修実施要領に定める。

(委員会)

第10条 人事局長は、全学共通教育研修の計画及び実施についての基本的事項を審議するため、職員教育研修委員会を設ける。

2 職員教育研修委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2005年(平成17年)4月1日から改正、施行する。

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院においては、設置の理念に基づいた教育活動を実施するために必要となる財政上の手続が取られており、法科大学院に十分な経費が負担されている。2006年度においては、法科大学院からの要望により、当初、予算計上はされていなかった、学生自習室の環境改善のために空気清浄機の設置、授業評価アンケート実施のためのOMR読取機の購入が認められた(資料 9 - 1 - 3 - 1)(解釈指針 9 - 1 - 3 - 1)。

本法科大学院では、教育活動の維持・向上のため、判例データベース、教材・シラバス作成のための印刷費、製本費、教材作成のためのプリンター用紙・トナー等文具購入のための消耗品費が計上され、法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている(解釈指針 9 - 1 - 3 - 2)。

各年度の予算については、次の手順により決定している。

法科大学院教授会は法科大学院予算案を作成し、財務局へ予算申請書を提出する。財務局にて予算申請書を精査し、必要に応じてヒアリングをした後、理事長、学長、副学長、担当理事等の出席する予算委員会へ予算案を諮る。各年度の予算については、大学全体の予算編成大綱が理事会承認され、法科大学院予算もこの方針に沿うことが求められるが、法科大学院という特性上、必要な予算措置は考慮される。

予算委員会で承認されれば、常務会、理事会の承認を経て、財務局長より法科大学院長へ予算示達される。その後も、予算の変更や追加の必要が生じた場合、法科大学院長より学長及び財務局長へ常時相談が行われ、適正な財政となるよう措置している。特に学習環境に不可欠な施設・設備面の財政には欠けることがないよう、配慮されている。以上のように、上智大学では、法科大学院の運営に係る財政上の事情については、法科大学院の意見を聴取する機会が設けられている(解釈指針 9 - 1 - 3 - 3)。

資料 9 - 1 - 3 - 1 2006年度法科大学院予算・決算

(単位:円)

(経常予算)	予算	決算	差異	内 容
用品費	0	367,500	△367,500	自習室用空気清浄機 2 台
消耗品	670,000	994,161	△324,161	事務用品(プリンタ用紙、インク、文具等)
図書資料費	2,030,000	1,176,701	853,299	入試用六法 1000 冊×900 円、判例データベース(@3000 円)、教材用図書
郵便料	50,000	179,080	△129,080	事務通信、報告書発送等
電信電話料	20,000	37,340	△17,340	国際電話・ファックス使用料
運搬費	10,000	96,370	△86,370	宅急便
印刷費	1,800,000	991,355	808,645	教材、シラバス(三鈴印刷 350 冊×1600 円)、報告書等作成

製本費	30,000	0	30,000	資料等の製本
複写費	100,000	49,000	51,000	会議資料印刷等
交通費	20,000	640	19,360	省庁、弁護士事務所訪問
一般旅費	150,000	52,080	97,920	地方の大学での会議、打合せ等
クラス等補助費	200,000	200,000	0	意見交換会補助
保守委託費	0	62,370	△ 62,370	コピー・プリント複合機保守基本料金
他の委託費	790,000	517,650	272,350	授業評価アンケート(520 千円)、外部評価 (270 千円)
広告費	200,000	14,175	185,825	広告(リーガルクリニック)
渉外接待費	400,000	432,351	△ 32,351	弁護士、他大学関係者打合せ、謝礼用図書券購 入(8人×5000円)等
会議費	300,000	387,669	△ 87,669	各種委員会の会議、飲食等
学外実習費	500,000	258,470	241,530	学生のエクスターンシップにおける出張旅費 (10人×5万円)
諸会費	250,000	150,000	100,000	法科大学院協会、上智法曹会会費
報酬料金	800,000	628,041	171,959	ガイダンス講師の謝金、教材開発補助・入学予定 者説明会受付等アルバイト等
福利費他	850,000	825,672	24,328	
機器備品支出	0	934,500	△934,500	授業評価アンケート集計用OMR読取機
計	9,170,000	8,355,125	814,875	
(特別予算)	予算	決算	差異	内 容
消耗品費	419,000	439,530	△ 20,530	卒業生司法試験用ロッカー設置
運搬費	21,000	0	21,000	卒業生司法試験用ロッカー設置
計	440,000	439,530	470	
(合計)	9,610,000	8,794,655	815,345	

この他の予算として、法科大学院専用自習室（メディア関係）の予算単位を設定し、2004年度は経常予算と特別予算を併せて67,226,000円、2005年度以降は経常予算として毎年度18,500,000円規模の予算を確保している。法科大学院専用図書室にも図書充実のための予算単位を設定して、20,000,000円規模の予算を保持し続けている。また、同図書室の図書以外の経常予算も、開室時間を延長し、学習環境を向上させる費用として12,000,000円規模を保持している。

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、2004年4月から2006年7月の活動について自己評価を実施し、その成果を、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検評価委員会『上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価報告書（2004年4月～2006年7月）』（2006年9月）（以下、『自己点検・評価報告書』という。）としてとりまとめ、公表している（別添資料8-1「自己点検・評価報告書」）。

報告書作成は、自己点検評価委員会が中心になって進められた。構成や記述内容について、議論を重ね、以下のような概要となっている。

まえがき

目次

第1部 法科大学院の理念と将来構想

第2部 教育体制

研究教育組織

1. はじめに
2. 教員組織の概要
3. 専任教員の配置と構成

入試制度・状況

1. 入学定員・出願方法・他学部卒・社会人・外国語特別枠
2. 入学試験
3. 状況

学生生活・福利厚生

1. 授業料・奨学金
2. 福利厚生
3. 進路相談

第3部 形成支援プログラム

1. 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」
2. 「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」

第4部 教員の個人活動

以上の内容について記載した「自己点検・評価報告書」は、学内及び学外に対して公表している。すなわち、学内向けとして、本法科大学院の学生に対しては、本学2号館の法科大学院フロアに備え付けて閲覧に供しているほか、学内の関係諸機関に配布済みである。また、学外に対しては、本法科大学院の外部評価委員に提示済みであり、さらに今後、その内容を本法科大学院のホームページ上に公開して閲覧に供することに向けて、所要の作

業を行っているところである。

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9-2-2 に係る状況)

1 評価項目

上述の『自己点検・評価報告書』にあるように、本法科大学院においては、教育組織としての特徴と研究組織としての特徴を踏まえて、評価項目を設定している。評価項目の中心は、教育体制にある。そこでは、①教育体制に関する内容（教員組織の概要、専任教員の配置と構成）、②入試制度・状況に関する内容（志願者数、受験者数、第1次試験合格者数、第2次試験合格者数、最終合格者数、補欠合格者数、合格者内訳数）、③形成支援プログラムに関する内容（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」、「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」）などがある。研究組織については、教員の研究活動を掲載しているが、単に業績などを並べるだけではなく、教員による簡単なコメントを付している。

2 実施体制（解釈指針 9-2-2-1）

本法科大学院における自己点検・評価に関しては、基準 9-1-1 でもみたように、常設組織として、「自己点検評価委員会」を設置している。『自己点検・評価報告書』は、その活動の成果である。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院では、資料 6 - 1 - 1 - 1 に示すとおり各種委員会を設置し、緊密な連携により、自己点検及び評価の結果が教育活動の改善に活用できる体制を整備している。すなわち、自己点検評価委員会を中心とする自己点検及び評価の結果により、カリキュラムの整備・改善等の制度的手当は教育研究委員会において審議し、授業内容及び方法の改善等にかかる運用面はFD委員会が機動的に対応している。

『自己点検・評価報告書』の「第1部法科大学院の理念と将来構想」、「第2部教育体制」においては、教育活動等にかかる目標を設定し、それに向けての現状を分析している。また、「第4部教員の個人活動」においては、各評価項目について、「コメント」を付している。そこでは、自己点検・評価対象期間の活動を踏まえて、今後の活動目標が提示されている（解釈指針 9 - 2 - 3 - 1）。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

本法科大学院では、落合誠一（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、酒巻匡（京都大学大学院法学研究科教授）、原壽（長島大野常松法律事務所マネージングパートナー）の3氏により構成される外部評価委員会を組織している。委員は、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関して広くかつ高い識見を有する実務家1名、及び本科大学院の教育に従事している研究者2名である（解釈指針 9 - 2 - 4 - 1）。

外部評価委員会は、2005年7月1日に、本法学研究科を訪問し、「企業法務演習」「環境法実務演習」の授業を見学した後、関係施設（階段教室、法廷教室、図書室、自習室）の見学も行った。以上を踏まえて、専攻主任（院長）ほか関係教員との間で質疑応答がされた。改善を求めるという趣旨の指摘はされなかったが、質疑応答に関する事項について、その後、確実にされているかどうかのチェックを実施している。

さらに、本法科大学院は、外部評価委員会に対して、上述の『自己点検・評価報告書』を提供し、外部評価を受けた。2007年2月10日に、3名の外部評価委員が本法科大学院を訪問し、質疑応答が行われた。この場でも、特段の疑義は示されなかったが、議論の内容を踏まえて、再度、自己点検・評価内容についてのチェックを行っている（別添資料 9 - 3 「外部評価委員会」）。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、入学説明会の開催、「法科大学院案内」の発行及び本学ホームページ内における「上智大学法科大学院」のページ設置により、教育研究活動等に関する情報提供を行っている。

入学のための説明会は、2006年度は6月21日、2007年度は前年度中の1月20日及び6月19日に開催した。説明会では、本法科大学院の教育理念や目的を十分に理解されるように説明し、カリキュラムの体系、各科目の内容、法科大学院における科目履修についての留意点、修了要件等について法科大学院長及びカリキュラム担当教員から説明している。

「法科大学院案内」では、特色、カリキュラム、シラバス、教員の研究テーマ・実績、研究・授業への取組み、過年度の入試実施状況等を説明している（別添資料1-1「2006年度、2007年度法科大学院案内」）。

また、「上智大学法科大学院」のホームページでは、法科大学院の概要、カリキュラム、教員、施設、入学試験、授業料／奨学金等の項目を公開している。さらに、法科大学院の所属教員の研究業績は、本学ホームページ内の「教員教育研究情報データベース」により公開している。

本学は、2003年10月から、それまで一元的に蓄積・管理されていなかった教育研究業績情報をデータベース化し、きめ細かい情報収集を行い、これを活用することを構想した「上智大学教員教育研究情報データベース」を稼働させている。このデータベースの情報提供項目は、学歴、取得学位、兼務、学外活動、現在の研究課題、所属学会・委員会等のプロフィール、及び著書・論文、受賞学術賞、著書・論文以外の研究業績である。また、本データベースでは、教員自身がWeb上で随時自由に業績情報を更新し、これを蓄積することになっている。これにより本学の教育研究業績情報は、以前に比べ格段に情報量が豊富になり、かつ精度も向上することになった。大学ホームページから、これらの情報が常時閲覧可能であるため、法科大学院所属教員の教育活動や研究業績等もこれにより公表されている。

また、大学広報誌「上智大学通信」において、2006年9月の新司法試験結果を公表した。

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、法科大学院案内、入試要項、履修要綱、シラバス集を刊行し、加えて法科大学院ホームページ (<http://lawschool.cc.sophia.ac.jp>) の情報更新により必要事項を公表している。

なお、解釈指針 9-3-2-1 において掲げる事項が記載されている文書は、次のとおりである。

- (1) 設置者
履修要綱中の上智大学学則及びホームページ
- (2) 教育上の基本組織
履修要綱及びホームページ
- (3) 教員組織
法科大学院案内、履修要綱及びホームページ
- (4) 収容定員及び在籍者数
法科大学院案内、履修要綱及びホームページ
- (5) 入学者選抜
入学案内及びホームページ
- (6) 標準修了年限
履修要綱及びホームページ
- (7) 教育課程及び教育方法
履修要綱、シラバス及びホームページ
- (8) 成績評価及び課程の修了
履修要綱及びホームページ
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
法科大学院案内、入学案内及びホームページ
- (10) 修了者の進路及び活動状況
ホームページ

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

本法科大学院では、自己点検・評価に関する文書、及び教育活動に関する重要事項として公表するものに係る文書を含め、評価の基礎となる情報は、法科大学院長が法曹養成専攻の「学事に関する運営を掌る」(上智学院職制第17条第2項)者として、その責任において調査・収集し、法科大学院担当の事務職員の補助を受けて、法科大学院長室でこれらを保管・管理している。これにより、必要な情報は、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる態勢を整えている(解釈指針9-4-1-1、9-4-1-3)。

実務的には、これらの情報のうち、特に、教育研究関連の情報については教育研究委員会が、学生生活関連の情報については学生生活委員会が、入試関連の情報については入試委員会が、自己点検・評価関連の情報については自己点検評価委員会が、FD関連の情報についてはFD委員会が、それぞれの職責として、その調査及び収集を行い、法科大学院長の下へそれらの情報を集約することとしている。

これらの情報は、「法学部文書保存規程」に準じて、所定の期間保管することとしており、評価の際に用いた情報については、すべて、評価を受けた年から5年間保管するものとしている(解釈指針9-4-1-2)。

資料 9-4-1-1

法学部文書保存規程

1 (目的)

この規程は、法学部文書取扱規程7条に基づき本学部における文書の保存、廃棄の基準を定め、業務の確実・円滑な処理を図ることを目的とする。

2 (定義)

この規程において保存の対象となる文書とは、原則としてその内容の処理が終了した文書をいう。

3 (保存の方法・場所)

- 1) 文書は原文又は正本で保存上安全な書庫又は非常の際搬出の容易な適当な箇所に保存するものとする。
- 2) 原文又は正本で保存しえない場合はその控え又は写しで保存することができる。

4 (保存期間)

1) 文書の保存期間は法令その他別段の定めのある場合を除くほか次の4種とする。

- ① 永久
- ② 10年
- ③ 5年
- ④ 1年

2) 文書の保存期間の決定は文書保存期間標準表（以下標準表という）の定めるところによる。

3) 前項の標準表に記載のない文書の保存期間については、文書取扱責任者が主管者と協議して決定するものとする。

5 (保存期間の起算)

保存期間は文書内容の処理が終了した年度の4月1日よりこれを起算する。

6 (整理)

1) 文書取扱責任者は、文書を毎年5月末日までに整理し、文書名、保存期間、保存の始期及び終期、その他必要事項を明示し、保存種別の区分標識を付して行うものとする。

2) 前項の保存種別の区分標識は標準表の例による。

7 (保存文書目録)

1) 文書取扱責任者は、保存文書を標準表と照合して保存文書目録（以下目録という）を作成する。ただし1年保存文書についてはこの限りでない。

2) 目録は、文書の検索管理に役立つよう作成し、また廃棄目録をも兼ねるものとする。

8 (保存文書の管理)

文書取扱責任者は目録に基づいて文書管理状況を明瞭にし、紛失、火災、盗難等の防止に注意しなければならない。

9 (廃棄)

1) 保存期間の満了した文書は毎年5月末日まで目録に廃棄日を記入してこれを廃棄するものとする。

2) 廃棄は文書取扱責任者が主管者と協議して裁断・焼却等該当文書の性質を考慮して行うものとする。

3) 廃棄の際文書取扱責任者が特に必要と認めるときは、主管者と協議して保存期間の延長をすることができる。

4) 永久保存文書のうちで永久保存する必要がなくなったものについては、文書取扱責任者は主管者と協議してこれを廃棄することができる。

10（保存方法の特例）

保存文書で特に必要あるものについてはマイクロフィルム等に記録して保存することができる。

附則

この規程は昭和61年4月1日より施行する。

2 優れた点及び改善を要する点等

本法科大学院には、教育活動等に関する自己点検・評価を行う独自の組織として「自己点検評価委員会」が置かれ、自己点検・評価の趣旨に則して「上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻自己点検・評価報告書」を2006年9月に刊行した。そこでは、本法科大学院の教育目標を明確に記載し、それに向けての現状分析を行っている。

以上が優れた点であり、改善を要する点は特にない。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

1 法科大学院専用施設

法科大学院を開設した 2004 年度においては、中央図書館 9 階に専用自習室、図書室等を設けていたが、2005 年度からは、新しく竣工した 2 号館 2 階へ専用施設全体を移設した。2 号館 2 階には、講義・演習室、模擬法廷、法科大学院図書室があり、法曹教育に必要な環境が整えられている。また、自習室及びグループによる自主的な討論・ゼミ等のための専用学習室も用意されており、多様な学生の要請に対応できる快適な学習環境を提供すべく配慮がなされている。

専用施設の詳細については、下記のとおりである。

(1) 専用講義・演習室 (3 室) (解釈指針 10-1-1-1)

通常の講義での利用を主たる目的とする。

内訳は次の通りである。

127 m² (定員 42 名) × 1 室

178 m² (定員 102 名 (含む身障者席 1 席)) × 2 室

(2) グループ学習室 (解釈指針 10-1-1-1)

演習に利用するほか、学生の自主的なゼミなどにも利用されている。

内訳は次の通りである。

48 m² (定員 24 名) × 1 室

50 m² (定員 24 名) × 1 室

(3) 法廷教室 (287 m²) (解釈指針 10-1-1-1)

法廷教室は、模擬裁判 (民事・刑事) での利用を念頭に法廷用の各種設備が整えられ

ている。模擬法廷として使用しない場合は、法廷設備を収納し、会議室、演習室として使用することもできる。

(4) 法科大学院事務室及び教員研究室 (約 21 m²) (解釈指針 10-1-1-2、10-1-1-3、10-1-1-4)

2号館内(12階～14階)に法科大学院事務室及び専任教員用の個人研究室がある。法科大学院の諸施設と同じ建物内に設置しており、また、研究室には学生との面談が十分できるスペースが確保されているため、学生の学修にとって有用なものとなっている。

非常勤講師については、2号館1階にある講師控室を利用することができる。

なお、派遣裁判官、派遣検察官には、通常の個人研究室を利用して、準備ができることとしている。

(5) 法科大学院自習室 (583 m²) (解釈指針 10-1-1-5)

法科大学院生専用自習室として、キャレルデスク216席がある。全ての席が電源・情報コンセント対応であり、うち40席は、PC用専用席である。また、プリンター7台を学生の利用に供している。所持品(教材)保管用ロッカーは、174人分を設けている。法科大学院図書室に隣接し、図書資料を有効に活用できるよう配慮している。

利用時間は、7時から23時までで、年末年始などを除きほぼ年中利用できる。また、主として図書室閉室時の利用のため、基本的な学習用図書等が備え置かれている。

(6) 法科大学院図書室 (399.25 m²) (解釈指針 10-1-1-6)

図書・雑誌等の配架場所の他、閲覧席30席(内訳:キャレルデスク14席、共同デスク16席)、利用者用として、パソコン4台、プリンター1台、コピー機2台、ブックディテクションシステム及びブックチェックユニット(資料無断持ち出し防止装置)、カウントアイ(入室者数計測器)を設置している。図書室は学習室としても利用可能である。

図書室管理及び利用者へのサービスに対応するスタッフとして、専任職員及び委託業者が常駐している。なお、法科大学院図書室についての詳細は「10-3 図書館の整備」で述べる。

(7) 法科大学院生専用ラウンジ

法科大学院生専用のラウンジであり、院生同士のコミュニケーション、休息、グループワークや討論の場として多目的に活用されている。

2 その他の学習施設等

(1) 中央図書館

法科大学院図書室とは別に学内には中央図書館が設置されており、同一キャンパスに

あって法科大学院も管理に参画しているため法科大学院学生は支障なくこれを利用することができる。

中央図書館は総合図書館の機能を担っており、人文・社会・自然科学分野における網羅的な蔵書構築に努めており、法科大学院関係者は、法科大学院図書室と併せて中央図書館を利用することにより、幅広い学習・研究をすることができる。

中央図書館の蔵書の現状は、以下のとおりである（2006年9月末現在）。

図書	約 100 万冊（和書 49 万冊、洋書 50 万冊）
雑誌・新聞	約 10,700 誌（和雑誌 4,400 誌、洋雑誌 6,300 誌）
（内継続雑誌・新聞	3,481 誌（和雑誌 1,849 誌、洋雑誌 1,632 誌）
AV 資料	約 37,000 点
データベース	44 点

（2）資料室等

資料室は、法学研究科（法科大学院を含む）と法学部共用の施設であり、法科大学院の諸施設が集中する2号館の12階に設置され、法科大学院学生も一定の手続きを経て利用することができる。主として教員の研究・教材作成用の資料が所蔵され、司書資格を持つ担当者が資料の整理・運用にあっている。

また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「仲裁・ADR・交渉の研究と実践」によって収集した資料・文献についても、法科大学院学生の利用に供している。

（3）総合メディア関連施設

IT等の拠点として、2号館3階、地下2階に施設・設備等を集積している。3階のコンピュータールームには、最新のIT機器が装備され、法科大学院学生を含む学生全員が自由に利用できる。

（4）バリアフリーの施設

法科大学院のある2号館は、バリアフリー設計されており、車椅子用トイレやエレベーターは、全機種が視聴覚障害に対応し、うち1台が車椅子対応である。また、演習室においても車椅子用座席を設けている。

3 関連施設

（1）法科大学院会議室、院長室

2号館12階には、法科大学院専用の会議室が2室設けられており、各種委員会に利用されている。また同階には法科大学院院長室がある。

（2）教材開発室（32 m²）

法学部等との共用施設であるが、法科大学院用教材もここで作成されている。印刷用各種機械、共用パソコン、その他の教材作成用設備が備えられている。

(3) コンピュータ室 (15 m²)

法科大学院、法学部等で用いる教材や、HP データ等の作成・管理のために活用されている。

(4) リーガルクリニック用施設

法科大学院の正規の開講科目としてリーガルクリニック（無料法律相談）を、春学期・秋学期とも毎週土曜日に実施している。リーガルクリニックは2号館2階を中心に行っているが、教員研究室のフロアーにもリーガルクリニック専用の部屋（2室）を設け、各種会議及び打合せの場として利用している。

10-2 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10-2-1 に係る状況)

1 設備の概要

法廷教室を含む全ての教室・演習室にマルチメディア設備として液晶プロジェクター、大型スクリーン、ビデオデッキ、DVD プレイヤー、書画カメラを設置し、さらに、質疑応答が行い易い環境を提供するために有線・無線マイクを配備することで、多様な授業形態に対応できる環境を構築している。また、少人数用のグループ学習室にも液晶プロジェクター、スクリーン、書画カメラを設置し、メディアを活用したグループ討議ができる環境を提供している。

自習室、各演習室、グループ学習室、図書室、学生ラウンジには有線の情報コンセントと無線のアクセスポイントを配備し、どこでも自由にネットワークへの接続ができる環境を提供し、利便性を高めている。

法科大学院図書室には約 18,000 冊の図書及び 523 誌の雑誌が配架されている(詳細は、後述 10-3 で述べる)。また、図書室には利用者用・業務用をあわせて十分な数の情報検索用パソコン、プリンターを備え、コピー機も設置している。

2 専用施設に備えられた設備・機器のリスト (いずれも 2006 年 9 月末現在)

(1) 自習室に設置されている設備・機器

パソコン 日立 FLORA 310W DA6×40 台

プリンタ Ricoh IPSio850(両面印刷オプション付)×7 台

有線情報コンセント(机埋め込み型 1 口)×208 席

無線 LAN アクセスポイント(AirStation)×3 箇所

(2) 法廷教室(合計 1 室)に設置されている設備・機器

法廷設備(裁判官席、検察官・弁護人席、書記官席、法廷柵、傍聴席など)

120 インチ液晶プロジェクター×2

世界対応ビデオデッキ×1

DVD プレイヤー×1

書画カメラ×1

ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)

有線マイク

70 インチ液晶プロジェクター×1

書画カメラ×1

有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×56箇所

無線LANアクセスポイント(AirStation)×2箇所

(3) 演習室(中規模教室合計2室)に設置されている設備・機器(各室同一)

120 インチ液晶プロジェクター×2

世界対応ビデオデッキ×1

DVDプレイヤー×1

書画カメラ×1

ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)

有線マイク

有線情報コンセント(机埋め込み型1口)×62席

有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×2箇所

無線LANアクセスポイント(AirStation)×2箇所

(4) 演習室(小規模教室1室)に設置されている設備・機器

120 インチ液晶プロジェクター×1

世界対応ビデオデッキ×1

DVDプレイヤー×1

書画カメラ×1

ワイヤレスマイク(ハンド型及びタイピン型)

有線マイク

有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×12箇所

無線LANアクセスポイント(AirStation)×2箇所

(5) グループ学習室(合計2室)に設置されている設備・機器(各室同一)

70 インチ液晶プロジェクター×1

書画カメラ×1

有線情報コンセント(床埋め込み型2口)×9箇所×2室

無線 LAN アクセスポイント(AirStation) × 1 箇所 × 2 室

(6) 法科大学院図書室に設置されている設備・機器

利用者用

パソコン 4 台 Dell OPTIPLEX GX280
プリンター 1 台 RICOH IPSIO NX650S
コピー機 1 台 RICOH Imagio Neo 452
コピー機 1 台 Konica Minolta 7145
ブックディテクションシステム 1 台 3M

業務用

パソコン 3 台 Dell OPTIPLEX GX280
プリンター 1 台 Canon LBP-1820
コピー機 1 台 RICOH Imagio Neo 452

その他

有線情報コンセント(机埋め込み型 1 口) × 14 席
有線情報コンセント(床埋め込み型 2 口) × 9 箇所
無線 LAN アクセスポイント(AirStation) × 2 箇所

(7) 法科大学院学生専用ラウンジ

有線情報コンセント(床埋め込み型 2 口) 4 箇所
無線 LAN アクセスポイント(AirStation) 2 箇所

10-3 図書館の整備

基準 10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 10-3-1 に係る状況)

1 概要 (解釈指針 10-3-1-1)

上智大学には、従来、人文・社会・自然科学の全分野を収集範囲とする中央図書館と神学分野を収集範囲とした図書館石神井分館が設置されていた。

2004 年度法科大学院開設に伴い、法科大学院の教育研究に対応できるよう法学分野を専門とする法科大学院専用図書室を中央図書館内 9 階に開設した。2005 年 4 月、新棟 (2 号館) 竣工に伴い、その 2 階に法科大学院関係施設を集中配置することとなり、専用図書室も新設した。中央図書館に開設した専用図書室は 2004 年度末移転し、2005 年 4 月より 2 号館 2 階の新設の専用図書室として現在に至っている。

新図書室は、399.25 m²のスペースを有し、図書及び雑誌配架用の書架、閲覧席 30 席、利用者専用のパソコン 4 台、プリンター 1 台、コピー機 2 台を備えている。また、図書室専従スタッフも最大限充実するよう努めており、法科大学院学生及び教員のさまざまな学習上・研究上の要求に応えている。

2 図書室職員の配置 (解釈指針 10-3-1-2)

専任職員を 2 名、委託を 1 名 (ただし、委託の 1 名は 3 名の担当でローテーション勤務) を配置して、貸出業務及び利用者サービス等の法科大学院図書室全般の運営に従事している。

平日時間帯による図書館員の常駐状況は以下のとおりである。

内訳	午前	専任	1 名、委託	1 名
	午後	専任	2 名、委託	1 名
	夜間	委託	1 名	

なお、土曜日・日曜日・祝日等は、終日委託業務とし、1 名が常駐している。

3 図書室職員の資格 (解釈指針 10-3-1-3)

専任職員 2 名は、基本的には 9:00~17:15 の時間帯に常駐し、利用者サービスに従事している。

法科大学院図書室のサービス向上のために、専任の職員 (うち一名は司書の資格を有する) は法律図書館連絡会及び同定例研究会セミナーに参加している。また、ロー・ラ

イブラリアン研究会セミナー等にも参加し、法律情報に関する修得に努め、図書室サービスに反映させている。

法律情報に関する研究会・セミナーには今後も積極的に参加することを予定しており、高度化する法律情報及び利用者の図書室への要望に対応できるよう努めている。

4 蔵書等の状況について（解釈指針 10-3-1-4）

図書は和書を中心に、法学の各分野に関する文献を網羅的に収集し、研究書・専門書・教科書・法令集・判例集等、教育研究に必要とされる図書を揃えている。また、実務的な図書及び基本的な外国法の参考書についても可能な限り収集するよう努めている。

雑誌も図書と同様、法律分野の和雑誌を中心にバックナンバーも含めて収集し、「ジュリスト」・「判例タイムズ」・「判例時報」等の主要法律雑誌を所蔵している。また、各大学法学部及び法科大学院が刊行している紀要も収集している。法律分野以外では一般雑誌として時事問題・社会問題を扱う雑誌や各種統計資料、レファレンス用書籍、辞典等も所蔵している。

主要法律雑誌のデータベースも導入しており、電子ジャーナルの利用も可能である。

法律学と密接に関連する経済学・社会学・政治学等の文献・資料等については、一部法科大学院図書室でも収集しているほか、中央図書館の利用を促すことで学生の要請に答えている。また、中央図書館は法律分野の資料も所蔵していることから、法科大学院図書室の補完的役割を担っている。

2006年9月現在の法科大学院図書室の蔵書は以下のとおりである。

(1) 図書	17,798 冊	(和書 14,073 冊、 洋書 3,725 冊)
(2) 雑誌	523 誌	(和雑誌 495 誌、 洋雑誌 28 誌)
*内継続雑誌	384 誌	(和雑誌 364 誌、 洋雑誌 20 誌)
(3) 視聴覚資料	114 点	
(4) データベース	11 点	(オンライン：9 点、CD-ROM：2 点)

5 蔵書等の管理（解釈指針 10-3-1-5）

蔵書等構築については法科大学院教員の方針・指示のもと、中央図書館が発注・受入れ・登録作業を一括して管理しており、法科大学院図書室職員の業務は利用者サービスに専念することを前提としている。

図書室職員は、教員及び学生と情報交換をしながら、教育・研究に必要な蔵書の充実に努めている。また、利用者サービスに関わる日々の書架管理を行い、利用者の利便性に配慮している。

6 教育・研究支援体制（解釈指針 10-3-1-6）

法科大学院生の教育の便宜を図るために、法科大学院図書室の年間開室日数は 2005 年

度、341日開室した。2006年度も同程度の開室日数を確保している。

開室時間（及び貸出サービス）は、次のとおりである。

平日	授業・試験期間	9:00～22:00
	授業・試験期間以外	9:00～20:00
土・日・祝日	授業・試験期間	9:00～20:00
	授業・試験期間以外	10:00～18:00

法科大学院図書室の図書館員は、資料の貸出サービスの他、レファレンスサービスも担当しており、利用者の資料探索の支援を行っている。

図書室には、閲覧席も30席設置されており、学生は資料を利用しながら学習することもできる。

7 設備・機器の整備（解釈指針10-3-1-7）

利用者に対する情報検索サービスの充実を目的として、パソコンを4台設置している。

これらの情報検索用パソコンにより、法科大学院図書室所蔵の図書・雑誌等の検索のほか、中央図書館の蔵書の検索も可能である。また、近年、電子媒体資料の発達により、法律系データベースが充実してきており、利用者はパソコンで、瞬時に必要な情報を入手することができるようになっている。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点としては、次の点が挙げられる。

第1に、講義・演習室、法廷教室、法科大学院図書室などが同じフロアーに集中して存在し、また法科大学院事務室、会議室、教員研究室等が同じビル内に配置されていることから、施設の管理・利用を効率的かつ円滑に行うことができることである。この点は、上智大学法科大学院が少人数制のきめ細かな法曹教育を行うための重要な基盤の一つとなっている。

第2に、設備・機器の内容の面からも、充実した学生の学習環境を提供している。たとえば、講義・演習室等には、授業用の書画カメラなど最新のAV・情報機器を備えて双方向授業などを支援している。また、自習室には希望学生全員が利用できるキャレルデスクを備えるほか、学生の要望に応じて、プリンターを設置・増設したり、自習用図書（教科書や逐条解説書などで構成され、主として図書室閉室時の利用を想定している）の配架・蔵書追加を図るなど、さらなる充実のために継続的な措置をとっている。また、グループ学習用の部屋も、正規の授業を補う自主的な学習の場として、活発に利用されている。

第3に、専用図書室についても、規模はそれほど大きくない反面、自習室の隣室におかれて学生の利用には最適の環境であり、また図書の配置や設備もコンパクトで使いやすくなっている。職員の目配りも行き届き、学生も快適に利用している。

一方、改善を要する点は今のところないが、今後の課題としては、まず法科大学院図書室のさらなる整備が挙げられる。法科大学院設置に際しては、大学本部の理解により、特例的な予算措置を受けて図書・雑誌の新規整備が可能になった。しかし、多様化するデータベース、オンライン検索等の利用環境を整えるとともに、より一層学習・研究資料を充実させていく必要がある。また、授業や教材作成支援のための設備・機器の整備という側面においては、上述のように一定程度の環境整備は実現したものと評価しているが、授業方法・実務教育技術等の発展に対応して、今後とも計画的な充実・整備が必要である。